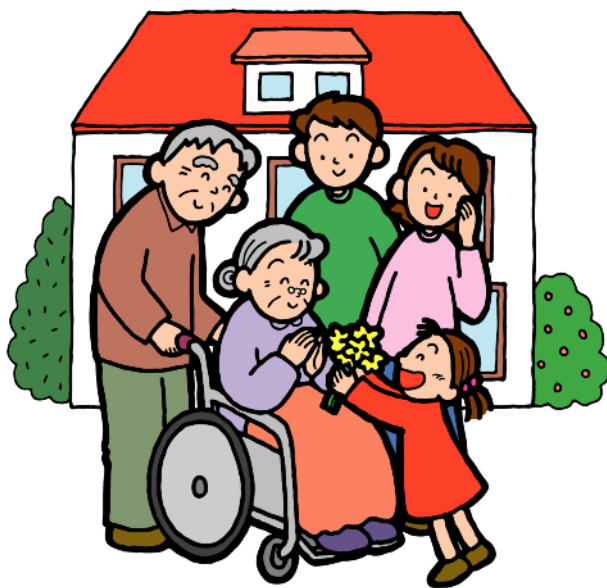


---

# 八百津町地域福祉(活動)計画

---

平成 21 年度 ~ 平成 25 年度



平成 21 年 3 月

八百津町・八百津町社会福祉協議会



# も く じ

## 第1章 計画策定にあたって ..... 1

### 1 計画策定の趣旨 ..... 1

- 1 「地域福祉」とは ▶ 1
  - (1) 「地域福祉」という言葉の意味 ▶ 1
  - (2) 「しあわせ」は自分でつかむもの ▶ 1
  - (3) 地域を見渡すと... ▶ 1
- 2 「地域福祉（活動）計画」とは ▶ 2

### 2 計画の位置づけと計画期間 ..... 3

- 1 計画の位置づけ ▶ 3
  - (1) 法的位置づけ ▶ 3
  - (2) 「八百津町地域福祉（活動）計画」について ▶ 4
  - (3) 他の関連計画との位置づけ ▶ 4
- 2 計画の期間 ▶ 5

### 3 計画の策定方法 ..... 6

- 1 町民意識アンケート調査 ▶ 6
- 2 地域懇談会 ▶ 6
- 3 庁内組織での検討 ▶ 7
- 4 八百津町地域福祉推進協議会による協議 ▶ 7

## 第2章 八百津町の現況 ..... 8

### 1 統計調査からみる八百津町の現況 ..... 8

- 1 人口 ▶ 8
  - (1) 年齢区分別人口の推移 ▶ 8
  - (2) 年少人口率・生産年齢人口率・高齢化率の推移 ▶ 9
  - (3) 各地区の人口 ▶ 9
- 2 人口動態 ▶ 10
- 3 世帯の動向 ▶ 11
  - (1) 一般世帯と一世帯あたりの平均世帯人員 ▶ 11
  - (2) 子どものいる世帯 ▶ 11
  - (3) 高齢者のいる世帯 ▶ 12

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 4 | 就業の動向 ▶ 13               |    |
|   | (1) 労働力状態別人口 ▶ 13        |    |
|   | (2) 産業別就業人口割合の推移 ▶ 13    |    |
| 2 | 八百津町の福祉の動向               | 14 |
| 1 | 社会福祉施設の配置状況 ▶ 14         |    |
| 2 | 保育園の在園児数 ▶ 14            |    |
| 3 | 小学校の在校生数 ▶ 15            |    |
| 4 | 中学校の在校生数 ▶ 15            |    |
| 5 | 支援を必要とする人の動向 ▶ 16        |    |
|   | (1) 要介護認定者数 ▶ 16         |    |
|   | (2) 障がい児・者数 ▶ 16         |    |
| 3 | 八百津町の地域活動等の動向            | 17 |
| 1 | 地域の各種団体数等 ▶ 17           |    |
|   | (1) 地域の福祉活動を担う役員等 ▶ 17   |    |
|   | (2) 地域の福祉活動団体等 ▶ 17      |    |
| 2 | 町社会福祉協議会の地域福祉関係事業 ▶ 18   |    |
| 4 | アンケート調査からみる八百津町の現況       | 19 |
| 1 | 町民の地域福祉の意識や地域活動の現状 ▶ 19  |    |
|   | (1) 地域とのかかわりや意識について ▶ 19 |    |
|   | (2) 地域での助けあいについて ▶ 23    |    |
|   | (3) ボランティア活動について ▶ 25    |    |
|   | (4) 福祉サービスの利用について ▶ 27   |    |
|   | (5) まちづくりについて ▶ 31       |    |
|   | (6) 社会福祉協議会について ▶ 33     |    |
| 5 | 地域懇談会での意見                | 34 |
| 1 | 八百津地区の現況 ▶ 34            |    |
|   | (1) 人口 ▶ 34              |    |
|   | (2) 地域懇談会での意見 ▶ 34       |    |
| 2 | 伊岐津志地区の現況 ▶ 38           |    |
|   | (1) 人口 ▶ 38              |    |
|   | (2) 地域懇談会での意見 ▶ 38       |    |
| 3 | 和知地区の現況 ▶ 40             |    |
|   | (1) 人口 ▶ 40              |    |
|   | (2) 地域懇談会での意見 ▶ 40       |    |

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 4 | 久田見地区の現況 ▶                    | 43 |
|   | (1) 人口 ▶                      | 43 |
|   | (2) 地域懇談会での意見 ▶               | 43 |
| 5 | 福地地区の現況 ▶                     | 46 |
|   | (1) 人口 ▶                      | 46 |
|   | (2) 地域懇談会での意見 ▶               | 46 |
| 6 | 潮南地区の現況 ▶                     | 48 |
|   | (1) 人口 ▶                      | 48 |
|   | (2) 地域懇談会での意見 ▶               | 48 |
| 6 | 地域福祉推進計画（第1期地域福祉計画）について       | 52 |
|   | 1 地域福祉推進計画 ▶                  | 52 |
|   | 2 地域福祉推進計画での取り組みを受けての今後の展開等 ▶ | 53 |

### 第3章 基本構想 ..... 61

|   |       |    |
|---|-------|----|
| 1 | 基本理念  | 61 |
| 2 | 基本目標  | 61 |
| 3 | 計画の体系 | 63 |

### 第4章 基本計画 ..... 66

|           |                             |    |
|-----------|-----------------------------|----|
|           | 第4章について                     | 66 |
| 1         | 住民主体の福祉のまちづくり               | 67 |
| 1 - 1     | 福祉教育の推進 ▶                   | 67 |
| 1 - 1 - 1 | 子ども対象の福祉教育の推進 ▶▶▶           | 67 |
|           | (1) 人権教育の推進 ▶               | 67 |
|           | (2) 福祉協力園・福祉協力校指定事業の推進 ▶    | 67 |
| 1 - 1 - 2 | 大人対象の福祉教育の推進 ▶▶▶            | 68 |
|           | (1) 福祉教室、ボランティア教室、出前教室の開催 ▶ | 68 |
|           | (2) 地域懇談会の開催 ▶              | 68 |
|           | (3) 町行事等での福祉教育やPR活動の推進 ▶    | 68 |
| 1 - 2     | 住民助けあい活動の推進 ▶               | 69 |
| 1 - 2 - 1 | 地域住民間での地域のニーズの把握と共有 ▶▶▶     | 69 |
| 1 - 2 - 2 | 地域での助けあい活動の推進 ▶▶▶           | 69 |
|           | (1) 見守り・緊急対応の仕組みづくりの推進 ▶    | 69 |

|  |    |
|--|----|
| ( 2 ) 小地域における助けあい活動の推進 ▶                   | 70 |
| 1 - 2 - 3 町内 6 地区における福祉委員会(仮称)の設置の検討 ▶▶    | 71 |
| 1 - 2 - 4 住民参加型事業の推進 ▶▶                    | 72 |
| ( 1 ) 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援の推進 ▶        | 72 |
| ( 2 ) ふれあい型配食サービスの推進 ▶                     | 72 |
| ( 3 ) ふれあいいいききサロンの推進 ▶                     | 73 |
| ( 4 ) 子育てふれあいサロンの推進 ▶                      | 73 |
| ( 5 ) 障がい者への支援の推進 ▶                        | 73 |
| ( 6 ) 防犯体制づくりの推進 ▶                         | 74 |
| ( 7 ) 防災体制づくりの推進 ▶                         | 74 |
| 1 - 3 当事者の組織化推進と活動の支援 ▶                    | 75 |
| 1 - 3 - 1 当事者組織化支援の推進 ▶▶                   | 75 |
| ( 1 ) 老人クラブ活動の活性化支援 ▶                      | 75 |
| ( 2 ) 介護者のつどいの開催と介護者の会の組織化支援 ▶             | 75 |
| ( 3 ) ひとり暮らし高齢者のつどいの開催とひとり暮らし高齢者の組織化支援 ▶   | 75 |
| ( 4 ) 身体障がい者福祉協会の活動支援 ▶                    | 76 |
| ( 5 ) 母子寡婦福祉会の活動支援 ▶                       | 76 |
| 1 - 3 - 2 当事者団体の活動支援 ▶▶                    | 76 |
| 2 ボランティア・NPO活動の基盤づくり                       | 77 |
| 2 - 1 ボランティア活動の推進 ▶                        | 77 |
| 2 - 1 - 1 「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」の強化 ▶▶   | 77 |
| 2 - 1 - 2 ボランティアに取り組む人の育成支援の推進 ▶▶          | 77 |
| 2 - 1 - 3 ボランティア活動への支援の推進 ▶▶               | 78 |
| 2 - 1 - 4 ボランティアコーディネーター機能の強化 ▶▶           | 78 |
| 2 - 1 - 5 災害時ボランティアに取り組む人の育成・活動支援の推進 ▶▶    | 79 |
| 2 - 2 NPO活動の推進 ▶                           | 80 |
| 2 - 2 - 1 NPO法人設立に向けた支援や運営支援の推進 ▶▶         | 80 |
| 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり                      | 81 |
| 3 - 1 相談・情報提供体制の確立 ▶                       | 81 |
| 3 - 1 - 1 相談体制の確立 ▶▶                       | 81 |
| ( 1 ) 総合相談の体制づくりの推進 ▶                      | 81 |
| ( 2 ) 専門分野における相談の体制づくりの推進 ▶                | 82 |
| 3 - 1 - 2 情報提供体制の確立 ▶▶                     | 82 |
| ( 1 ) 広報紙・ホームページ・CC ネットを活用した情報提供体制づくりの推進 ▶ | 82 |
| ( 2 ) 医師や地域の役職者を通じた情報提供の推進 ▶               | 83 |
| 3 - 2 権利擁護体制の推進 ▶                          | 84 |

|           |                                 |    |
|-----------|---------------------------------|----|
| 3 - 2 - 1 | 苦情解決の仕組みづくりの推進 ▶▶▶              | 84 |
| 3 - 2 - 2 | 権利擁護の仕組みづくりの推進 ▶▶▶              | 84 |
| 3 - 2 - 3 | 虐待防止の仕組みづくりの推進 ▶▶▶              | 85 |
| 3 - 3     | 福祉サービスの質の向上 ▶                   | 86 |
| 3 - 3 - 1 | 行政・事業者の情報・意見交換の仕組みづくりの促進 ▶▶▶    | 86 |
|           | (1) 福祉サービス事業所の連絡会の設置等への支援 ▶     | 86 |
|           | (2) 福祉サービス事業所の評価の促進と評価結果の公開 ▶   | 86 |
| 3 - 3 - 2 | 地域に開かれた福祉サービス事業所づくりの促進 ▶▶▶      | 86 |
| 4         | 地域福祉推進のための人・組織づくり               | 88 |
| 4 - 1     | 地域福祉推進のための人づくり ▶                | 88 |
| 4 - 1 - 1 | 地域福祉を担う役職者の人材育成の強化 ▶▶▶          | 88 |
|           | (1) 民生委員・児童委員の養成と研修強化 ▶         | 88 |
|           | (2) 身体障害者相談員、知的障害者相談員の養成と研修強化 ▶ | 89 |
|           | (3) 福祉協力員、福祉推進員の養成と研修強化 ▶       | 89 |
| 4 - 1 - 2 | 各組織団体等のリーダーの養成 ▶▶▶              | 89 |
| 4 - 1 - 3 | 地域福祉を担う人材の育成支援 ▶▶▶              | 90 |
|           | (1) 団塊世代の地域活動への参加の促進 ▶          | 90 |
|           | (2) 青少年育成を通じた早期からの地域活動への参加の促進 ▶ | 90 |
| 4 - 2     | 八百津町社会福祉協議会の強化・発展 ▶             | 91 |
| 4 - 2 - 1 | 町社協の認知度向上 ▶▶▶                   | 91 |
| 4 - 2 - 2 | 自主財源の確保 ▶▶▶                     | 91 |
| 4 - 2 - 3 | 町社協組織の基盤強化 ▶▶▶                  | 92 |
|           | (1) 方針決定体制と事業執行体制 ▶             | 92 |
|           | (2) 職員の専門性など資質向上 ▶              | 92 |
|           | (3) 広域的連携の推進 ▶                  | 92 |

## 第5章 計画の推進体制と評価 ..... 93

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 推進体制         | 93 |
| 1 | 公私協働体制の推進 ▶  | 93 |
| 2 | 分野別連携体制の強化 ▶ | 93 |
| 2 | 進行管理と評価      | 94 |
| 1 | 計画の公表・周知 ▶   | 94 |
| 2 | 計画の進行管理 ▶    | 94 |



# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### 1 「地域福祉」とは

(1) 「地域福祉」という言葉の意味

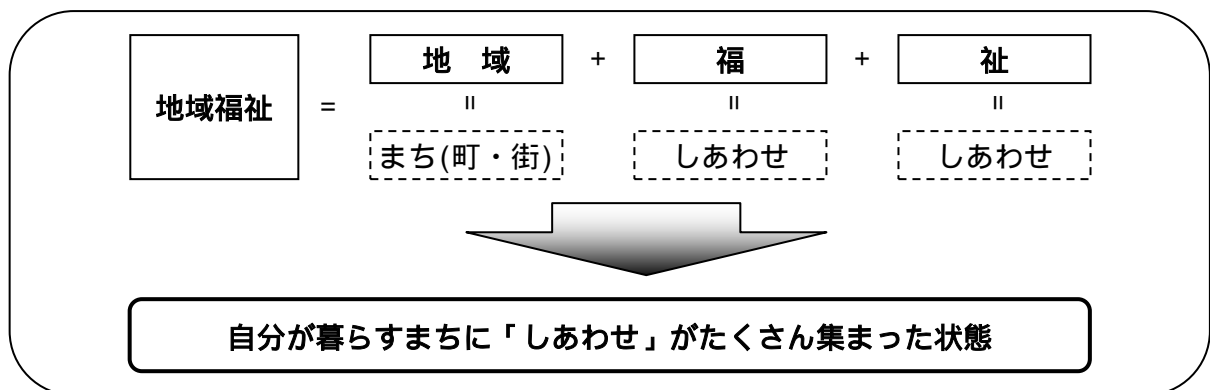
「地域福祉」は、「福祉」という言葉に「地域」という言葉を足してつくられた言葉です。

「福祉」という言葉は、さらに「福」と「祉」という2つの文字に分解することができますが、実は2つとも「しあわせ」という意味があります。

「しあわせ」という同じ意味の言葉を2つ重ねるのは、それがたくさん集まった状態を表したいから。そして、そこに地域を足して...

「自分とまちのみんながしあわせでいられる」

そんな状態像を一言で表したのが「地域福祉」という言葉です。



(2) 「しあわせ」は自分でつかむもの

「しあわせ」は待っていても、決して自分からはやってきてはくれません。なぜなら、「しあわせ」は自分でつかむものだからです。

ですから、自分が暮らすまちに「しあわせ」がたくさん集まった状態にするには、そこで暮らす人たち、みんなで協力しあって、「しあわせ」になるための努力をすることが必要なのです。

(3) 地域を見渡すと...

地域の中を注意深く観察すると、さまざまな問題があることに気がつくと思います。誤解を恐れずに言うと、それが「しあわせじゃない状態」です。

このような状態を、みんなで協力して解決していく、あるいは解決していくための仕組みづくりを行うことが、今求められています。

そして、その方針を定めたものが「地域福祉(活動)計画」です。

2 「地域福祉（活動）計画」とは

.....

繰り返しになりますが、地域福祉(活動)計画は、「地域の中にあるさまざまな問題を、地域のみみんなで協力して解決していくための方針を定める計画」です。

地域の中にあるさまざまな問題に気づき、それをみんなで共有し、さらには解決するための方策を定めます。

このようなことができる地域となるために、良好な近隣関係づくり、地域活動づくり、人（意識）づくりの方策を定めます。

地域の中にある問題は必ずしも地域の中だけで解決できるとは限りません。そのため、公的な支援として福祉サービスがありますが、これら福祉サービスの利用しやすい体制づくりについての方策を定めます。

公的な支援としての福祉サービスについて、質の高いサービスが提供され、サービスの利用者がサービスを利用して良かったと思えるようにするための方策を定めます。

なお、「地域福祉(活動)計画」は、“地域福祉計画”と“地域福祉活動計画”の2つの計画名称を組み合わせた呼び方です。

これら2つの計画は、町がつくるのか、社会福祉協議会がつくるのかの違いはありますが、本質的にはどちらも「地域の中にあるさまざまな問題を、地域のみみんなで協力して解決していくための方針を定める計画」であるため、最大の効率と効果をあげるために一体的に策定していくこととしています。

## 2 計画の位置づけと計画期間

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

地域福祉計画の策定は、社会福祉法 に位置づけられています。

社会福祉法は、第1条に定められた法の目的の実現のため、第4条で地域福祉の推進主体者、第6条で福祉サービスの提供体制の確保等に関する国と地方公共団体の責務を定め、第107条では地域福祉計画の策定について定め、第109条で市町村社会福祉協議会の役割等について定めています。

これらの規定に従い、地域福祉計画は、「第4次八百津町総合計画」に即しつつ、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、社会福祉事業の健全な発達に関する事項、住民参加による地域福祉活動の推進に関する事項を、地域福祉推進の主体者である「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」の基盤組織である「市町村社会福祉協議会」と福祉サービスの提供体制の確保等に責務をもつ「町」が協働により策定します。

社会福祉法（昭和26年 法律第45号 平成12年に「社会福祉事業法」から名称変更）

#### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第109条のみ、抜粋掲載。

（２）「八百津町地域福祉（活動）計画」について

この「八百津町地域福祉（活動）計画」は、第１期計画となる「八百津町地域福祉推進計画」の５か年の取り組みを受け、さらには、施行後の地域情勢や地域住民の意識の変化等を勘案しながら、第２期目の計画として、平成 21 年 4 月から施行することとなります。

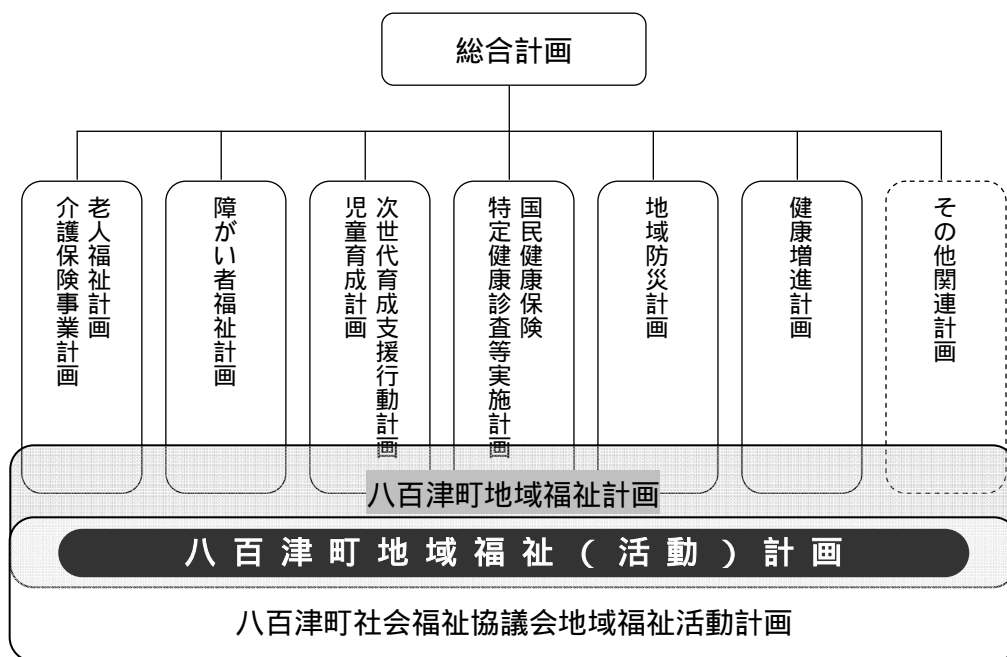
なお、地域福祉の推進においては、八百津町社会福祉協議会（以下、「町社協」）が果たすべき役割も大きいため、「八百津町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定することとし、公民協働による地域福祉推進の方向性を定める計画とします。

（３）他の関連計画との位置づけ

八百津町では、平成 18 年度に「第 4 次八百津町総合計画」を策定しました。この総合計画はすべての分野における行政運営の基本となる最上位計画であり、平成 19～28 年度を計画期間としています。八百津町には、総合計画に定められた方向性に基づき、さまざまな分野ごとの計画が定められています。

これらの計画と総合計画の位置づけを示すと図 1-1 のとおりです。すなわち、「八百津町地域福祉（活動）計画」は「八百津町総合計画」を受けて定める分野別計画の一つであり、高齢者や障がい者などの福祉分野を始めとして、保健や防災など関連する分野の計画を「福祉」、あるいは「生活」といった視点に立って横軸につなぐ役割をもっています。また、地域福祉計画固有のテーマに関する施策や、今後必要となる取り組みを新たに加えていくこととなります。

図 1-1 八百津町地域福祉（活動）計画と既存関連計画との関係



2 計画の期間

本計画は、平成 21～25 年度の5年間を計画期間とします。なお、最終年度にあたる平成 25 年度に、他関連計画の見直し状況も踏まえた本計画の見直しを行い、第3期の計画を策定するものとします。

図 1-2 計画期間



ここでは、八百津町の主要関連計画のうち、特に関係の深い総合計画と福祉関連計画のみを掲載。

### 3 計画の策定方法

地域福祉は、地域にかかわるすべての人が主役となり進めていくものであるという基本的な考え方を踏襲し、この計画の策定にあたり、次のような方法で町民、住民組織団体等からの意見を幅広くうかがい、その意向の反映を図りました。

#### 1 町民意識アンケート調査

町民の地域福祉についての意識や地域活動の様子を幅広く聞くためにアンケート調査を実施しました。

なお、調査結果については、次章「八百津町の現況」の中で、その概要を掲載しています。

表 1-1 アンケート調査の実施状況

|      |  |  |
|------|--|--|
| 調査時期 | 平成 20 年 9 月                                  |  |
| 調査対象 | 20 歳以上の町民 599 人（無作為抽出）                       |  |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収                                   |  |
| 調査内容 | 地域とのかかわりや意識について<br>ボランティア活動について<br>まちづくりについて | 地域での助けあいについて<br>福祉サービスの利用について<br>社会福祉協議会について |
| 回収結果 | 配布数 599 件に対し、回収数は 343 件、回収率 57.3%            |  |

#### 2 地域懇談会

八百津町 6 地区ごとに地域懇談会を開催しました。ここでは、アンケート調査結果の報告とともに、各地域にお住まいの方の実感として、近所づきあいや地域活動の様子、日頃から行われている助けあい活動などについて、お話しをうかがいました。

なお、懇談会の結果については、次章「八百津町の現況」の中で、その概要を掲載しています。

表 1-2 地域懇談会の実施状況

| 地区名          | 会場            | 開催日時                             | 参加者数 |
|--------------|---------------|----------------------------------|------|
| 八百津          | 八百津町ファミリーセンター | 平成 20 年 12 月 12 日（金） 19：30～21：10 | 18 名 |
| 伊岐津志         | 錦津出張所         | 平成 20 年 12 月 9 日（火） 19：30～21：00  | 9 名  |
| 和知           | 和知出張所         | 平成 20 年 12 月 11 日（木） 19：30～21：00 | 17 名 |
| 久田見          | 久田見出張所        | 平成 20 年 12 月 9 日（火） 19：30～21：25  | 16 名 |
| 福地           | 福地出張所         | 平成 20 年 12 月 8 日（月） 19：30～21：20  | 9 名  |
| 潮南           | 潮南出張所         | 平成 20 年 12 月 8 日（月） 19：30～21：15  | 11 名 |
| 地域懇談会 述べ参加者数 |               |                                  | 80 名 |

.....  
3 庁内組織での検討  
.....

本計画は、健康福祉課が中心となり、町社協等、実務者レベルによる検討チームを設置し、随時協議を重ねるとともに、庁内の関係各課に対してヒアリングを実施し、現況・成果の確認をするとともに、取り組みにあたっての課題を抽出し、協議・調整を重ねながら策定します。

.....  
4 八百津町地域福祉推進協議会による協議  
.....

本計画は、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、住民代表及び学識経験者らで構成された「八百津町地域福祉推進協議会」により協議・検討を行い、策定します。

## 第 2 章 八百津町の現況

### 1 統計調査からみる八百津町の現況

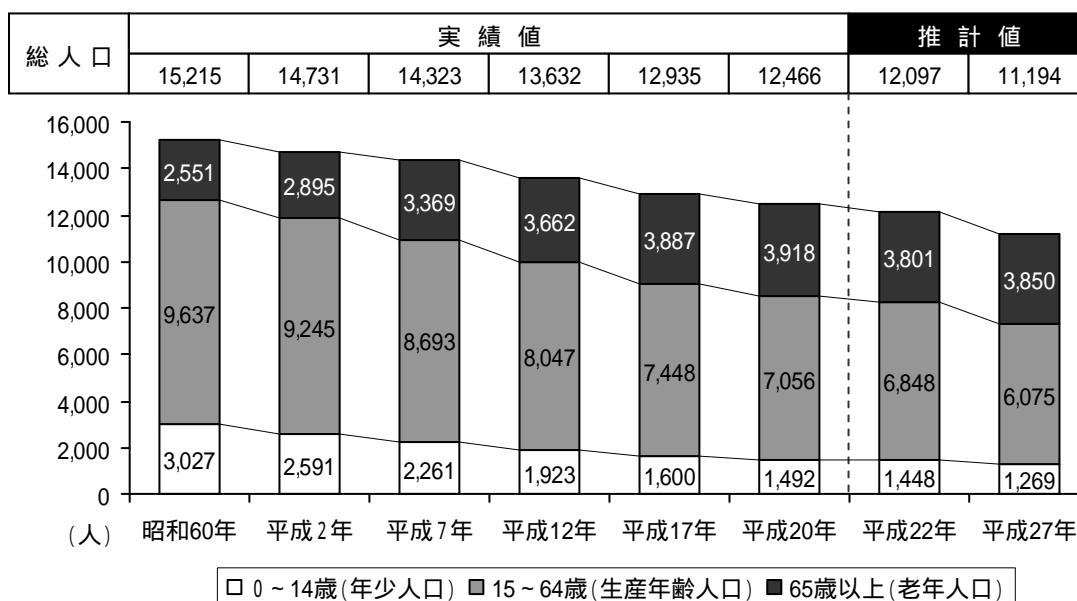
#### 1 人口

##### (1) 年齢区分別人口の推移

平成 20 年八百津町の総人口は 12,466 人で、年々減少しています。減少傾向は今後も続く見込みで、平成 27 年には 11,194 人となると推計されます。

人口が減少していく一方で、65 歳以上の老年人口は年々増加しており、平成 20 年 10 月 1 日現在では、3,918 人となっています。平成 20 年から平成 22 年にかけてはわずかに減少する見込みとなっていますが、その後は再び増加に転じる見込みです。

図 2-1 年齢区分別の人口の推移

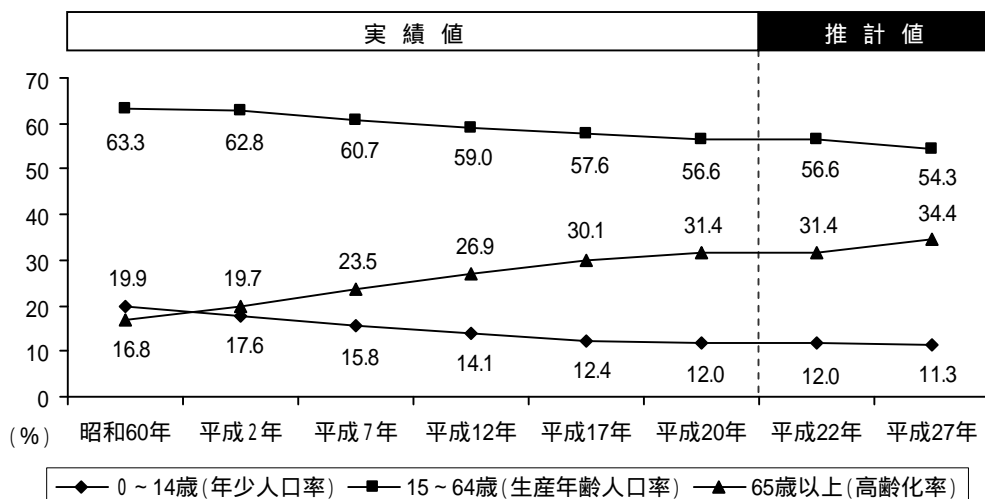


昭和 60 年～平成 17 年は、国勢調査。平成 20 年は、県統計課「県人口動態統計調査」(10 月 1 日現在)。  
平成 22、27 年は、コーホート変化率法により推計。

(2) 年少人口率・生産年齢人口率・高齢化率の推移

昭和60年から平成20年までの年齢区分別の人口率の推移をみると、平成20年における年少人口率は12.0%、生産年齢人口率は56.6%と年々減少しているものの、高齢化率は急速に伸びており、平成17年には30.1%と3割を超えました。平成17年以降、高齢化率の伸びは鈍化しているものの、平成27年には34.4%となり、3人に1人以上が高齢者となる見込みです。

図2-2 年齢区分別の人口率の推移



昭和60年～平成17年は、国勢調査。平成20年は、県統計課「県人口動態統計調査」(10月1日現在)。平成22、27年は、コーホート変化率法により推計。

(3) 各地区の人口

平成20年10月1日現在の各地区の人口は表2-1のとおりです。

人口規模が最も大きいのは八百津地区で4,539人となっています。一方、一番小さいのが福地地区で450人、また、潮南地区も555人と小さい地区であり、八百津地区との差は4,000人程度にのびます。

表2-1 各地区の人口(平成20年10月1日現在)

| 地区名  | 区分    | 人口率   |        |       | 総数    |
|------|-------|-------|--------|-------|-------|
|      |       | 0~14歳 | 15~64歳 | 65歳以上 |       |
| 八百津  | 人口(人) | 480   | 2,475  | 1,584 | 4,539 |
|      | 割合(%) | 10.6  | 54.5   | 34.9  | 100.0 |
| 伊岐津志 | 人口(人) | 315   | 1,267  | 509   | 2,091 |
|      | 割合(%) | 15.1  | 60.6   | 24.3  | 100.0 |
| 和知   | 人口(人) | 512   | 2,322  | 899   | 3,733 |
|      | 割合(%) | 13.7  | 62.2   | 24.1  | 100.0 |
| 久田見  | 人口(人) | 110   | 824    | 586   | 1,520 |
|      | 割合(%) | 7.2   | 54.2   | 38.6  | 100.0 |
| 福地   | 人口(人) | 30    | 249    | 171   | 450   |
|      | 割合(%) | 6.7   | 55.3   | 38.0  | 100.0 |
| 潮南   | 人口(人) | 39    | 299    | 217   | 555   |
|      | 割合(%) | 7.0   | 53.9   | 39.1  | 100.0 |

住民基本台帳。

年齢区分別人口割合をみると、久田見地区、福地地区、潮南地区では0~14歳は1割未満と低く、反対に65歳以上(高齢化率)が4割弱にのぼるなど、特に少子高齢化が進行している状況がうかがえます。また、八百津地区の高齢化率は3割強、伊岐津志地区、和知地区においても2割を超えているなど、高齢化の進行がみられます。

2 人口動態

平成 17 年以降の人口動態の推移をみると、自然動態では死亡が出生を上回り、社会動態では転出が転入を上回っています。

社会動態のうち、転入・転出の理由をみると、「住宅事情」による転入者は増えていますが、「職業上」「結婚・離婚・縁組」等の理由による転出者数の方が転入者数を上回っています。

表 2-2 人口動態

|          | 現在人口   | 自然動態 |     |     | 社会動態 |     |    | 人口増減 | 人口増加率 | 前年人口   |
|----------|--------|------|-----|-----|------|-----|----|------|-------|--------|
|          |        | 出生   | 死亡  | 増減  | 転入   | 転出  | 増減 |      |       |        |
| H17.10.1 | 12,935 | 73   | 143 | 70  | 344  | 366 | 22 | 76   | 0.58  | 13,011 |
| H18.10.1 | 12,822 | 74   | 174 | 100 | 367  | 380 | 13 | 113  | 0.87  | 12,935 |
| H19.10.1 | 12,636 | 67   | 171 | 104 | 296  | 378 | 82 | 186  | 1.47  | 12,822 |
| H20.10.1 | 12,466 | 58   | 180 | 122 | 328  | 376 | 48 | 170  | 1.35  | 12,636 |

県統計課「県人口動態統計調査」。

単位：人（「人口増加率」のみ %）

表 2-3 理由別転入、転出状況

|                           |       | 総数  | 転入・転出理由 |     |          |          |       |        |      |     |    |
|---------------------------|-------|-----|---------|-----|----------|----------|-------|--------|------|-----|----|
|                           |       |     | 職業上     | 学業上 | 結婚・離婚・縁組 | 生活環境の利便性 | 自然環境上 | 交通の利便性 | 住宅事情 | その他 | 不詳 |
| H16.10.1<br>～<br>H17.9.30 | 転入    | 344 | 90      | 7   | 49       | 12       | 8     | 0      | 87   | 62  | 29 |
|                           | 転出    | 366 | 119     | 28  | 101      | 22       | 0     | 3      | 37   | 52  | 4  |
|                           | 転入転出差 | 22  | 29      | 21  | 52       | 10       | 8     | 3      | 50   | 10  | 25 |
| H17.10.1<br>～<br>H18.9.30 | 転入    | 367 | 76      | 12  | 57       | 21       | 4     | 1      | 108  | 59  | 29 |
|                           | 転出    | 380 | 110     | 29  | 100      | 35       | 2     | 5      | 36   | 46  | 17 |
|                           | 転入転出差 | 13  | 34      | 17  | 43       | 14       | 2     | 4      | 72   | 13  | 12 |
| H18.10.1<br>～<br>H19.9.31 | 転入    | 296 | 60      | 9   | 63       | 16       | 2     | 4      | 62   | 51  | 29 |
|                           | 転出    | 378 | 115     | 28  | 109      | 16       | 1     | 4      | 26   | 61  | 18 |
|                           | 転入転出差 | 82  | 55      | 19  | 46       | 0        | 1     | 0      | 36   | 10  | 11 |

県統計課「県人口動態統計調査」。

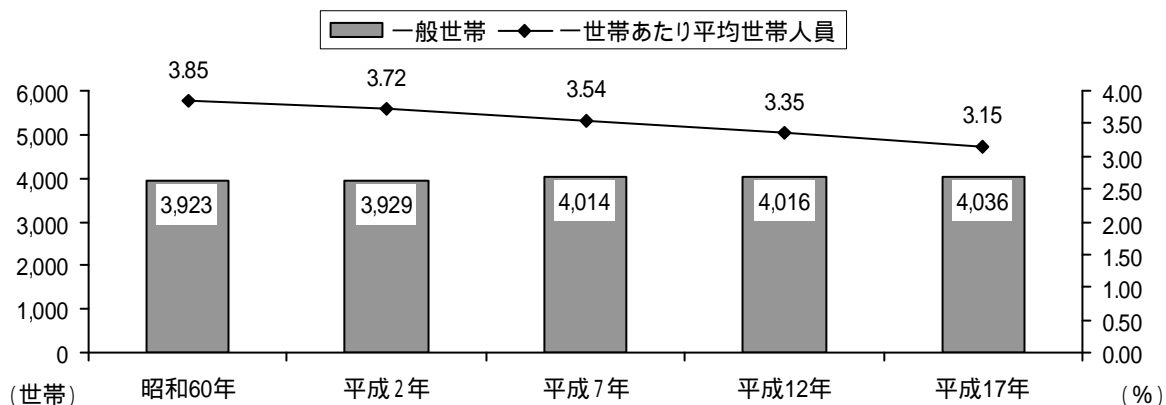
単位：人

3 世帯の動向

(1) 一般世帯と一世帯あたりの平均世帯人員

一般世帯数は、年々わずかながら増加しており、平成17年では4,036世帯となっています。一方で、一世帯あたりの平均世帯人員数は年々減少しており、このことは育児や介護など、家庭内でまかなえる力の低下につながっているといえます。

図2-3 一般世帯数と一世帯あたり平均世帯人員数

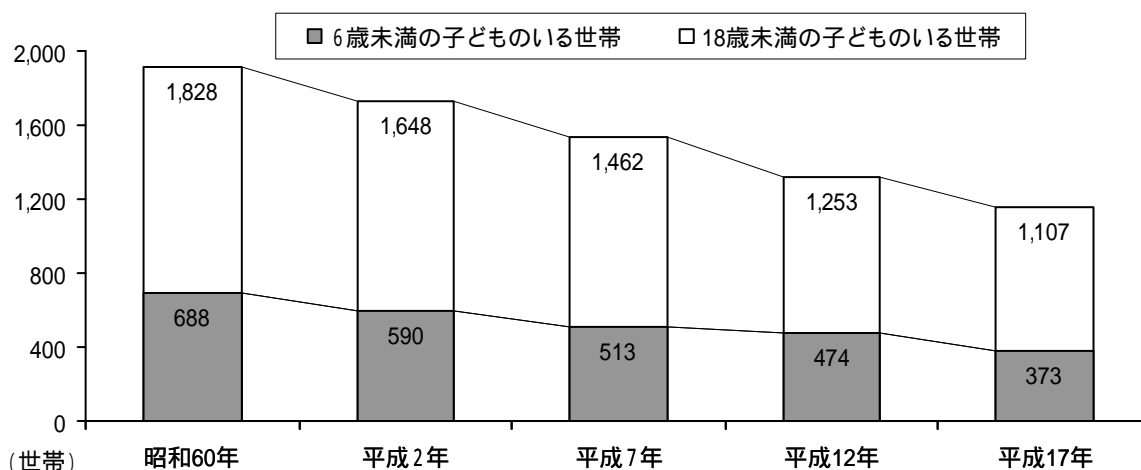


国勢調査。

(2) 子どものいる世帯

「6歳未満の子どものいる世帯」「18歳未満の子どものいる世帯」ともに、年々減少しており、ここからも少子化の進展がうかがえます。

図2-4 子どものいる世帯



国勢調査。

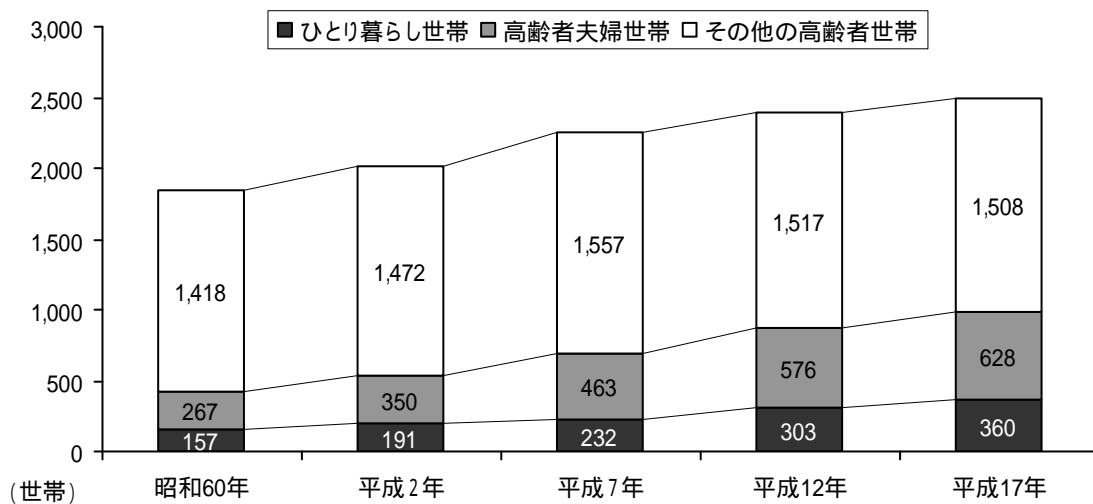
6歳未満の子どものいる世帯数は、18歳未満の子どものいる世帯数の内数になります。

（３）高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成17年では2,496世帯となっています。

平成7年以降、「その他の高齢者世帯」は減少してきているものの、「ひとり暮らし世帯」や「高齢者夫婦世帯」は増加しており、高齢者のいる世帯の小規模化が進んでいます。

図2-5 高齢者のいる世帯



|                    |       |       |       |       |       |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 65歳以上の<br>高齢者のいる世帯 | 1,842 | 2,013 | 2,252 | 2,396 | 2,496 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|

国勢調査。

4 就業の動向

(1) 労働力状態別人口

労働力状態別人口の推移をみると、平成17年の「労働力総数」は6,584人と年々減少しています。一方で「完全失業者数」は増加傾向がみられ、平成12年以降の「完全失業率」は3%を大きく超えています。

表2-4 労働力状態別人口

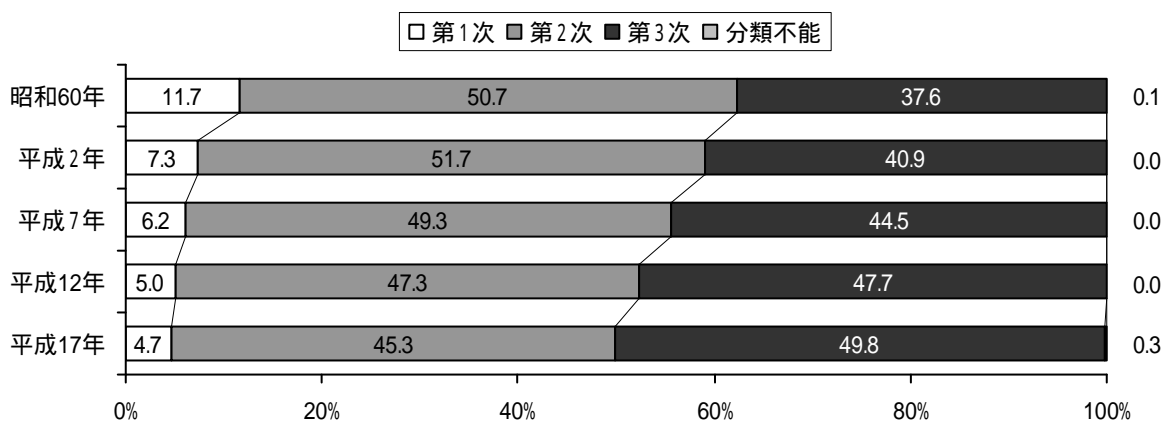
|            | 昭和60   | 平成2    | 平成7    | 平成12   | 平成17   |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 15歳以上総数(人) | 12,188 | 12,140 | 12,062 | 11,709 | 11,335 |
| 労働力総数(人)   | 8,002  | 7,594  | 7,381  | 6,935  | 6,584  |
| 就業者数(人)    | 7,879  | 7,443  | 7,169  | 6,683  | 6,358  |
| 完全失業者数(人)  | 123    | 151    | 212    | 252    | 226    |
| 完全失業率(%)   | 1.54   | 1.99   | 2.87   | 3.63   | 3.43   |
| 非労働力(人)    | 4,181  | 4,544  | 4,680  | 4,771  | 4,736  |

国勢調査。

(2) 産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、「第1次産業」と「第2次産業」は年々減少し、反対に「第3次産業」が年々増加しており、平成17年にはほぼ半数にのぼります。

図2-6 産業別就業人口割合の推移



国勢調査。

「第1次産業」...農業、林業、漁業、「第2次産業」...鉱業、建設業、製造業、「第3次産業」...電気・ガス・熱供給・水道業、運輸などの産業、「分類不能」...分類不能の産業。

## 2 八百津町の福祉の動向

### 1 社会福祉施設の配置状況

町内の社会福祉施設の配置状況は、表 2-5 のとおりです。障がい者や児童関係と比べると、高齢者関係の施設がやや多くなっています。また、地区別に施設の配置状況をみると、町の中心部にあたる八百津地区に配置された施設が多くあります。行政区を西部（八百津・伊岐津志・和知）と東部（久田見・福地・潮南）に区分けしてみると、西部、東部地区とも何らかの施設が配置されています。

表 2-5 町内社会福祉施設の配置状況

|        |                       | 八百津町 |      |    |     |    |    |   |
|--------|-----------------------|------|------|----|-----|----|----|---|
|        |                       | 八百津  | 伊岐津志 | 和知 | 久田見 | 福地 | 潮南 |   |
| 高齢者関係  | 養護老人ホーム               | 1    |      |    |     |    |    | 1 |
|        | 特別養護老人ホーム             | 1    |      |    |     |    |    | 1 |
|        | 通所介護事業所(老人デイサービスセンター) | 1    |      |    | 1   |    |    | 2 |
|        | 地域包括支援センター            | 1    |      |    |     |    |    | 1 |
|        | 指定事業者(短期入所)           | 1    |      |    |     |    |    | 1 |
| 障がい者関係 | 経過措置施設(旧法指定施設)        |      |      |    |     |    | 1  | 1 |
|        | 障害児通園事業施設(自立支援給付)     | 1    |      |    |     |    |    | 1 |
| 児童関係   | 子育て支援センター             | 1    |      |    |     |    |    | 1 |
|        | 保育園                   | 1    | 1    | 1  | 1   |    | 1  | 5 |
|        | 小学校                   | 1    | 1    | 1  | 1   | 1  | 1  | 6 |
|        | 中学校                   |      |      | 1  | 1   |    |    | 2 |
| その他    | 保健センター                | 1    |      |    |     |    |    | 1 |
|        | 福祉センター                | 1    |      |    |     |    |    | 1 |

単位：か所

### 2 保育園の在園児数

平成 20 年 4 月 1 日現在、町内には公私合わせて 5 つの保育園があります。地区別の配置状況をみると、福地を除く 5 つの地区に 1 つずつ配置されています。

平成 20 年 4 月 1 日現在の保育園の在園児数は町外の保育園の在園児を含め 295 人となっています。3、4、5 歳児クラスとも合計で 90 人前後の利用がありますが、いずれの園においても定員数を満たしていません。

表 2-6 保育園の在園児数

| 保育園名   | 定員  | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計  | 備考     |
|--------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|--------|
| 八百津保育園 | 120 | 0  | 1  | 2  | 37 | 24 | 31 | 95  |        |
| 錦津保育園  | 80  | 0  | 1  | 1  | 19 | 23 | 25 | 69  |        |
| 久田見保育園 | 45  | 0  | 1  | 3  | 8  | 10 | 6  | 28  |        |
| 潮南保育園  | 30  | 0  | 0  | 0  | 1  | 2  | 1  | 4   | へき地保育園 |
| 和知保育園  | 120 | 0  | 3  | 5  | 23 | 33 | 25 | 89  | 民間     |
| 管外     |     | 0  | 2  | 2  | 2  | 3  | 1  | 10  | 4園     |
| 小計     | 425 | 0  | 8  | 13 | 90 | 95 | 89 | 295 |        |

町統計書 平成 20 年 4 月 1 日現在。

単位：人

3 小学校の在校生数

平成20年4月1日現在、町内6地区のいずれの地区においても小学校は配置されており、在校生数は663人となっています。在校生の合計が1年生のみ100人を下回るなど少なく、また、東部地区の小学校の在校生数が非常に少なくなっています。

表2-7 小学校の在校生数

| 小学校名      | 1年生 |    |     | 2年生 |    |     | 3年生 |     |     | 4年生  |    |     |
|-----------|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|----|-----|
|           | 男   | 女  | 計   | 男   | 女  | 計   | 男   | 女   | 計   | 男    | 女  | 計   |
| 八百津小学校    | 12  | 17 | 29  | 24  | 13 | 37  | 24  | 32  | 56  | 17   | 19 | 36  |
| 和知小学校     | 18  | 12 | 30  | 16  | 16 | 32  | 18  | 18  | 36  | 20   | 18 | 38  |
| 錦津小学校     | 11  | 18 | 29  | 7   | 12 | 19  | 10  | 11  | 21  | 16   | 10 | 26  |
| 久田見小学校    | 4   | 2  | 6   | 8   | 1  | 9   | 4   | 5   | 9   | 4    | 5  | 9   |
| 潮見小学校     | 1   | 3  | 4   | 2   | 3  | 5   | 0   | 3   | 3   | 3    | 4  | 7   |
| 福地小学校     | 0   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1   | 2   | 0   | 2   | 1    | 1  | 2   |
| 小学校在校生(計) | 46  | 52 | 98  | 57  | 46 | 103 | 58  | 69  | 127 | 61   | 57 | 118 |
| 小学校名      | 5年生 |    |     | 6年生 |    |     | 合計  |     |     | 備考   |    |     |
|           | 男   | 女  | 計   | 男   | 女  | 計   | 男   | 女   | 計   |      |    |     |
| 八百津小学校    | 11  | 14 | 25  | 19  | 18 | 37  | 30  | 32  | 62  | 8学級  |    |     |
| 和知小学校     | 27  | 16 | 43  | 24  | 17 | 41  | 51  | 33  | 84  | 10学級 |    |     |
| 錦津小学校     | 13  | 8  | 21  | 8   | 14 | 22  | 21  | 22  | 43  | 7学級  |    |     |
| 久田見小学校    | 2   | 3  | 5   | 4   | 7  | 11  | 6   | 10  | 16  | 5学級  |    |     |
| 潮見小学校     | 0   | 2  | 2   | 0   | 2  | 2   | 0   | 4   | 4   | 4学級  |    |     |
| 福地小学校     | 2   | 2  | 4   | 0   | 4  | 4   | 2   | 6   | 8   | 3学級  |    |     |
| 小学校在校生(計) | 55  | 45 | 100 | 55  | 62 | 117 | 332 | 331 | 663 | 37学級 |    |     |

町統計書 平成20年5月1日現在。

単位：人

4 中学校の在校生数

平成20年4月1日現在、中学校の配置状況は、西部地区に1つ、東部地区に1つと町内に2つとなっています。

在校生数は、八百津中学校で各学年とも100人弱、八百津東部中学校では、10人強となっています。八百津東部中学校では、学年が下がるにつれて在校生数は若干減少しています。

表2-8 中学校の在校生数

| 中学校名      | 1年生 |    |     | 2年生 |    |     | 3年生 |    |     | 合計  |     |     | 備考   |
|-----------|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|
|           | 男   | 女  | 計   | 男   | 女  | 計   | 男   | 女  | 計   | 男   | 女   | 計   |      |
| 八百津中学校    | 56  | 42 | 98  | 54  | 45 | 99  | 43  | 55 | 98  | 153 | 142 | 295 | 11学級 |
| 八百津東部中学校  | 7   | 6  | 13  | 7   | 9  | 16  | 6   | 13 | 19  | 20  | 28  | 48  | 3学級  |
| 中学校在校生(計) | 63  | 48 | 111 | 61  | 54 | 115 | 49  | 68 | 117 | 173 | 170 | 343 | 14学級 |

町統計書 平成20年5月1日現在。

単位：人

## 5 支援を必要とする人の動向

## (1) 要介護認定者数

「第4期介護保険事業計画」によると、平成20年度の要介護認定者数は459人、要介護認定率は11.9%となっています。要介護認定率は県下でも非常に低い状況にありますが、高齢者数の増加に伴い、年々認定者は増加しており、今後も増加する見込みです。

表2-9 要介護認定者数の推計

|                                 |                             |   | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |      |
|---------------------------------|-----------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 要介護認定者数（人）                      |                             |   | 415    | 428    | 459    | 486    | 504    | 531    |      |
| 要<br>介<br>護<br>認<br>定<br>区<br>分 | 要<br>支<br>援<br>者<br>（<br>人） | 1 | 88     | 71     | 73     | 77     | 80     | 84     |      |
|                                 |                             | 2 | 17     | 50     | 52     | 57     | 59     | 63     |      |
|                                 |                             | 計 | 105    | 121    | 125    | 134    | 139    | 147    |      |
|                                 | 要<br>介<br>護<br>者<br>（<br>人） | 1 | 85     | 53     | 55     | 58     | 60     | 64     |      |
|                                 |                             | 2 | 63     | 88     | 91     | 95     | 100    | 104    |      |
|                                 |                             | 3 | 58     | 71     | 89     | 94     | 97     | 102    |      |
|                                 |                             | 4 | 67     | 61     | 65     | 67     | 70     | 74     |      |
|                                 |                             | 5 | 37     | 34     | 34     | 38     | 38     | 40     |      |
|                                 |                             | 計 | 310    | 307    | 334    | 352    | 365    | 384    |      |
|                                 | 要介護認定率（%）                   |   |        | 10.6   | 11.0   | 11.9   | 12.7   | 13.3   | 13.9 |

介護保険係。「やおつ高齢者いきいきプラン」。

## (2) 障がい児・者数

平成20年4月1日現在、身体障がい児・者は624人、知的障がい児・者は113人、精神障がい児・者は53人です（いずれの障がい児・者とも手帳所持者）。

障がい児・者数は、年々増加傾向にあり、今後も増加する見込みです。

表2-10 障がい児・者数の推計

| 区 分       | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 障がい児・者（人） | 748    | 772    | 790    | 801    | 812    | 822    |
| 障がい者（人）   | 723    | 747    | 764    | 775    | 786    | 796    |
| 身体障がい者（人） | 587    | 609    | 618    | 627    | 634    | 639    |
| 知的障がい者（人） | 98     | 94     | 93     | 92     | 93     | 96     |
| 精神障がい者（人） | 38     | 44     | 53     | 56     | 59     | 61     |
| 障がい児（人）   | 25     | 25     | 26     | 26     | 26     | 26     |

健康福祉課。「やおつ障がい福祉計画 平成21年」。

### 3 八百津町の地域活動等の動向

#### 1 地域の各種団体数等

##### (1) 地域の福祉活動を担う役員等

平成20年4月1日現在、以下の役員が地域の福祉活動を担っています。

民生委員・児童委員は30名(内2名は、主任児童委員)が各地区に配置されています。

福祉協力員は、町社協が委嘱し79名が選出され、各地区に配置されています。

福祉推進員は、79名の自治会長の方々に兼務していただき協力を得ています。

身体障害者相談員と知的障害者相談員は、民間の協力者で、障がいをもつ方の中から身体障害者相談員8名(内3名は、県の相談員を兼務)と知的障害者相談員1名(県の相談員)が委嘱されています。

表2-11 地域の福祉活動を担う役員等

|               | 八百津町 |      |    |     |    |    |    |  |
|---------------|------|------|----|-----|----|----|----|--|
|               | 八百津  | 伊岐津志 | 和知 | 久田見 | 福地 | 潮南 |    |  |
| 民生委員・児童委員 (人) | 10   | 3    | 6  | 5   | 2  | 2  | 28 |  |
| 主任児童委員 (人)    | 1    | -    | -  | -   | 1  | -  | 2  |  |
| 福祉協力員 (人)     | 31   | 5    | 17 | 15  | 6  | 5  | 79 |  |
| 福祉推進員 (人)     | 31   | 5    | 17 | 15  | 6  | 5  | 79 |  |
| 身体障害者相談員 (人)  | 2    | 2    | 1  | 1   | 1  | 1  | 8  |  |
| 知的障害者相談員 (人)  | -    | -    | -  | -   | -  | -  | 1  |  |
| 単位自治会数        | 31   | 5    | 17 | 15  | 6  | 5  | 79 |  |

健康福祉課。

#### 【各役員の主な業務等】

##### 民生委員・児童委員

小地域で高齢者、障がい者、子育て家庭等の相談・支援活動や、福祉環境の改善・整備などの活動を実施。

##### 主任児童委員

要援護児童の発見、子育て家庭の相談や子育て支援などの活動を実施。

##### 福祉協力員、福祉推進員

小地域の福祉課題の発見、福祉課題をもつ世帯への支援などを民生委員・児童委員などと連携して実施。

##### 身体障害者相談員、知的障害者相談員

身体及び精神に障がいをもつ方、またはその家族からいろいろな相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、施設入所や就学、就職などについて関係機関との連絡を実施。

##### (2) 地域の福祉活動団体等

平成20年4月1日現在、町内のボランティア団体は25団体あります。NPO法人は2団体あり、食事サービスや移送サービスなど高齢者の生活支援に関する活動を展開しています。

# 八百津町地域福祉（活動）計画

表 2-12 町内のボランティア団体・NPO団体数

|          | 八百津町 |      |    |     |    |    |    |
|----------|------|------|----|-----|----|----|----|
|          | 八百津  | 伊岐津志 | 和知 | 久田見 | 福地 | 潮南 |    |
| ボランティア団体 | 6    | 2    | 4  | -   | 1  | 1  | 25 |
| NPO法人    | 1    | 1    | -  | -   | -  | -  | 2  |

健康福祉課。 ボランティア団体のうち 11 団体は、地区を限定せずに活動に取り組んでいます。

## 2 町社会福祉協議会の地域福祉関係事業

町社会福祉協議会では、平成 20 年度、表 2-13 の地域福祉関係事業等を行っています。

表 2-13 町社会福祉協議会が行っている地域福祉関係事業等（平成 20 年度）

| 八百津町社会福祉協議会業務一覧 |  |
|-----------------|--|
| 地域福祉活動の推進       | 小地域福祉活動の推進、福祉ガヤガヤ会議の開催   |
|                 | 民生委員・児童委員との連携、福祉協力員活動の強化、福祉推進員との連携                               |
| ボランティア活動の推進     | ボランティア活動者の発掘、活動支援、活動の普及、啓発                                       |
|                 | 地域ボランティア活動の推進 など   |
| 在宅福祉の推進         | 家族介護教室（町委託事業）  |
|                 | 家族介護者交流事業（町委託事業）   |
|                 | ふれあいいきいきサロン活動  |
|                 | 児童によるお便り激励事業   |
| 介護保険等事業         | 男の料理講習会  |
|                 | 訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業 など                                      |
| 高齢者福祉           | 独居老人のつどい事業（「独居老人ふれあい交流会」共同募金配分金事業）                               |
|                 | ふれあい型配食サービス事業（「食事サービス事業」町委託事業）                                   |
|                 | 軽度生活援助事業（町委託事業）  |
|                 | 福祉用具貸与事業（介護用ベッド、車いす、松葉杖、エアーマット）                                  |
|                 | 歳末家事援助サービス事業（共同募金配分金事業）  |
|                 | 夏季家事援助サービス事業（共同募金配分金事業）  |
|                 | 歳末食事サービス事業（共同募金配分金事業）  |
|                 | 歳末お便り激励事業（共同募金配分金事業）   |
| 児童福祉            | 寝たきりの高齢者に対する布団乾燥サービス（共同募金配分金事業）                                  |
|                 | 育児用品等購入費助成事業（共同募金配分金事業）  |
|                 | 福祉協力園・校の指定と助成<br>おもちゃ病院の開設                                       |
| 障がい者福祉          | 障がい者在宅生活自立支援事業   |
|                 | 重度心身障がい者タクシー利用料金助成事業（共同募金配分金事業）                                  |
|                 | 重度心身障がい者通院費用助成事業（共同募金配分金事業）                                      |
|                 | 声のサービス事業（「視覚障がい者への音訳サービス」町広報、議会報、福祉だより等）<br>車いす搭載軽自動車（ほほえみ号）の貸出し |
| 母子・父子福祉         | 仲よし親子のつどい（母子・父子家庭親子のつどい）   |
|                 | 新入学児童・生徒の激励  |
| 被災者福祉           | 災害被災者救援活動  |
|                 | 災害見舞金の支給   |
| 資金の貸付制度・相談      | 生活福祉資金貸付制度（「生活福祉資金の活用指導」県社協委託事業）                                 |
|                 | 生活一時資金貸付制度   |
|                 | 心配ごと相談（町委託事業）  |
|                 | 無料法律相談（町委託事業）  |
| 情報提供            | 町社協広報紙『やおつ福祉だより』を年5回発行（共同募金配分金事業）                                |
|                 | 福祉映画会の開催やCATV等を使つての広報 など   |

平成 20 年度 町社協事業計画より抜粋。

## 4 アンケート調査からみる八百津町の現況

### 1 町民の地域福祉の意識や地域活動の現状

平成20年9月に実施した町民意識調査の結果の概要について掲載します。

#### (1) 地域とのかかわりや意識について

#### 近所づきあいは希薄化の傾向。ただし、必要と考えている人はまだまだ多い

近所づきあいの状況を見ると、悩みの相談や助けあえる人がいるなど、深い近所づきあいをしている人は39%にとどまり、会うとあいさつを交わす程度など、浅い近所づきあいをしているという人が60%にのぼっています。このように深い近所づきあいをしている人が少なく、浅い近所づきあいをしている人が多いという傾向は、和知や伊岐津志など都市部に近い西部地域でより顕著にみられました。

図2-7 近所づきあいの程度

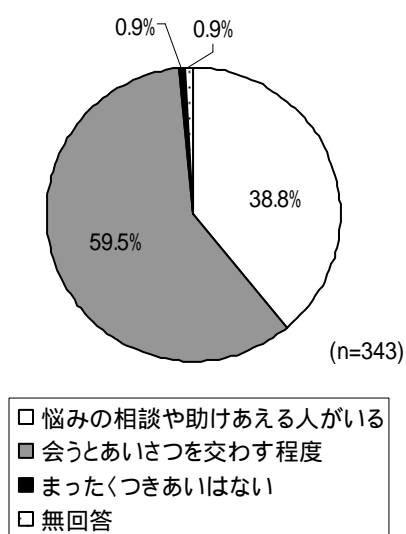
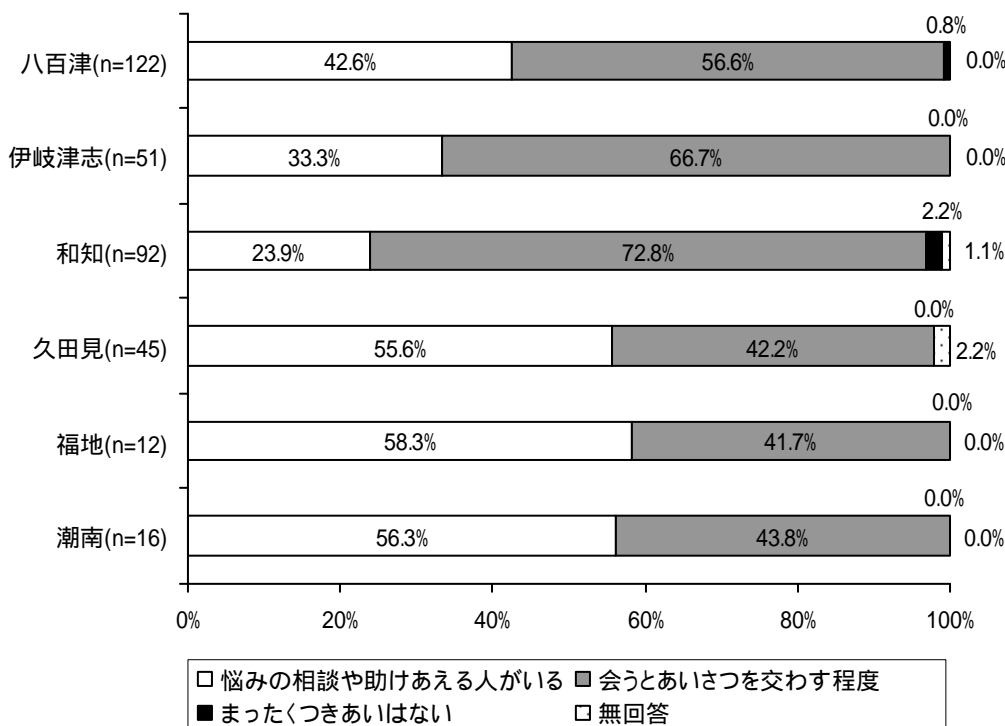


図2-8 居住地域別の近所づきあいの程度



ただし、近所づきあいに対する考え方をみると、いずれの地域においても「当然のこと」あるいは「わずらわしいこともあるが必要」と考えている人が合わせて9割にのぼり、大多数の人は少なくとも近所づきあいは必要ととらえていることが明らかになりました。

図 2-9 近所づきあいの考え方

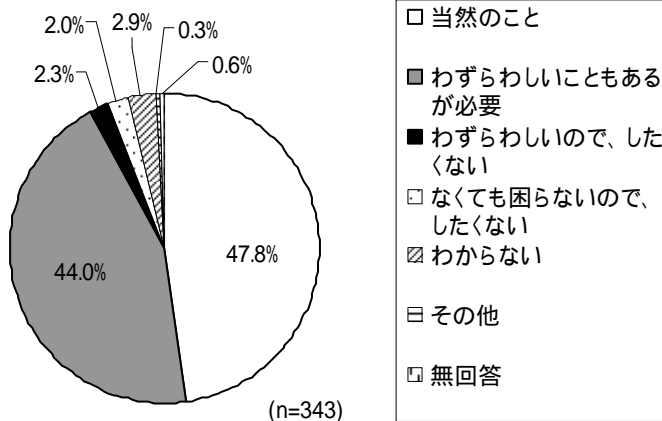


表 2-14 居住地域別の近所づきあいの考え方

|      | 居住地域 | 当然のこと       | もわずらわしいこともあるが必要 | で、わずらわしいので、したくない | の、なくてもしたくない | わからない     | その他       | 無回答       | 合計            |
|------|------|-------------|-----------------|------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
|      |      |             |                 |                  |             |           |           |           |               |
| 居住地域 | 八百津  | 56<br>45.9% | 60<br>49.2%     | 0<br>0.0%        | 2<br>1.6%   | 3<br>2.5% | 1<br>0.8% | 0<br>0.0% | 122<br>100.0% |
|      | 伊岐津志 | 25<br>49.0% | 19<br>37.3%     | 2<br>3.9%        | 2<br>3.9%   | 3<br>5.9% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 51<br>100.0%  |
|      | 和知   | 38<br>41.3% | 47<br>51.1%     | 3<br>3.3%        | 1<br>1.1%   | 3<br>3.3% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 92<br>100.0%  |
|      | 久田見  | 27<br>60.0% | 14<br>31.1%     | 2<br>4.4%        | 1<br>2.2%   | 1<br>2.2% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 45<br>100.0%  |
|      | 福地   | 7<br>58.3%  | 5<br>41.7%      | 0<br>0.0%        | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 12<br>100.0%  |
|      | 潮南   | 11<br>68.8% | 5<br>31.3%      | 0<br>0.0%        | 0<br>0.0%   | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 16<br>100.0%  |

地域活動の中心は自治会

地域活動への参加状況をみると、全体では65%の人が比較的参加しているという状況でした。特に40・50歳代や世帯主で参加している人の割合が高く8割弱にのぼっています。

図2-10 地域活動への参加状況

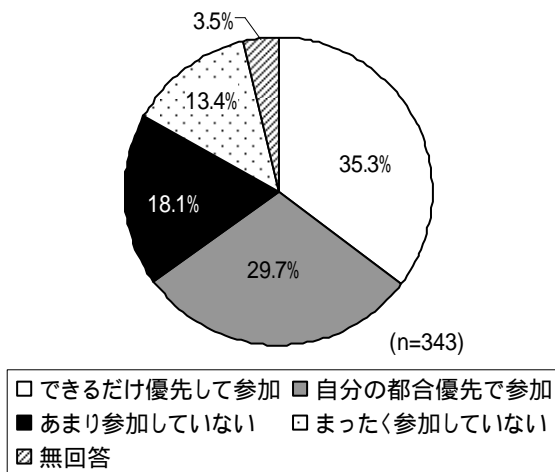
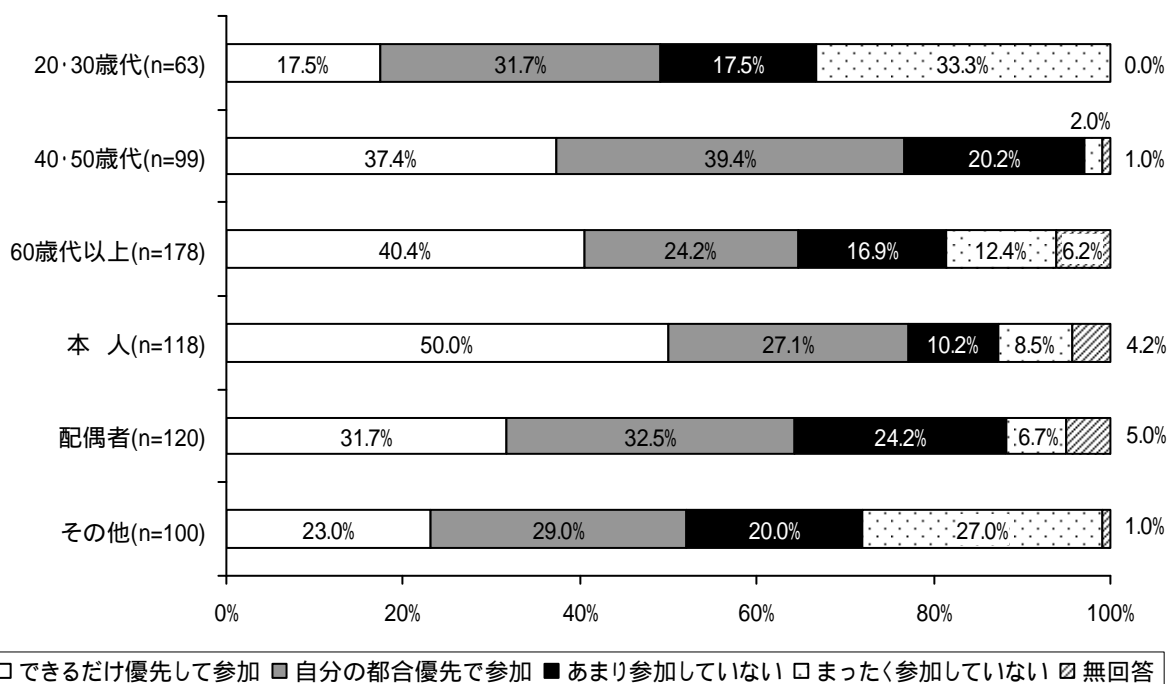


図2-11 年齢別・世帯の立場別の地域活動への参加状況



参加している地域の活動をみると、「自治会」が最も高く、地域活動に参加している人の8割にのぼり、性別や年齢、世帯内の立場にかかわらず参加されている、まさに地域活動の中心となっている状況がうかがえました。一方で、「女性会」や「老人クラブ」「PTA」「消防団」など、性別や年齢によって取り組む分野が異なるという側面もみられました。今後も、「自治会」が地域活動の中心となっていく状況は変わらないと考えられます。この

ような状況の中で、地域福祉（活動）計画の最大のテーマである地域の助けあいの仕組みづくりをどのように位置づけていくかを検討していく必要があります。また、性別や年齢により異なる分野で活動しているさまざまな地域活動団体間の情報共有や意見交換の場の設定なども検討していく必要があるといえます。

図 2-12 参加している地域活動の内容

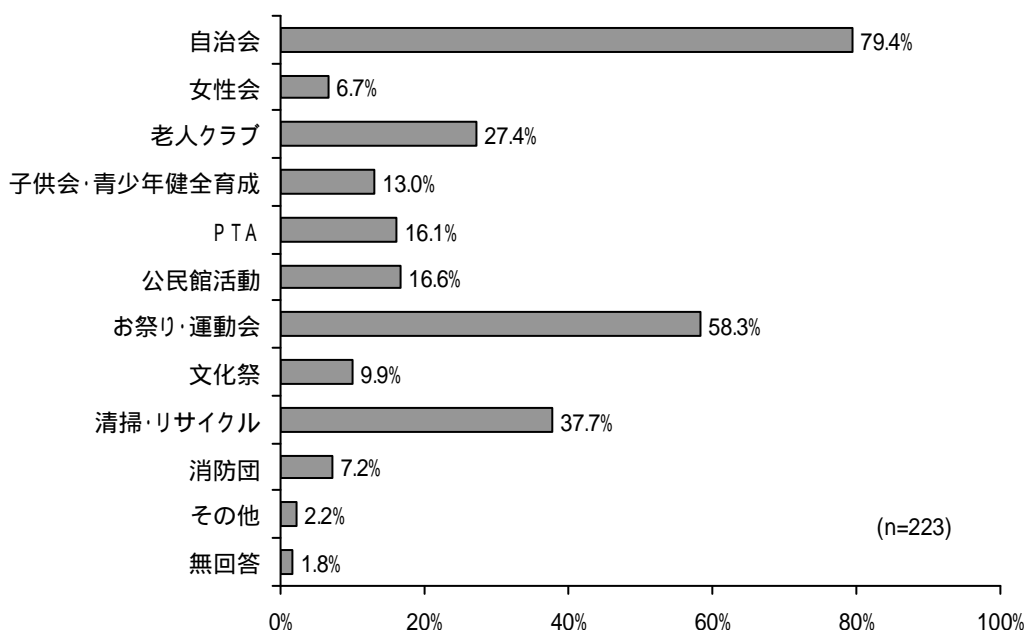


表 2-15 性別・年齢別・世帯内の立場別の参加している地域の活動

|        |         | 自治会         | 女性会         | 老人クラブ       | 全子供会・青少年健全育成 | PTA         | 公民館活動       | お祭り・運動会     | 文化祭         | 清掃・リサイクル    | 消防団         | その他       | 無回答       | 合計            |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|---------------|
| 性別     | 男性      | 89<br>85.6% | 1<br>1.0%   | 27<br>26.0% | 9<br>8.7%    | 18<br>17.3% | 16<br>15.4% | 65<br>62.5% | 10<br>9.6%  | 41<br>39.4% | 15<br>14.4% | 3<br>2.9% | 3<br>2.9% | 104<br>100.0% |
|        | 女性      | 87<br>73.7% | 14<br>11.9% | 33<br>28.0% | 20<br>16.9%  | 18<br>15.3% | 21<br>17.8% | 65<br>55.1% | 12<br>10.2% | 43<br>36.4% | 1<br>0.8%   | 2<br>1.7% | 1<br>0.8% | 118<br>100.0% |
| 年齢     | 20・30歳代 | 22<br>71.0% | 1<br>3.2%   | 0<br>0.0%   | 12<br>38.7%  | 11<br>35.5% | 4<br>12.9%  | 17<br>54.8% | 1<br>3.2%   | 10<br>32.3% | 8<br>25.8%  | 1<br>3.2% | 2<br>6.5% | 31<br>100.0%  |
|        | 40・50歳代 | 72<br>94.7% | 3<br>3.9%   | 3<br>3.9%   | 13<br>17.1%  | 24<br>31.6% | 10<br>13.2% | 61<br>80.3% | 4<br>5.3%   | 34<br>44.7% | 6<br>7.9%   | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 76<br>100.0%  |
|        | 60歳代以上  | 82<br>71.3% | 11<br>9.6%  | 57<br>49.6% | 4<br>3.5%    | 1<br>0.9%   | 22<br>19.1% | 51<br>44.3% | 17<br>14.8% | 40<br>34.8% | 1<br>0.9%   | 3<br>2.6% | 2<br>1.7% | 115<br>100.0% |
| 世帯内の立場 | 本人      | 81<br>89.0% | 1<br>1.1%   | 25<br>27.5% | 9<br>9.9%    | 17<br>18.7% | 15<br>16.5% | 51<br>56.0% | 11<br>12.1% | 38<br>41.8% | 9<br>9.9%   | 2<br>2.2% | 2<br>2.2% | 91<br>100.0%  |
|        | 配偶者     | 62<br>80.5% | 10<br>13.0% | 14<br>18.2% | 14<br>18.2%  | 12<br>15.6% | 12<br>15.6% | 51<br>66.2% | 8<br>10.4%  | 29<br>37.7% | 1<br>1.3%   | 1<br>1.3% | 1<br>1.3% | 77<br>100.0%  |
|        | その他     | 32<br>61.5% | 4<br>7.7%   | 20<br>38.5% | 5<br>9.6%    | 7<br>13.5%  | 10<br>19.2% | 27<br>51.9% | 3<br>5.8%   | 15<br>28.8% | 6<br>11.5%  | 2<br>3.8% | 1<br>1.9% | 52<br>100.0%  |

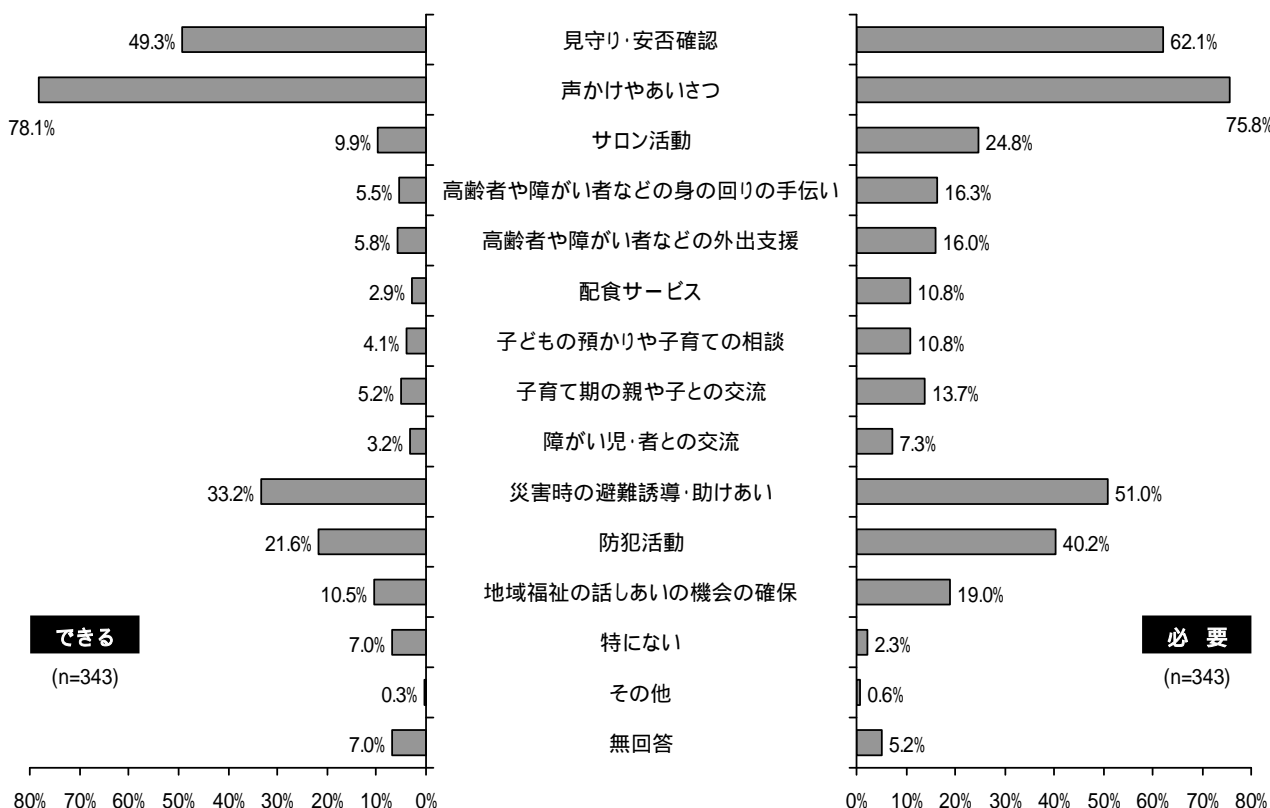
(2) 地域での助けあいについて

多くの人が声かけやあいさつ、見守りの必要性を感じている

地域で安心して暮らすために必要な助けあい活動について尋ねたところ、大きく2つの傾向があることが明らかになりました。一つが同居家族の状況等に左右されず、多くの住民が共通して必要と考えているもので、「声かけやあいさつ」「見守り・安否確認」「災害時の避難誘導・助けあい」「防犯活動」などがあります。もう一つが同居家族等のおかれた状況により必要と考える人の割合が大きく異なるもので、「高齢者や障がい者などの身の回りの手伝い」や「子どもの預かりや子育ての相談」などです。

地域で安心して暮らすために必要な助けあい活動と同じ回答項目で、自分でできる活動を質問しました。その結果、多くの住民が共通して必要と考えている、「声かけやあいさつ」「見守り・安否確認」「災害時の避難誘導・助けあい」「防犯活動」などについては、自分でできるという人が多くなっていました。したがって、これらの活動を取りかかりとして住民同士の助けあい活動の組織化を図っていくことが有効と考えられます。一方で、もう一つが同居家族等のおかれた状況により必要と考える人の割合が大きく異なる「高齢者や障がい者などの身の回りの手伝い」や「子どもの預かりや子育ての相談」などについては、当事者においても自分でできるという人が非常に少ない結果となりました。したがって、これらについては、ボランティアなど有志の人の掘り起こしと組織化を図っていくことが有効と考えられます。

図 2-13 地域で安心して暮らすために必要な助けあい活動と自分でできる活動



八百津町地域福祉（活動）計画

表 2-16 同居家族の状況別の地域で安心して暮らすために必要な助けあい活動

|         |            | 見守り・安否確認    | 声かけやあいさつ    | サロン活動       | 高齢者や障がい者などの身の回りの手伝い | 高齢者や障がい者などの外出支援 | 配食サービス      | 子どもの相談の預かりや子育て | 交流子育て期の親や子との | 障がい児・者との交流 | 災害時の避難誘導・助けあい | 防犯活動        | 地域の福祉についての話し合いの機会をもつ | 特にな       | その他       | 無回答        | 合計            |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|-----------------|-------------|----------------|--------------|------------|---------------|-------------|----------------------|-----------|-----------|------------|---------------|
| 同居家族の状況 | 子どもがいる     | 22<br>73.3% | 22<br>73.3% | 4<br>13.3%  | 3<br>10.0%          | 3<br>10.0%      | 3<br>10.0%  | 10<br>33.3%    | 10<br>33.3%  | 4<br>13.3% | 18<br>60.0%   | 16<br>53.3% | 1<br>3.3%            | 0<br>0.0% | 1<br>3.3% | 1<br>3.3%  | 30<br>100.0%  |
|         | 高齢者がいる     | 69<br>66.3% | 85<br>81.7% | 31<br>29.8% | 19<br>18.3%         | 18<br>17.3%     | 12<br>11.5% | 7<br>6.7%      | 7<br>6.7%    | 6<br>5.8%  | 53<br>51.0%   | 47<br>45.2% | 25<br>24.0%          | 4<br>3.8% | 1<br>1.0% | 0<br>0.0%  | 104<br>100.0% |
|         | 要介護者がいる    | 25<br>50.0% | 33<br>66.0% | 8<br>16.0%  | 10<br>20.0%         | 12<br>24.0%     | 7<br>14.0%  | 3<br>6.0%      | 7<br>14.0%   | 5<br>10.0% | 27<br>54.0%   | 21<br>42.0% | 9<br>18.0%           | 2<br>4.0% | 0<br>0.0% | 7<br>14.0% | 50<br>100.0%  |
|         | 子どもと高齢者がいる | 21<br>72.4% | 24<br>82.8% | 8<br>27.6%  | 7<br>24.1%          | 5<br>17.2%      | 4<br>13.8%  | 7<br>24.1%     | 7<br>24.1%   | 5<br>17.2% | 18<br>62.1%   | 17<br>58.6% | 7<br>24.1%           | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0%  | 29<br>100.0%  |
|         | いずれもない     | 68<br>61.8% | 86<br>78.2% | 30<br>27.3% | 16<br>14.5%         | 14<br>12.7%     | 11<br>10.0% | 9<br>8.2%      | 14<br>12.7%  | 5<br>4.5%  | 52<br>47.3%   | 34<br>30.9% | 21<br>19.1%          | 0<br>0.0% | 0<br>0.0% | 6<br>5.5%  | 110<br>100.0% |

表 2-17 同居家族の状況別の地域で安心して暮らすために自分のできる助けあい活動

|         |            | 見守り・安否確認    | 声かけやあいさつ    | サロン活動       | 高齢者や障がい者などの身の回りの手伝い | 高齢者や障がい者などの外出支援 | 配食サービス    | 子どもの相談の預かりや子育て | 交流子育て期の親や子との | 障がい児・者との交流 | 災害時の避難誘導・助けあい | 防犯活動        | 地域の福祉についての話し合いの機会をもつ | 特にな        | その他       | 無回答        | 合計            |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|-----------------|-----------|----------------|--------------|------------|---------------|-------------|----------------------|------------|-----------|------------|---------------|
| 同居家族の状況 | 子どもがいる     | 13<br>43.3% | 26<br>86.7% | 2<br>6.7%   | 2<br>6.7%           | 1<br>3.3%       | 0<br>0.0% | 4<br>13.3%     | 8<br>26.7%   | 2<br>6.7%  | 8<br>26.7%    | 8<br>26.7%  | 0<br>0.0%            | 1<br>3.3%  | 1<br>3.3% | 1<br>3.3%  | 30<br>100.0%  |
|         | 高齢者がいる     | 57<br>54.8% | 89<br>85.6% | 11<br>10.6% | 4<br>3.8%           | 5<br>4.8%       | 2<br>1.9% | 2<br>1.9%      | 1<br>1.0%    | 1<br>1.0%  | 35<br>33.7%   | 27<br>26.0% | 16<br>15.4%          | 10<br>9.6% | 0<br>0.0% | 0<br>0.0%  | 104<br>100.0% |
|         | 要介護者がいる    | 25<br>50.0% | 34<br>68.0% | 2<br>4.0%   | 3<br>6.0%           | 3<br>6.0%       | 1<br>2.0% | 2<br>4.0%      | 1<br>2.0%    | 2<br>4.0%  | 16<br>32.0%   | 10<br>20.0% | 3<br>6.0%            | 6<br>12.0% | 0<br>0.0% | 7<br>14.0% | 50<br>100.0%  |
|         | 子どもと高齢者がいる | 17<br>58.6% | 27<br>93.1% | 4<br>13.8%  | 2<br>6.9%           | 2<br>6.9%       | 1<br>3.4% | 2<br>6.9%      | 6<br>20.7%   | 4<br>13.8% | 12<br>41.4%   | 9<br>31.0%  | 4<br>13.8%           | 1<br>3.4%  | 0<br>0.0% | 0<br>0.0%  | 29<br>100.0%  |
|         | いずれもない     | 52<br>47.3% | 84<br>76.4% | 14<br>12.7% | 7<br>6.4%           | 8<br>7.3%       | 5<br>4.5% | 3<br>2.7%      | 0<br>0.0%    | 2<br>1.8%  | 40<br>36.4%   | 19<br>17.3% | 11<br>10.0%          | 5<br>4.5%  | 0<br>0.0% | 10<br>9.1% | 110<br>100.0% |

(3) ボランティア活動について

**ボランティア活動をはじめするには「きっかけ」、続けるには「時間の調整」が重要**

ボランティア活動に現在参加している人は、20・30歳代の女性を除き、いずれの属性においても15%前後にのぼっています。活動の分野としては、「清掃・美化・緑化」「ごみ・リサイクル」といった環境分野が多く、福祉の分野では「高齢者への支援」が多くなっています。

現在はしていないものの、過去にしたことがあるという人は28%にのぼります。これらの人にボランティア活動をしなくなった理由を尋ねたところ、余裕がなくなったから、あるいは健康面で難しくなったという回答が多い中で、「自分の都合に時間

が合わないから」という回答が最も多くなっていました。ボランティア活動を長く継続していく秘訣は、「無理なく」「自分のペースで」に尽きます。ボランティア活動に取り組む人が長く続けられるよう、時間的な都合も考慮した多様な活動メニューを用意する必要があります。

回答者の半数は、ボランティア活動をしたことがありません。その理由として「きっかけがない」が3割にのぼったことが特徴的でした。ボランティア活動に取り組んでいる人の「きっかけ」について調査し、それらをもとにしたきっかけづくりに取り組むことが必要と考えられます。

図2-14 ボランティア活動への参加状況

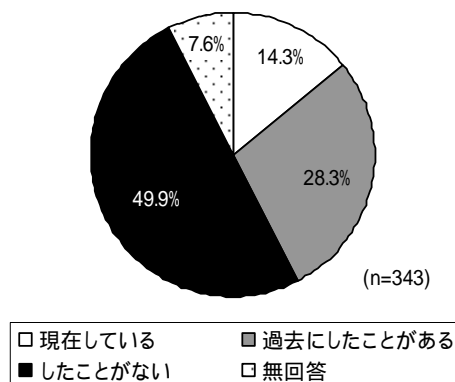


図2-15 年齢別・性別のボランティア活動への参加状況

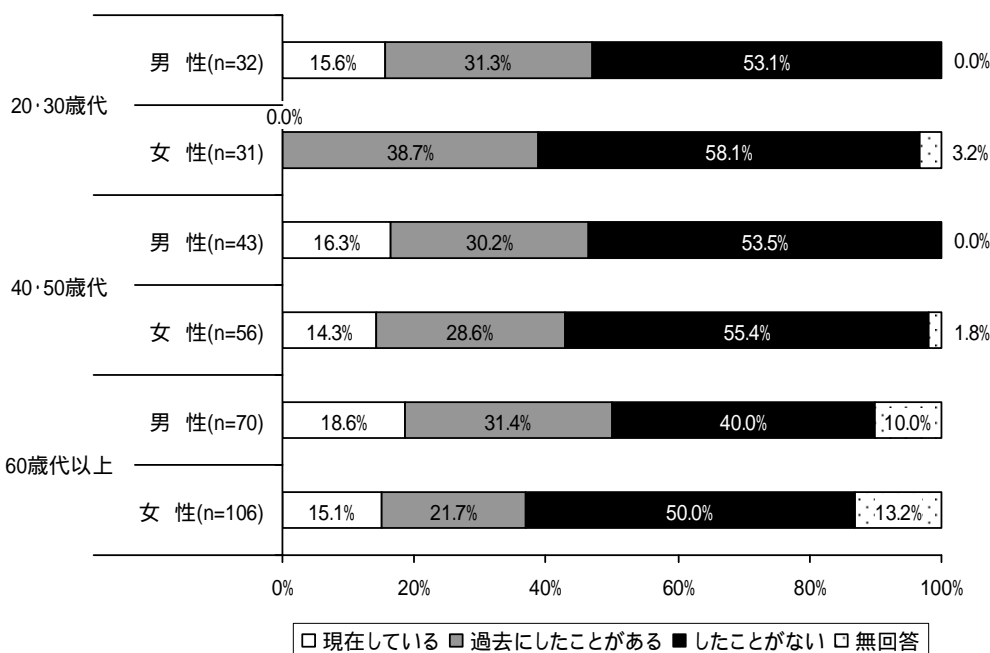


表 2-18 ボランティア活動として参加している活動分野

|   |         | 援高    | へ障    | 母子   | 社そ    | 健康    | 係保    | 学     | 少     | 社    | 和     | 自     | 緑     | ク     | 犯     | 消    | そ     | 無      | 合 |
|---|---------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|---|
|   |         | 高齢    | の支    | 子育   | 他社    | づく    | 険・    | 校     | 年     | 会    | 国     | 然     | 化     | ル     | 交     | 防    | 他     | 回      | 計 |
|   |         | 者へ    | の支    | て支   | 社福    | り     | 医療    | 教     | 健     | 育    | 際     | 環     | 掃     | み     | 通     | 災    |       | 答      |   |
|   |         | の支    | 援     | 援    | 祉     | り     | 関     | 育     | 全     | 平    | 境     | 美     | リ     | 安     |       |      |       |        |   |
| 性 | 男       | 3     | 1     | 1    | 5     | 2     | 1     | 1     | 5     | 0    | 4     | 8     | 4     | 3     | 9     | 0    | 2     | 25     |   |
|   | 女       | 11    | 4     | 2    | 4     | 3     | 1     | 5     | 1     | 0    | 1     | 8     | 8     | 2     | 0     | 0    | 1     | 24     |   |
| 年 | 20・30歳代 | 0     | 0     | 0    | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     | 0    | 0     | 1     | 0     | 0     | 4     | 0    | 0     | 5      |   |
|   | 40・50歳代 | 2     | 2     | 1    | 1     | 2     | 2     | 3     | 0     | 0    | 1     | 4     | 4     | 1     | 4     | 0    | 2     | 15     |   |
|   | 60歳代以上  | 12    | 3     | 2    | 8     | 3     | 0     | 3     | 5     | 0    | 4     | 11    | 8     | 4     | 1     | 0    | 1     | 29     |   |
|   |         | 12.0% | 4.0%  | 4.0% | 20.0% | 8.0%  | 4.0%  | 4.0%  | 20.0% | 0.0% | 16.0% | 32.0% | 16.0% | 12.0% | 36.0% | 0.0% | 8.0%  | 100.0% |   |
|   |         | 45.8% | 16.7% | 8.3% | 16.7% | 12.5% | 4.2%  | 20.8% | 4.2%  | 0.0% | 4.2%  | 33.3% | 33.3% | 8.3%  | 0.0%  | 0.0% | 4.2%  | 100.0% |   |
|   |         | 0.0%  | 0.0%  | 0.0% | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 20.0% | 0.0% | 0.0%  | 20.0% | 0.0%  | 0.0%  | 80.0% | 0.0% | 0.0%  | 100.0% |   |
|   |         | 13.3% | 13.3% | 6.7% | 6.7%  | 13.3% | 13.3% | 20.0% | 0.0%  | 0.0% | 6.7%  | 26.7% | 26.7% | 6.7%  | 26.7% | 0.0% | 13.3% | 100.0% |   |
|   |         | 41.4% | 10.3% | 6.9% | 27.6% | 10.3% | 0.0%  | 10.3% | 17.2% | 0.0% | 13.8% | 37.9% | 27.6% | 13.8% | 3.4%  | 0.0% | 3.4%  | 100.0% |   |

図 2-16 ボランティア活動をしなくなった理由

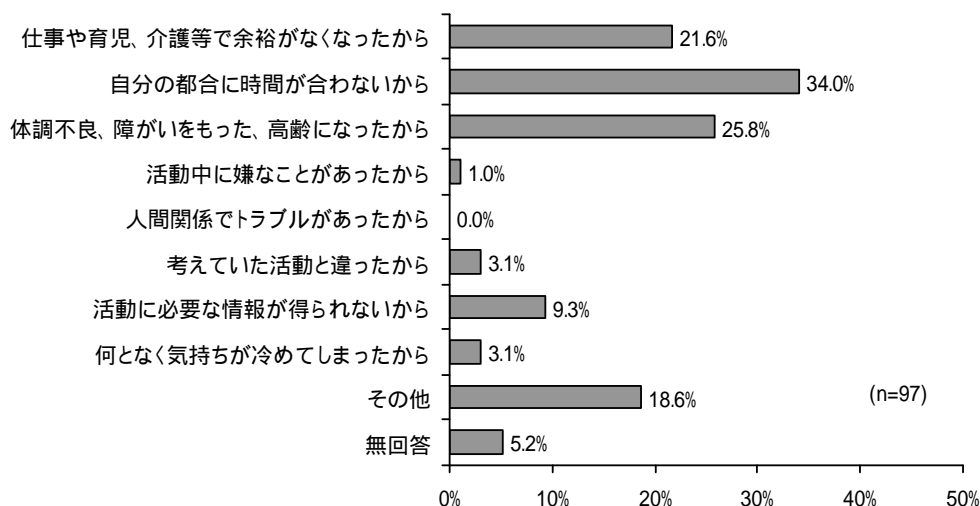
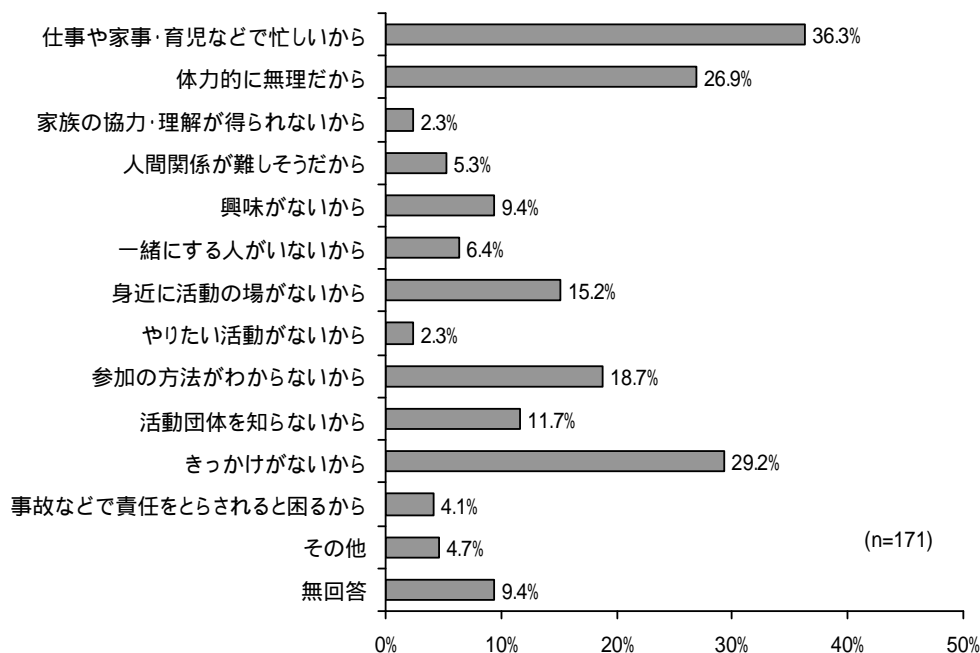


図 2-17 ボランティア活動をしたことがない理由



(4) 福祉サービスの利用について

将来の生活に不安を感じている人が7割にのぼる

将来の生活への不安を感じている人は68%にのぼり、現在生活上の悩みを抱えている人の2倍以上となっています。特に40・50歳で顕著にみられ、8割にのぼっています。不安の内容をみると、「自分や配偶者の病気や体力の衰え」「独居や高齢者のみの世帯になること」などが特に高くなっていました。

これら将来の不安に備え、地域での助けあいの仕組みづくりを進めていく必要があります。

図 2-18 生活上の悩みの有無 図 2-19 将来の生活への不安の有無

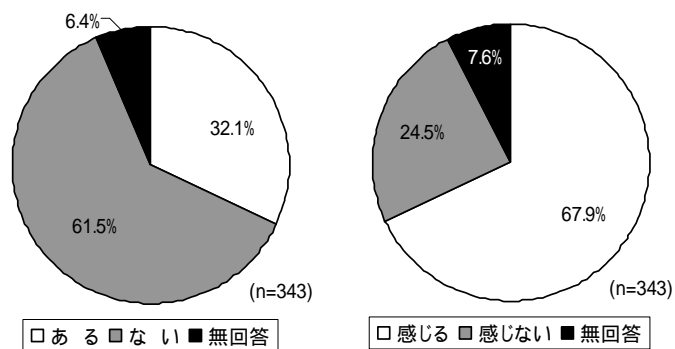


図 2-20 年齢別の将来の生活への不安の有無

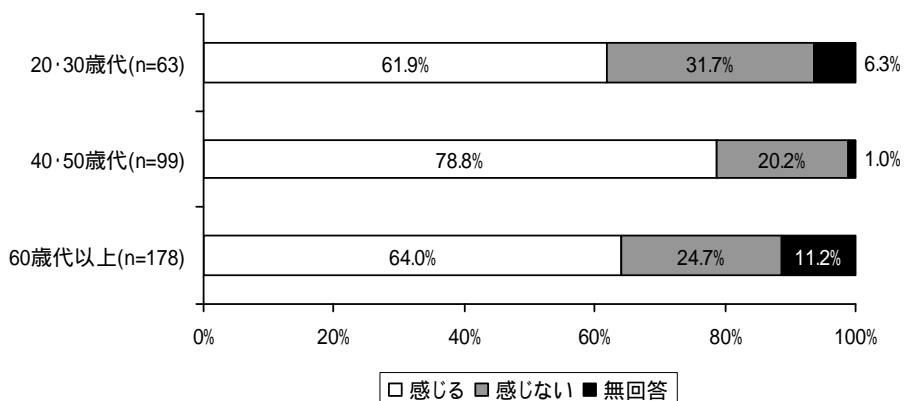
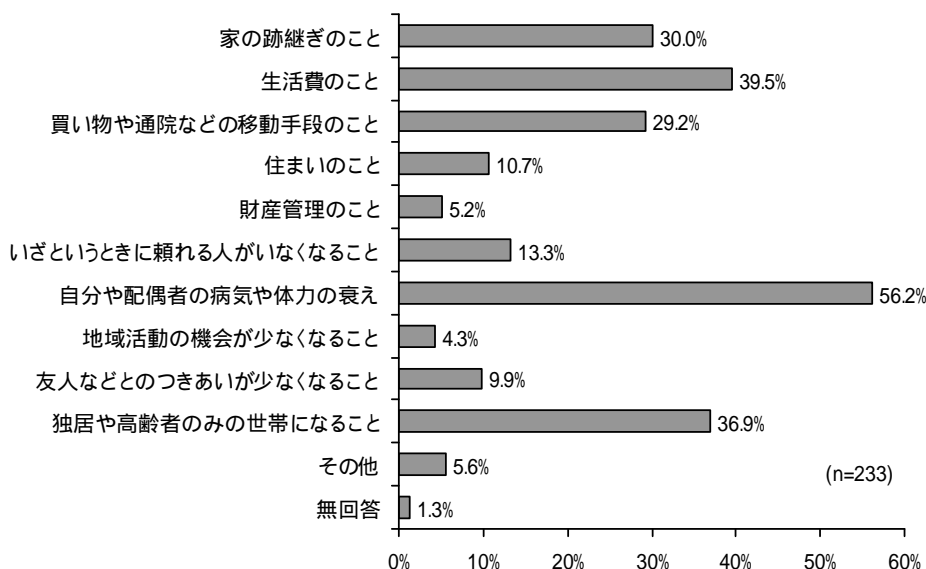


図 2-21 将来の生活への不安の内容

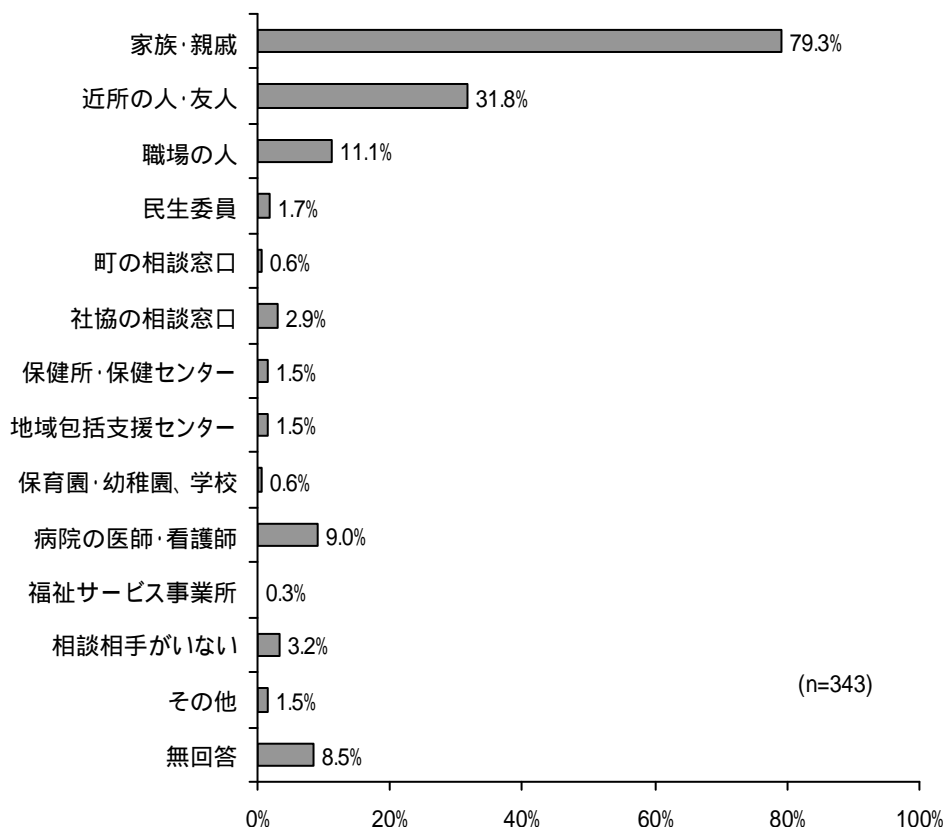


**相談体制の周知が必要**

困り事の相談相手としては、「家族・親戚」が79%、「近所の人・友人」32%、「職場の人」11%、「病院の医師・看護師」9%など、個人的なつながりを通してのものが中心となっている状況がうかがえました。

町や社協をはじめ、保健センターや地域包括支援センター、保育園や学校など、相談に応じられる機関が複数設置されているとともに、地域の中には民生委員も配置されていますが、いずれも利用はかなり限定的となっています。今後は、これらの相談体制についての周知を図り、利用の促進を図っていくことが必要と考えられます。

図 2-22 困り事の相談相手



情報提供は、関心の低い人にどのように届けるかがポイント

町では、福祉に関する情報などを広報紙やインターネット、パンフレットなどさまざまな媒体で提供しています。このような状況で、福祉に関する情報の入手状況に“入ってきている”、あるいは“入っていない”と意見が分かれるのは「関心の有無」であることが明らかになりました。

図 2-23 福祉の情報の入手状況

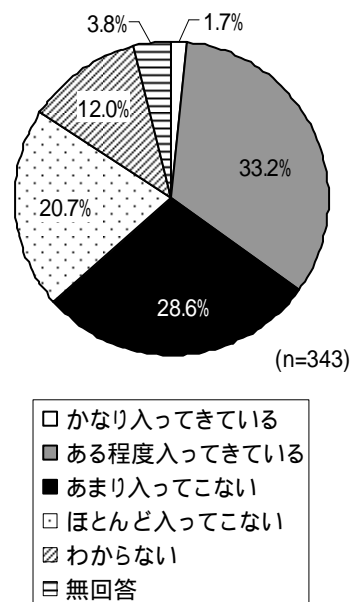


図 2-24 福祉への関心別にみる福祉に関する情報の入手状況

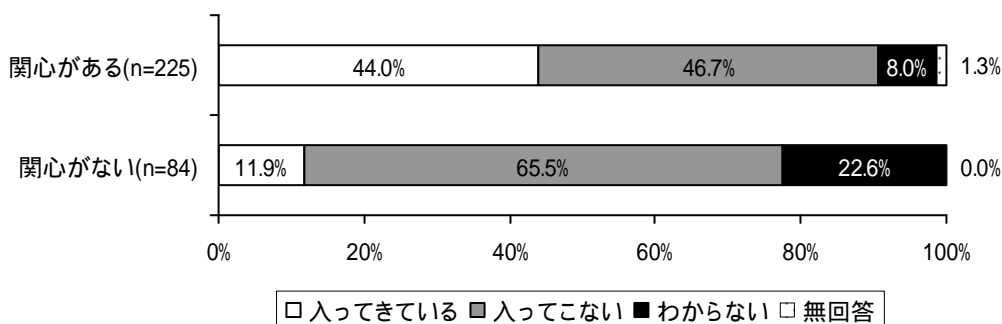


表 2-19 福祉に関する情報の入手状況別の福祉に関する情報の入手方法

|    |       | て知り合  | じ福祉   | て民生   | 回     | 町の    | 板町の   | 社協    | 社協   | ンター   | 雑誌    | 新聞・  | その他    | 無回答    | 合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|--------|--------|----|
|    |       | い合いを  | 専     | 委員を   | 覧     | 広     | 窓     | の     | の    | の     | ・     | ・    |        |        |    |
|    |       | 通     | 門     | を通    | 板     | 報     | 口     | 窓     | 窓    | 支     | テ     | レ    |        |        |    |
|    |       | じ     | 職     | じ     | 板     | 紙     | ・     | 口     | 口    | 援     | レ     | ビ    |        |        |    |
|    |       | 通     | 通     | 通     | 板     | 紙     | 掲     | 掲     | 掲    | セ     | ビ     | ・    |        |        |    |
|    |       | じ     | 通     | じ     | 板     | 紙     | 示     | 示     | 示    | セ     | ・     | ・    |        |        |    |
|    |       | 通     | 通     | 通     | 板     | 紙     | 示     | 示     | 示    | セ     | ・     | ・    |        |        |    |
| 情報 | 入     | 35    | 14    | 7     | 67    | 75    | 5     | 56    | 10   | 4     | 61    | 1    | 2      | 120    |    |
|    | 入     | 29.2% | 11.7% | 5.8%  | 55.8% | 62.5% | 4.2%  | 46.7% | 8.3% | 3.3%  | 50.8% | 0.8% | 1.7%   | 100.0% |    |
|    | 入     | 31    | 6     | 1     | 82    | 86    | 4     | 25    | 1    | 1     | 61    | 7    | 4      | 169    |    |
| 入  | 18.3% | 3.6%  | 0.6%  | 48.5% | 50.9% | 2.4%  | 14.8% | 0.6%  | 0.6% | 36.1% | 4.1%  | 2.4% | 100.0% |        |    |
| 入  | 5     | 3     | 1     | 16    | 18    | 0     | 6     | 1     | 2    | 15    | 2     | 3    | 41     |        |    |
| 入  | 12.2% | 7.3%  | 2.4%  | 39.0% | 43.9% | 0.0%  | 14.6% | 2.4%  | 4.9% | 36.6% | 4.9%  | 7.3% | 100.0% |        |    |

さらに、福祉への関心がある人となない人では、「社協の広報紙」の読まれ方に大きな差があることも明らかになっています。今後、社協広報紙の紙面・内容の工夫により、一層多くの人に読んでいただけるようにすることが重要といえます。

図 2-25 社協広報の読まれ方

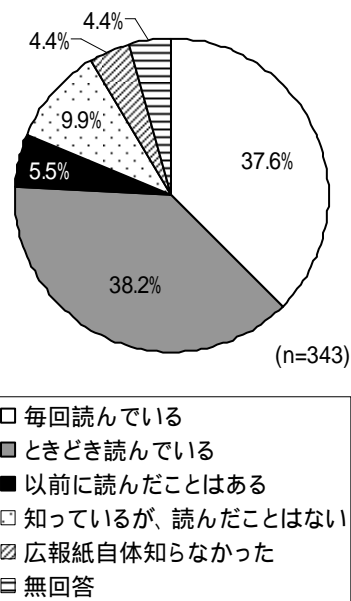
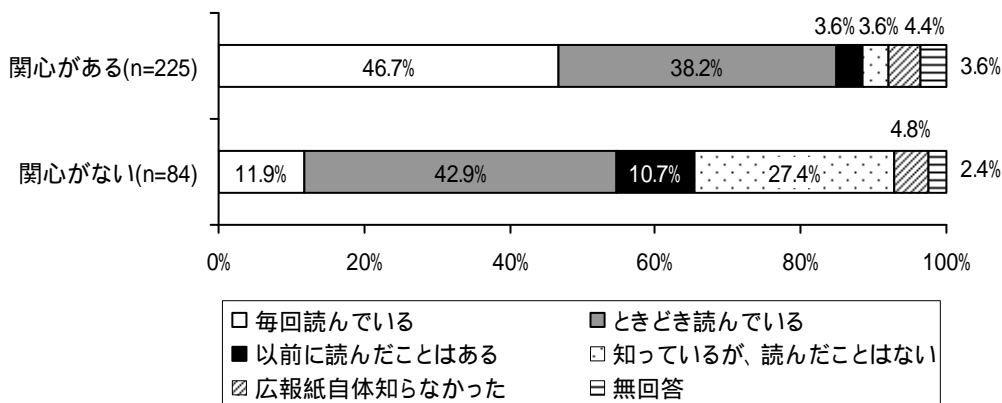


図 2-26 福祉への関心別にみる社協広報の読まれ方

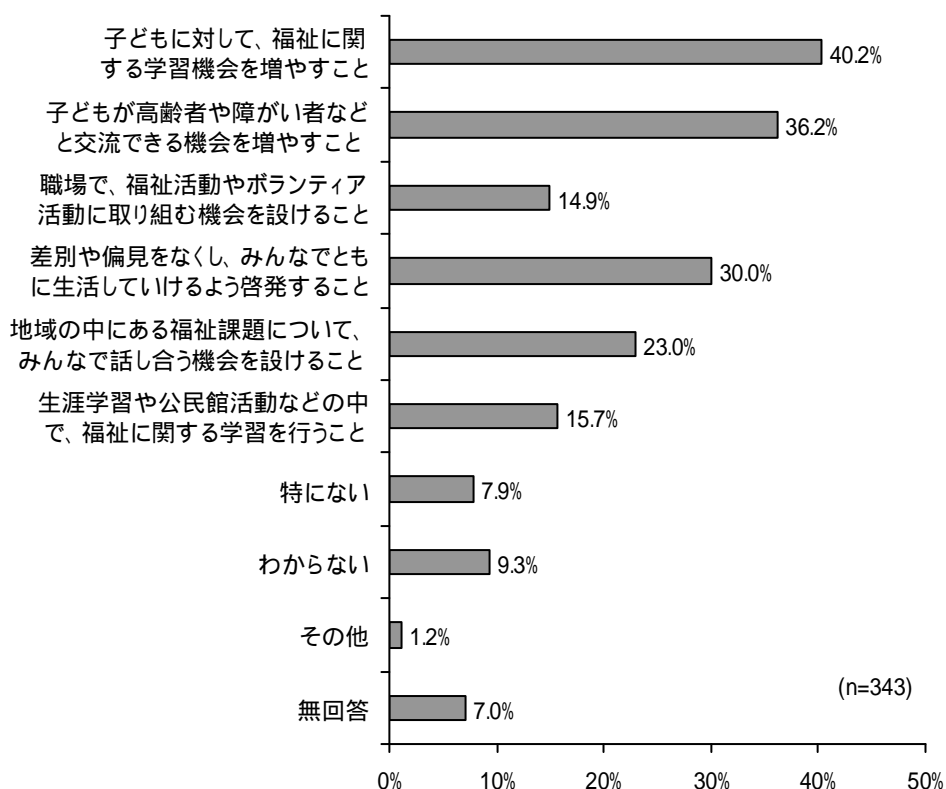


(5) まちづくりについて

**多くの町民が福祉教育の必要性を理解**

福祉教育の方法として必要なことについては、教育という言葉から子どもを対象とする2項目が上位となりました。ただし、「差別や偏見をなくし、みんなでもとに生活していけるよう啓発すること」が3割に達していることや「特にない」と「無回答」を除いた8割以上の人は福祉教育の必要性を理解しているといえます。

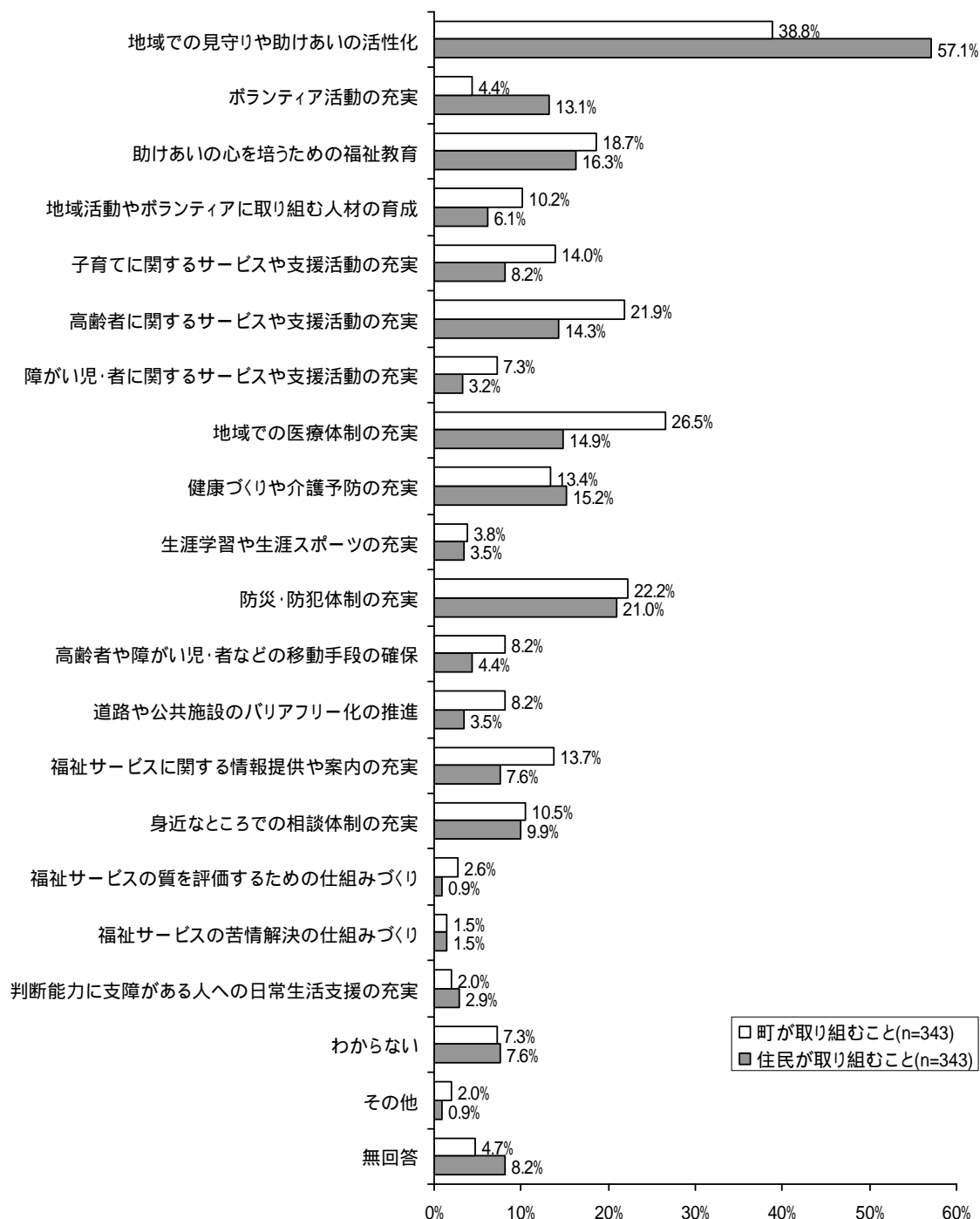
図2-27 福祉教育の方法として必要なこと



**地域での見守りや助けあいの活性化や、防災・防犯体制の充実が最重要課題**

地域福祉計画の策定で検討すべき 18 項目を列挙して、「町」と「住民」が重点的に取り組むべきことを尋ねました。その結果、「地域での見守りや助けあいの活性化」「防災・防犯体制の充実」など、町の取り組みとして優先度の高いものと住民の取り組みとして優先度の高いものが一致する傾向がみられました。これらの結果を踏まえ、町と住民（地域）が連携、役割分担して誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

図 2-28 安心して暮らせるまちづくりに向けて、「町」「住民」が重点的に取り組むこと



(6) 社会福祉協議会について

まずは、若年層の認知度アップを

社協について、知っていることを尋ねたところ、社協の名前や、八百津町にもあること、八百津町社協のある場所、世帯単位で会費を納めていることなどについてはおおむね半数程度以上が知っている結果となりましたが、「公私の福祉団体と地域住民で組織される民間団体であること」については22%にとどまるなど、社協のことを正確に理解している人が非常に少ないことが明らかになりました。また、それ以上に20・30歳代の若年層の認知度が低いことが問題としてあげられます。したがって、まずは社協に対する正確な理解と、若年層の認知度を上げるためのPRが必要と考えられます。

八百津町社協で特に充実してほしい活動・支援としては、「住民の助けあい活動への支援」「学校や地域での福祉教育の推進」「福祉に関する情報発信」など、地域福祉固有の取り組みが上位を占めました。一方で、高齢化を背景として「高齢者への支援やサービスの提供」という意見も多く、さらに20・30歳代の若年層では「子育てに関する支援やサービスの提供」という意見が多くみられました。これらの結果を踏まえつつ、事業・活動を展開していくことが求められます。

表 2-20 年齢別の社協認知度

|     | 「この名前が社会福祉協議会」という名前を知らないこと | 各市区町村、八村百津町に設置されていること | 八百津町社協のある場所  | 民間住民の団体で組織されていること | 単位の会費を納めていること | 町民が八百津町社協の会員であり、世帯単位で会費を納めていること | すべて知らない     | 無回答           | 合計            |
|-----|----------------------------|-----------------------|--------------|-------------------|---------------|---------------------------------|-------------|---------------|---------------|
| 町全体 | 231<br>67.3%               | 199<br>58.0%          | 164<br>47.8% | 75<br>21.9%       | 174<br>50.7%  | 49<br>14.3%                     | 27<br>7.9%  | 343<br>100.0% |               |
| 年齢  | 20・30歳代                    | 33<br>52.4%           | 26<br>41.3%  | 16<br>25.4%       | 4<br>6.3%     | 13<br>20.6%                     | 24<br>38.1% | 2<br>3.2%     | 63<br>100.0%  |
|     | 40・50歳代                    | 77<br>77.8%           | 65<br>65.7%  | 61<br>61.6%       | 25<br>25.3%   | 54<br>54.5%                     | 9<br>9.1%   | 3<br>3.0%     | 99<br>100.0%  |
|     | 60歳代以上                     | 121<br>68.0%          | 108<br>60.7% | 87<br>48.9%       | 46<br>25.8%   | 107<br>60.1%                    | 16<br>9.0%  | 19<br>10.7%   | 178<br>100.0% |

表 2-21 年齢別にみる八百津町社協で特に充実してほしい活動・支援

|     | ボランティア活動への参加促進と支援 | 住民の助けあい活動への支援 | 学校や地域での福祉教育の推進 | 身近な福祉の相談窓口の整備 | 福祉に関する情報発信  | 子育てに関する支援やサービスの提供 | 高齢者への支援やサービスの提供 | 障がい者への支援やサービスの提供 | 判断能力に生活障害がある人への日常生活支援 | 地域福祉を推進するための人材育成 | 特にない        | その他        | 無回答        | 合計            |               |
|-----|-------------------|---------------|----------------|---------------|-------------|-------------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------|-------------|------------|------------|---------------|---------------|
| 町全体 | 61<br>17.8%       | 131<br>38.2%  | 91<br>26.5%    | 57<br>16.6%   | 73<br>21.3% | 61<br>17.8%       | 125<br>36.4%    | 35<br>10.2%      | 22<br>6.4%            | 60<br>17.5%      | 22<br>6.4%  | 0<br>0.0%  | 26<br>7.6% | 343<br>100.0% |               |
| 年齢  | 20・30歳代           | 12<br>19.0%   | 13<br>20.6%    | 27<br>42.9%   | 8<br>12.7%  | 13<br>20.6%       | 22<br>34.9%     | 15<br>23.8%      | 7<br>11.1%            | 1<br>1.6%        | 4<br>6.3%   | 4<br>6.3%  | 0<br>0.0%  | 4<br>6.3%     | 63<br>100.0%  |
|     | 40・50歳代           | 20<br>20.2%   | 44<br>44.4%    | 24<br>24.2%   | 19<br>19.2% | 27<br>27.3%       | 13<br>13.1%     | 32<br>32.3%      | 11<br>11.1%           | 10<br>10.1%      | 23<br>23.2% | 7<br>7.1%  | 0<br>0.0%  | 1<br>1.0%     | 99<br>100.0%  |
|     | 60歳代以上            | 29<br>16.3%   | 73<br>41.0%    | 40<br>22.5%   | 29<br>16.3% | 33<br>18.5%       | 26<br>14.6%     | 77<br>43.3%      | 17<br>9.6%            | 11<br>6.2%       | 33<br>18.5% | 11<br>6.2% | 0<br>0.0%  | 20<br>11.2%   | 178<br>100.0% |

## 5 地域懇談会での意見

町内6地区ごとに開催した地域懇談会の結果を、地域からの意見として掲載します。地域の皆さまからいただいた意見は、類型別に“（よい点）”と“（課題や懸案事項）”、“（付随した意見等）”としてとりまとめました。

なお、各地域の年齢区分別の人口を参考として掲載しています。

### 1 八百津地区の現況

#### (1) 人口

平成20年10月1日現在の八百津地区の人口は4,539人です。

年齢区分別人口割合をみると、0～14歳が10.6%と低く、反対に65歳以上が34.9%と高く、3人に1人以上が高齢者という状況です。

65歳以上人口の詳細をみると、後期高齢者が20.0%を占めています。

表 2-22 八百津地区の年齢区分別人口

|        | 人口(人) | 割合(%) |
|--------|-------|-------|
| 八百津    | 4,539 | 100.0 |
| 0～14歳  | 480   | 10.6  |
| 15～64歳 | 2,475 | 54.5  |
| 65歳以上  | 1,584 | 34.9  |
| 65～74歳 | 677   | 14.9  |
| 75歳以上  | 907   | 20.0  |

住民基本台帳(平成20年10月1日)

#### (2) 地域懇談会での意見

##### 〔近所づきあい、近隣間のつながり〕

ひとり暮らしのおばあちゃんに「起きたらカーテンを開けてほしい」とお願いし、近所のみんなが安否確認のために声かけなど注意してくれるので、さみしくない雰囲気がある。また、あえて近所づきあいは大切だということを口に出して言ったりしている。地域全体が檀家などで、独特のコミュニケーションをとっている地域もある。一方で、近所の人とは関係ないという人も増えてきている。

年代によって気質が異なるように思われ、高齢者の間では、コミュニケーションがとれているように感じる。

近所に商店がなくなりつつあるため、店の前での井戸端会議が少なくなった。

「どんど焼き」を地域でやっているところもあるが、機会は減ってきている。

平日昼間の地域活動には、若い人が出てくることはできない。

新しい人(転入者)とのコミュニケーションは時間がかかる。自治会に入るのが当たり前の状況ではないので理解してもらうことが大事。

老人クラブでは、ゲートボール、グラウンドゴルフなど活動は活発にやってみえる。

老人クラブなどでの集まりの際には固有名詞が出てくる(「さんが病気なので見舞いに行こうか」など)

〔八百津地区について〕

地区の高齢化で、独居高齢者や閉めきったままの家が増え、活気がなくなったように感じる。

近所に商店がなくなりつつあり、農協も週に2日しか開いていない。

農協の食材の配達は廃止になっているが、できるような場所づくりが必要。

食材を移動販売する人がほとんどいない。

食材を配達してくれる人もいるが、だいたいの高齢者は遠くてもスーパーへ歩いて買い物に出かけている。病院などにはタクシーで出かける人も出てきた。

携帯電話がつかないところがある。八百津町から業者に働きかけてほしい。

携帯電話の電波が入る家と入らない家がある。

〔地域内での助けあいやボランティア活動〕

高齢者に対して、一番助けなければならないのは、ゴミ出し（集積場へ行くより山に捨ててしまった方が楽という意識になりかねない）。

月に2回ゴミの収集日があるが、体調の良し悪しに合わせてしか動くことができない高齢者などは、収集日前（1週間前くらい）にゴミ出しをしていることもある。

管理する方は大変になるが、収集場所を増やせば、改善にかなり効果があると思う。民生委員・児童委員が声をかけて、高齢者のゴミ出しの手伝いをしている（集積場が地域に1つしかないの）。

ボランティアとして子どもの見守りや安全パトロールをしているが、朝、小学生にあいさつをしても、元気に返事をしてくれないことがある。「知らない人についていけない」と教育されているため仕方がないことだが、子どもたちと仲良くなって、信頼関係を築くことも必要と感じる。

若い人がボランティアで高齢者宅へ週に1回みえて、一緒に買い物へ行っている。

独居高齢者や障がい者が特別だと思われがちだが、8:00～20:00の昼間独居の方も多い。

民生委員・児童委員の活動として、集まりに出てこられないおばあちゃんと会ってきたが、そういう人たちも見守らなければいけない。

町社協から、福祉協力員さんにも協力をお願いしている。

〔サロン活動〕

高齢者の安否や健康状態もサロンで確認できる。

お茶とお菓子を準備し井戸端会議のような話をしている（2～3か月に1回）。

強制的に「ふれあいいいききサロン」に母親を連れていっている。

年に1回、日帰りで温泉旅行をしている。

できるだけ歩いて参加できるようにと、自治会によっては小さなサロンを2つ（1会場が12、13人程度の規模）開催している。会費は200円（町社協からの助成金を活用している）。

うちの自治会では、サロン開催日の1か月前に利用者に送迎が必要かどうかを役員が聞いて回っている（ボランティアに送迎してもらっている）。

参加したい気持ちがあっても、日中は参加できない人もいる。近所づきあいもしたいが、なかなか難しい。

足の不自由な要介護者には、車イスを借りてもらって参加してもらうことが大切。

町社協で車イスの貸与をしている。カラオケの機材の貸し出しも受けられる。自治会等でサロンをやっていけば情報交換ができる。

### 〔地域福祉に対する意見〕

地域活性化のために広範囲な福祉が必要。

地域の大人が子どもを見守ることが必要。

地域の自然な見守り（声に出さない見守り）が必要。

現役を引退した人に、健康づくりも兼ねて見守り隊に入ってもらおう。

「安全パトロール」で帽子なども準備する。

一概にひとり暮らしの方のみを独居とするのはよくない。

閉じこもりの人の把握が必要（個人情報保護法でなかなか難しくなっている）。

高齢者や障がい者も大事だが、子どもの福祉も大切。

最近の子どもは保育所へ行くにも車で送迎していたり、また、地域を知らない先生がほとんどになっていたり福祉教育の推進は難しい状況になっていると思われる。

ジャージを着た小さな男の子に昼間いつも会う（学校に行っていない子ども）。学校と家庭の連絡がとれているのか心配になる。

子どもが不登校になると、家族全員が外出しにくくなる。

近所づきあい、助けあいに関して何らかの組織を立ち上げる（自治会は総会と役場のチラシを渡すだけ）。

地域の福祉活動や情報の共有は、民生委員・児童委員、自治会だけでは無理。連携していくことが必要であり、そのために会議の場を設定していくべき。

自治会、民生委員・児童委員などが横のつながりを持ち、一体化するのが望ましい。

災害については話し合いがあるが、連携に関しては話し合いがない。団体の役割など決めておくのがよい。

地域で高齢者同士がグループホームのように住んでいく（昔の共同生活のように）。

そこまで福祉を意識したことはなく、今のところ何とかなっているという意識がある。

地域の防災対策の問題について組織をつくる必要がある。

防災体制の地域住民の役割等、行政はどこまで見込んでいるのか明確にしてほしい。

実際に何をすればよいのかわからない。

坂祝町では(自治会 消防団 自警団)つながりができ非常にうまくいっているとのこと。

### 〔福祉サービス、情報〕

これから施策を考える上では、高齢化で地域の活力がなくなることが問題となってくる。先のことまで見通した施策を検討願いたい。

「蘇水園」にエレベーターをつければ利用価値が上がると思う。

.....

これから高齢化が進んでくると施設も飽和状態になってくると思われる。  
八百津町のホームページの情報が古いので、情報更新・発信してほしい。

年代ごとの情報収集の仕方が違うので、ホームページなど情報発信の仕方に工夫をしてほしい。

回覧板は親が見てしまったら、子どもが見なくても隣に回してしまう。

### 〔緊急通報装置〕

八百津町の緊急通報装置は近くの3軒に電話が行く仕組みとなっている。

人間は孤独になると悪い方向へ行きがちになる。緊急装置のような安心につながるものがあれば少しは孤独感の解消につながる。

白川町や川辺町では火災報知機とも連動していて、緊急通報装置で消防署に連絡が行くシステムとなっている。

川辺町では、ボヤの段階で発見できたという報告を聞いている。

八百津町の緊急通報装置の仕組みについて、受け手の気持ちを楽にするためにも、電話連絡が来た際のマニュアルをつくとよい。

緊急通報装置が使用された回数のデータがあるとよい。

緊急通報装置のボタンを押すほうも勇気がいる。

うちの母親は緊急通報装置のボタンを押す気がさらさらなく、他に利用したい人のところへ持っていったほうがいいのか迷う。

意識の切り替えが必要。緊急通報装置の仕組みを理解してもらうことが必要。

### 〔移動手段〕

民生委員・児童委員の活動として、高齢者宅を回って思うことは、外に出たいが足がないという人が多いので、足の確保が必要。

東鉄バスが2、3人しか乗せずに走っている。それよりも、バスを小さくして多くの便を出してもらいたい。

バスをたまに見るが、空で走っている。自分の住んでいる地域にはバスの停留所がないので歯がゆい。

今後を考えると、バスの路線の見直しをしてほしい。

近くの農協が週に2回しか開いていないので、コミュニティバスで西友などに連れて行ってほしい。

小型バスにして、小回りが利くようにしてほしい（費用面でも分析して検討してほしい）。高齢者が自転車や歩きで町の中心部に来ている状況。歩道がないので環境面での整備をしてほしい。

2 伊岐津志地区の現況

(1) 人口

平成20年10月1日現在の伊岐津志地区の人口は2,091人です。

年齢区分別人口割合をみると、0～14歳が15.1%、15～64歳が60.6%、65歳以上が24.3%となっています。

八百津町6地区内では、高齢化率は低いものの2割を超え、おおむね4人に1人が高齢者という状況です。

表 2-23 伊岐津志地区の年齢区分別人口

|        | 人口(人) | 割合(%) |
|--------|-------|-------|
| 伊岐津志   | 2,091 | 100.0 |
| 0～14歳  | 315   | 15.1  |
| 15～64歳 | 1,267 | 60.6  |
| 65歳以上  | 509   | 24.3  |
| 65～74歳 | 256   | 12.2  |
| 75歳以上  | 253   | 12.1  |

住民基本台帳(平成20年10月1日)

(2) 地域懇談会での意見

〔近所づきあい、近隣間のつながり〕

児童の登下校時の見守りを交代で行っている兄弟の方がみえ、残っていた一人が雨戸を閉めたまま仕事へ行ってしまったため、心配して見に来たご近所さんがいたというように、近所同士が気をかけあっている。

婦人会、青年団があった頃は人の交流があったが、現在はなくなりつつある。

自宅で葬式をしないため、集まって話をする機会がない。

古くからの住人は近所のことわかるが、新しい住民は、地域のことを知る手段がないように思う。

〔自治会〕

自治会内の役員同士のつながりがない。

子ども会、自治会、老人会への入会を働きかけるなど、自治会に入らない人を減らす努力が必要。

自治会に入ってもらうため町にどんな人がいるのか尋ねると、個人情報で教えられないと言われる。

婦人会を復活させたい。婦会はないが婦人部は残っており、交代で公民館の掃除などを行っている地域もある。

〔行政への要望〕

草が伸びている高齢者施設があるが何もされていない。

行政へ尋ねごとをしても、個人情報と言われ、教えてもらえない。

**〔移動手段について〕**

高齢者はタクシーを利用して通院している。

4人でタクシーに乗り合わせて通院している人たちもいる。

病院へ行く年寄りを車に乗せてあげたいと思うが、事故のことが心配であり、事故を起こした際には、親切が仇になってしまう。

七宗町では4台のマイクロバスがあり美濃加茂市の病院へ行けるとのこと。

**〔ボランティア〕**

「見守り」の活動中に事故にあった人がいることもあり、参加を呼びかけにくい。

3 和知地区の現況

(1) 人口

平成 20 年 10 月 1 日現在の和知地区の人口は 3,733 人です。

年齢区分別人口割合をみると、0～14 歳が 13.7%、15～64 歳が 62.2%、65 歳以上が 24.1%となっています。

八百津町 6 地区内では、最も高齢化率が低いものの 2 割を超え、おおむね 4 人に 1 人が高齢者という状況です。

表 2-24 和知地区の年齢区分別人口

|        | 人口(人) | 割合(%) |
|--------|-------|-------|
| 和知     | 3,733 | 100.0 |
| 0～14歳  | 512   | 13.7  |
| 15～64歳 | 2,322 | 62.2  |
| 65歳以上  | 899   | 24.1  |
| 65～74歳 | 433   | 11.6  |
| 75歳以上  | 466   | 12.5  |

住民基本台帳(平成 20 年 10 月 1 日)

(2) 地域懇談会での意見

〔近所づきあい、近隣間のつながり〕

和知地区は独居高齢者が 39 世帯あるが、近隣の方々が気にかけて、自然な見守り活動ができている。

近所の方々は 60 歳位の同年代が集まっており、お互い助けあえる存在になっている。

元気な独居高齢者の方は民生委員・児童委員のところへ顔を出してくれる。

高齢のご夫婦は自宅にこもって二人で過ごしていることが多い。また、独居の高齢者の方々は外へ出ていくことが多く、元気な人が多いといえるが、一方で買い物に行けない状態(宅配で食べ物などを買っている)でもある。

農業をしている人は、朝に子どもと喋った後の日中は、ほとんど話す人がいない状態になっている(昔のように農業をしている人が少なく、仕事の合間に立ち話をするのがなくなった)。

近所が仲良く暮らしていくことが必要。

みんなで一生懸命支えあうことが必要。

地域でアパートの方とつながりがもてるようにしていく。

住民が地域に溶け込んでいる実感がない。

人口が増えているところでは、若い人が自治会に入らない。

新しいマンションがあるが、その住民は地域とのつながりがまったくないため、気になる。

マンションに住んでいる子どもたちは、地域の子どもたちと一緒に遊んでいるが、大人同士のつきあい方などを見ているので、これから先が不安。

〔自治会〕

他の地域から移住された方とも気前よくつきあっている。自治会活動も活発に行っている。自治会では、お祭り、いきいきサロン、川の掃除のボランティアを行っている。

組織を通じて呼びかけをすることで、地域とのつながりができていくように感じる。

今年度から自主防災組織を立ち上げた（班の人数が多いので、自主防災の班長を2人にしている）。

自主防災の班長が班の家を回って防災を呼びかけている。防災という大義名分があるため、普段つきあいのない人の玄関にあがり、防災の話をするにより、どういう人が住んでいるのかがわかり、また、つながりができて互いに喜んでいる状態。

自治会主催のサロンが週1回あり、楽しみにしている。

自治会や子ども会を巻き込んで、サロン活動を行っている。

自治会を中心とした地域活動への参加を促し、顔を出してもらってつながりをもつきっかけにする。

自治会が「地域力」を生かして、細かい点まで話しあうことが必要。

〔地域内での助けあい、地域活動〕

自主的に周辺に散らかっているゴミを集め、ゴミ出し日に出している。また、ゴミ集積場の掃除をしている。

高齢者が増えているものの老人クラブへの加入者は少ない。ボランティア活動もやりたいが、若い人が入らないと老人クラブ活動の活性化は難しい。

和知で交通安全教室が実施されなくなったので、行く気がなくなった。

交通安全講習会については、講習者の都合で町の支部を1つにしてほしいという強い要望があり八百津地区のみでの開催となっている。

昼間に実施するのであれば、キャンペーン期間以外は警察に依頼すれば講師がいつでも協力してくれることを町民に周知してほしい。

老人クラブ主催で交通安全講習を実施したところ、昼間の開催であったことも影響してか200名の参加があった。

〔ボランティア〕

独居高齢者など所有地の草刈りができていない。ボランティアで行うにしる大変である。

これからはボランティア社会なので、意識づけをすることが必要。

団塊の世代で退職された方に、ボランティア参加の機会なりきっかけがあると、地域の活性化につながると思われる。

ボランティア参加者自身が楽しくなるような集まりになるとよい。

交流があるなど、魅力のある活動団体になれば、参加者は増えると思われる。

〔和知地区について〕

子どもが小学校へ行くのに、一番遠いところの学童は6時45分に家を出なければいけない

（見守り隊もその時間に合わせて準備している）

12月の保健センターの行事カレンダーを見ると、八百津では会合があるが、和知にはほとんどない。改善してほしい。

だんだん中央へという流れができていっているように思われる。

「おたっしゃ教室」はどこでやっているのか情報提供をしてほしい。

若者が10年後に残っているか心配。

外国人の方が、空き家を勝手にこじ開けて住もうとしたことがあった。

現在、可児の高架下までホームレスが住んでいる状態。そのうち八百津町まで流れてくる。

治安維持の方策が必要。

道路が木の根でポコポコになっている。

すぐ近くまでは外灯がたくさんあるが、八百津町に入ったとたんほとんどなくなってしまふ。暗い夜道への対策をお願いしたい。

### 〔移動手段〕

川辺町から八百津高校に通っている女子生徒が、夜遅く自転車で帰っているのを見かけるので危ないと感じる。

JR中川辺駅からバスが運行されるとよい。

上飯田からのバスがない。

昔からバスが通ってなく、不便を感じているが誰も口に出していない。高齢者でも単車や自転車で買い物に行っている状況のため、バスが通ってくればよい。

『NPOやおつ』で行っている福祉有償運送の利用を促進する。

八百津町のコミュニティバスは、スクールバスとして子ども中心に運行している状況。

YAOバスは終バスが早いので不便である。

昔は近所の方が車に乗せたりしていたが、事故があった時に困るので乗せない人が増えた。仕方がないにしろ、さみしい。

川辺町の福祉バスに乗れば便利になる。

美濃加茂市の福祉バスはお金を払えば乗せてくれるかもしれないが、川辺町の福祉バスは無料なので八百津町民は利用することができない。

子どもの通学に関して、自宅の反対側に歩道があるので、横断歩道を設置してほしい。

横断歩道を設置するためには、公安委員会の査定があり、お金もかかる。差し迫った状況でなければ設置が難しいと思われる。

#### 4 久田見地区の現況

##### (1) 人口

平成20年10月1日現在の久田見地区の人口は1,520人です。

年齢区分別人口割合をみると、0～14歳が7.2%と低く、反対に65歳以上が38.6%と高く、3人に1人以上が高齢者という状況です。

65歳以上人口の詳細をみると、後期高齢者が22.5%を占めています。

表2-25 久田見地区の年齢区分別人口

|        | 人口(人) | 割合(%) |
|--------|-------|-------|
| 久田見    | 1,520 | 100.0 |
| 0～14歳  | 110   | 7.2   |
| 15～64歳 | 824   | 54.2  |
| 65歳以上  | 586   | 38.6  |
| 65～74歳 | 244   | 16.1  |
| 75歳以上  | 342   | 22.5  |

住民基本台帳(平成20年10月1日)

##### (2) 地域懇談会での意見

###### 〔近所づきあい、近隣間のつながり〕

自治会そのものが家族のようなつきあいをしている。

自治会組織を通じて、助けあいが育まれている感じがする。

独居高齢者が60人位いるが、近所の人たちが見守っている。また、見守り隊を結成するなど、住民の方々はボランティア精神が旺盛だと感じている。

親子関係が希薄化し、子どもは権利を主張しても、義務を果たさない人が多い。

八百津町の中心部に子ども世帯が移住してしまい、頻りに久田見に帰ってくるようになっており、地区の方々と話しかけ合わない場合が多くなっている(親が近所の方々にお世話になっていることを知らないなど)。

地区の集まりでは、若者の減少でお祭りや運動会の活気がなくなってきている。また、高齢者も仕事をしている人が多くおり、元気であるがサロンに参加できない高齢者が増えている。

###### 〔地域内での助けあい〕

近所の5、6軒でグループを作り、元気な高齢者の助けあいをしようとしたが、「まだ若いから大丈夫」と言われできなかった。

元気なお年寄りを活用する必要がある(例えば、ボランティアをした人にポイントを与え、今後サービスが必要になった際に、優先的にサービスを受けられるようにする)。

振り込め詐欺などの情報の入らない高齢者への犯罪被害を防ぐ必要がある。

10年先を考えると、50代、60代が真剣に福祉を考え、その人たちの意見を取り込み、住みやすい地域にする必要がある。

団塊の世代の智慧を生かしていくことが必要。

個人や地域内で助けあえる雰囲気や気軽にサービスを受けられる雰囲気をつくることは、個人では難しいので、町(行政)主導でお願いしたい。

### 〔ボランティア〕

町社協にはボランティアセンターがあり、ボランティア団体もたくさんある。

ボランティアのきっかけづくりをする。

町社協が広報紙などをつかってボランティア活動をPRし、ボランティア活動参加のきっかけをつくる。

町社協の広報紙にボランティア活動の状況を載せる。

継続的なボランティアをするとなると尻込みする。

町議会議員も住民の一人としてボランティア活動をする必要がある。

### 〔福祉サービス〕

「ふれあいいきいきサロン」を実施している（民生委員・児童委員、老人クラブが中心となって運営）。

伊佐治病院で介護老人保健施設の設立を考えている。デイケア（リハビリ）もできるので、送迎つきになる。

東部デイサービスセンターがあるが、満員の状況。ケアセンターを建ててほしい。

東部にはデイサービスセンターが1か所なので、毎日、デイサービスの定員は一杯である。

月～金までではなく土曜日も利用できるようにしてほしい。

増築してほしい。

定員を増やし、スタッフも増やしてほしい。

敬和園への入所は順番待ち、施設の増設をしてほしい。

町社協のヘルパーは精神的、肉体的に重労働であり、待遇もよくない。

八百津町では訪問系サービスについて、民間企業の市場参入がないため、町社協の独占事業のようになっている。

町社協のたよりで基金の使用報告書を載せてほしい。

扶養義務者の負担を大きくして介護者の負担を減らしてほしい。

独居の高齢者の方々には、八百津町で緊急通報装置を設置している。

65歳以上の方について体調の悪い人がいる世帯があるので、そういう人にも緊急通報装置を設置できるよう利用条件を緩和していくべき。

近隣市町村の緊急通報装置の機能は、八百津町のものよりよいとのこと。八百津町の緊急通報装置も機能のよいものにしていくべき。

### 〔移動手段〕

下（八百津中心部）まで下りていく足がない。

年寄りになると車も乗れなくなるので、施設、病院に行くための交通手段を今後検討してほしい。

定期的に通院する必要がある場合は、NPO（福祉有償運送）を利用する。

車を確保していただき、地区のボランティアで運転するようにする。

自治会でのつきあいであっても責任問題が発生するため、緊急の時以外は車で病院に連れ

ていくことはしていない。

自治会長が個人的に病院への送迎を行うと、誰もがあやかりたくなるため、好意だけでは継続していくことは難しい。

バスが廃止にならないか心配になる。

バスが空なのでどうにかしてほしい（現状ではムダを感じる）。

朝、晩はスクールバスとなっているため、日中は本数が少ない。

#### 〔病院〕

月、水、金の午後だけの診療ではあるが、粕谷医院久田見分院ができたため、安心して過ごすことができるようになった。

24時間体制の医療機関が必要。

町や議員が中心となり病院を誘致する。

#### 〔民生委員・児童委員〕

民生委員・児童委員は月に1度、独居の方や障がいのある方のお宅を訪問している。

民生委員・児童委員は、「何かあったらあの人に相談して」と地域から信頼されている。

独居になってもかかわってくれるのが民生委員・児童委員。

民生委員・児童委員だけの活動では支援しきれないこともあるため、福祉のネットワークの必要性を感じている。

民生委員・児童委員は、福祉活動について、やり過ぎてもやらなさ過ぎてもいけない。真剣に取り組んでいても批判する人はいる。

町議会議員は民生委員・児童委員から、地域の生の声を聞く必要がある。

#### 〔地域懇談会〕

町民が地域福祉について勉強していく場をつくる（このような機会を町民全員に周知するべき）。

一部の意見だけではなく、多数の町民の意見を聞くためにこのような会議を周知する（自然に参加できる雰囲気をつくる）。

このような会議の参加者を増やすような方策を検討すべき。

各自治会で「地域福祉」について話題に出す必要がある。

5 福地地区の現況

(1) 人口

平成 20 年 10 月 1 日現在の福地地区の人口は 450 人です。

年齢区分別人口割合をみると、0～14 歳が 6.7%と低く、反対に 65 歳以上が 38.0%と高く、3 人に 1 人以上が高齢者という状況です。

65 歳以上人口の詳細をみると、後期高齢者が 21.3%を占めています。

表 2-26 福地地区の年齢区分別人口

|        | 人口(人) | 割合(%) |
|--------|-------|-------|
| 福地     | 450   | 100.0 |
| 0～14歳  | 30    | 6.7   |
| 15～64歳 | 249   | 55.3  |
| 65歳以上  | 171   | 38.0  |
| 65～74歳 | 75    | 16.7  |
| 75歳以上  | 96    | 21.3  |

住民基本台帳(平成 20 年 10 月 1 日)

(2) 地域懇談会での意見

〔近所づきあい、近隣間のつながり〕

隣近所でお互いに見守るなど、気にかけてあげているので、病気をしたときなどは特につながりを感じることができる。

昔は班の手を借りて葬式を行っていたが、今は葬儀屋に依頼している家庭が多くなった(喪主の意識の変化)。

一軒一軒が離れているため、近所づきあいが成り立ちにくい。特に独居の方になると、他者との交流もなく、日常生活にメリハリがなく、刺激が少ないことから、心身機能の低下につながりやすい。

住民同士のコミュニケーションの場が必要。

交流の場として、健康づくりを兼ねて運動ができるとよいが、スポーツに億劫な人が多い。老人クラブに加入するメリットが薄れている。

回覧板の回覧方法について、全戸配布するように検討したい。

自治会員を確保する必要がある(限界集落では助けあいは難しく、5、10年後の地域の様子はだいぶ変わっていると思われる)。

防災マップなどを作成しなくても、自治会単位に福祉協力員がいるなど、地域の動静は把握できているため、災害時に対応することは可能な状況にあると思われる。

〔ボランティア〕

地域福祉活動について、取り組みたいことや必要な支援は何かと考え、答えることができるため、きっかけなどがあれば、ボランティアとして活動していくことはできると思われる。

65 歳以上でも現役で働いている人が多く、ボランティアなど地域の活動に参加することは難しい。また、仕事から引退する頃には、体が満身に動かないなど、その人自身に支援が必要な状況となっている。

〔福祉サービス〕

福祉の窓口がわからない人が多いので、周知してほしい。

電話での対応が難しい人が多いので、出前訪問による相談を実施してほしい（必要な時に  
対応できる専門家がいるとよい）。

福祉サービスを受ける側になったとき、どんなサービスを受けることができるのかわから  
ない。

子育て支援の充実が必要。

医療費自己負担金の助成を、中学生まで拡充してほしい。

第2子、第3子の保育料の減免がある。

インフルエンザの予防接種で65歳以上は助成がある。

〔移動手段について〕

福祉有償運送は充実している（「NPOやおつ」では2台体制で行っている）。

車を運転できない人が増えているため、交通手段の充実が必要。

車（社協の支援）とボランティア（無償で実施）の手配が必要。

ドア to ドアの支援が必要。

「ふれあいいいききサロン」に行くための移動手段・交通手段の確保が必要（出てく  
ることが難しい人ほどこそ、サロン活動に参加して心身機能の向上を図ることが必要）。

〔そのほか〕

- ・老人クラブの名称変更をしてほしい。
- ・地域福祉計画策定の目的がわからない。

6 潮南地区の現況

(1) 人口

平成 20 年 10 月 1 日現在の潮南地区の人口は 555 人です。

年齢区分別人口割合をみると、0～14 歳が 7.0%と低く、反対に 65 歳以上が 39.1%と高く、3 人に 1 人以上が高齢者という状況です。

65 歳以上人口の詳細をみると、後期高齢者が 22.5%を占めています。

表 2-27 潮南地区の年齢区分別人口

|        | 人口(人) | 割合(%) |
|--------|-------|-------|
| 潮南     | 555   | 100.0 |
| 0～14歳  | 39    | 7.0   |
| 15～64歳 | 299   | 53.9  |
| 65歳以上  | 217   | 39.1  |
| 65～74歳 | 92    | 16.6  |
| 75歳以上  | 125   | 22.5  |

住民基本台帳(平成 20 年 10 月 1 日)

(2) 地域懇談会での意見

〔近所づきあい、近隣間のつながり〕

班単位でのつきあいが主流となっている(1 班につき 12～13 軒程度)。気心の知れた者同士は助けあい、また、近所の人にはあいさつを当然のようにしている。

過疎の地域でも部落内に何かあれば助けに行っている。

日頃の近所づきあいなどで、近所の方の世帯構成などをだいたい把握しているので、いざというときには助けあえる状況である。

近所にケガをした人がいれば見舞いに行くし、独居の方のお宅に夜電気がついているか、朝にはカーテンが開いているか、新聞が郵便受けに残っていないかなど気にかけている。また、子どもの見守り活動も行っている。

葬式は班で協力してとりもっている(葬式自体が少ないので行えているが増えてきたらどうなるかわからない)。

独居老人や高齢者世帯の質の変化や世代間の考え方の違いにより、集まりが少なくなってきた。現在は、新年会と忘年会が主な集まりの場となっている。

忘年会、新年会などはコミュニケーションをとる機会となっているが、最近の独居老人や高齢者世帯は 1 年に 1 回の会合にも出てきていない。

他所の地域から越してきた人と、以前から住んでいた人との考え方のギャップを感じることもある。他所から越してきた人は祭りへの参加も少ないように感じる。

仲のいいグループはあるが、近所づきあいとは違う。ダメだよと言ってあげられない。

昔は婦人会があつてよかったので、もう一度つくってほしい。

老人クラブの加入率が低くなった。

〔福祉や人と人とのつきあいの意識の高揚〕

福祉の根底は「助けあい」「互助の精神」。

福祉は奥深く大切なことである。

山間地での福祉の在り方について考えていく。

みんなが見守り会の中にいるという意識でいればよい（みんなで助けあう気持ち）

潮南は高齢化が進んでおり、お互い助けあうことが望まれるので、一人ひとりそういう意識をもつ。

地区内の係などになってもやる気持ちが大事。

隣近所のつきあいの大切さを認識する。

### 〔自治会〕

自治会を核としたつながりが強いので、他所から転入してきた人に歩み寄ってもらう。

近い将来、班、自治会が存続できなくなることが予想される。

うちの班は9軒住宅があり、6軒は住んでみえるが3軒は空き家状態。60歳以下は3名、75歳以上が8名なので、5年後、班、自治会の存続は不可能になる。

独居のおばあさんのお宅の草が生えっぱなし、猫が子どもを産んで増えっぱなしなのでどうにかしてほしいと班長が相談を受けている。

### 〔自治会を核とした助けあい〕

自治会が中心となり、隣近所が声かけをしていく（気を配る）

自治会や班を中心として地域福祉を推進していく。

心配しなければいけない優先順位を頭の中に入れておいて、確認していく必要がある（自治会内で孤立する人がいてはいけない）

細かく決めると大変になるが、どのように支援していくのかなど、話を進めていく。

困ったときは誰が何をするか大まかに決めておく。

若い人が少ないこともあってか、いつまでたっても持ち上がりの状態。会議などの話し合いが進展しない。

### 〔災害時の助けあい〕

自治会を通して、自主防災組織を立ち上げる。

災害時の近所の見守りを拒否する人がいる（亡くなった場合、責任問題になるため）

緊急時は近所の人で助けあうことが必要となるが、近所には車を運転できる人や消防団員もいないため、誰が何をやるのかと不安になる。

災害時要援護者の救助方法について検討が必要（民生委員・児童委員に台帳をつくってもらっているが、誰が誰を助けに行くかなど役割は決まっていない）

救急車が家のところまで入れるか心配である。

### 〔地域内での助けあい〕

独居の方が孤立してしまっていないか。

今後、独居の人や動けなくなる人が増えていくので地域での助けあいが必要となる。

独居の高齢者で、ゴミ出しが大変で家にゴミがたまっている人がいる。

集積場を増やしてもらった班もある。

独居老人宅に緊急通報装置を設置しているが、緊急通報先になるのを拒む人がいる（緊急ボタンを押すと、2、3軒順番に電話連絡が入っている）。

第三者的な人が必要だと考えることがある（相談をもっていくことができない）。

#### 〔民生委員・児童委員〕

昼は仕事をしているので、役員としてなかなか見守り活動ができない。いざという時に、どういう形で高齢者を見守っていけばよいのか不安（民生委員・児童委員は自分たちで調査をし、高齢者、障がい者の住所、持病、主治医、連絡先などを記載した台帳を持っている）。

#### 〔ボランティア・NPO〕

中学生のボランティアが独居高齢者のゴミを出していることもある。

ボランティアを募っていくには、無償では難しい。

多少でもお金が出せるように、資金づくりをする。

NPOが行政をサポートするのが、本来の福祉に対する効果をもたらすものだと思う。

八百津町でNPOやボランティア、地域活動の援助をすることが必要。

#### 〔移動手段〕

「NPOやおつ」では介護状態の人が通院するために福祉有償運送をしている。「NPOやおつ」を地域に定着させるため、周知していくことが必要。

コミュニティバスの利用者が少ないので、住民に利用されるバスとなるよう検討してほしい（1日2回しかバスが通っていない時には、かなりの利用者はいた）。

公的なバスが走っていないというマイナスイメージをつけないために、乗客が少ないことをどうにかしなければならない。

コミュニティバスのPRをしてもらい、乗客を増やす必要がある。

コミュニティバスはスクールバスをかねている状況。スクールバスと切り離すほうがよい車に乗れなくなったとき、公共交通機関が必要になってくる。コミュニティバスは10年後には本当に必要となる。

過疎地有償運送（ワゴン車で5～7人の乗客で稼働できる）など、地域性やニーズに即した交通手段を検討していくことが必要。

#### 〔病院〕

週に2回、病院で患者をワゴンで迎えに来てくれている。

病院でバスを走らせているところもある。

〔町社協〕

町社協というもののものしい名前は、どういう組織なのかわかりにくくしている。何を  
ところかを周知していくとともに、町社協の名称をやわらかくすることを検討する。  
行政と住民の溝を埋めるのが町社協。愛称となるようなサブネームを検討する。

〔潮南地区について〕

久田見小学校と福地小学校が2年後合併する。潮見小学校も合併話が出ている（地域活  
性の面でも衰退してしまう。地域の見守り活動などで助けてもらっているが、学校がな  
くなることは地域にとってもマイナス）。

潮南は200軒しかなく、自治会が主体となっている。町（行政）は自治会に依頼できる  
ことはお願いするなど、自治会を頼りにしてほしい。

町（行政）は自治会をもっと信頼し、いろいろなことを地区や自治会に投げかけてほしい。  
各地区の施設、資産を見直す必要がある。

潮南出張所の風呂を有効利用するための方法を検討する。

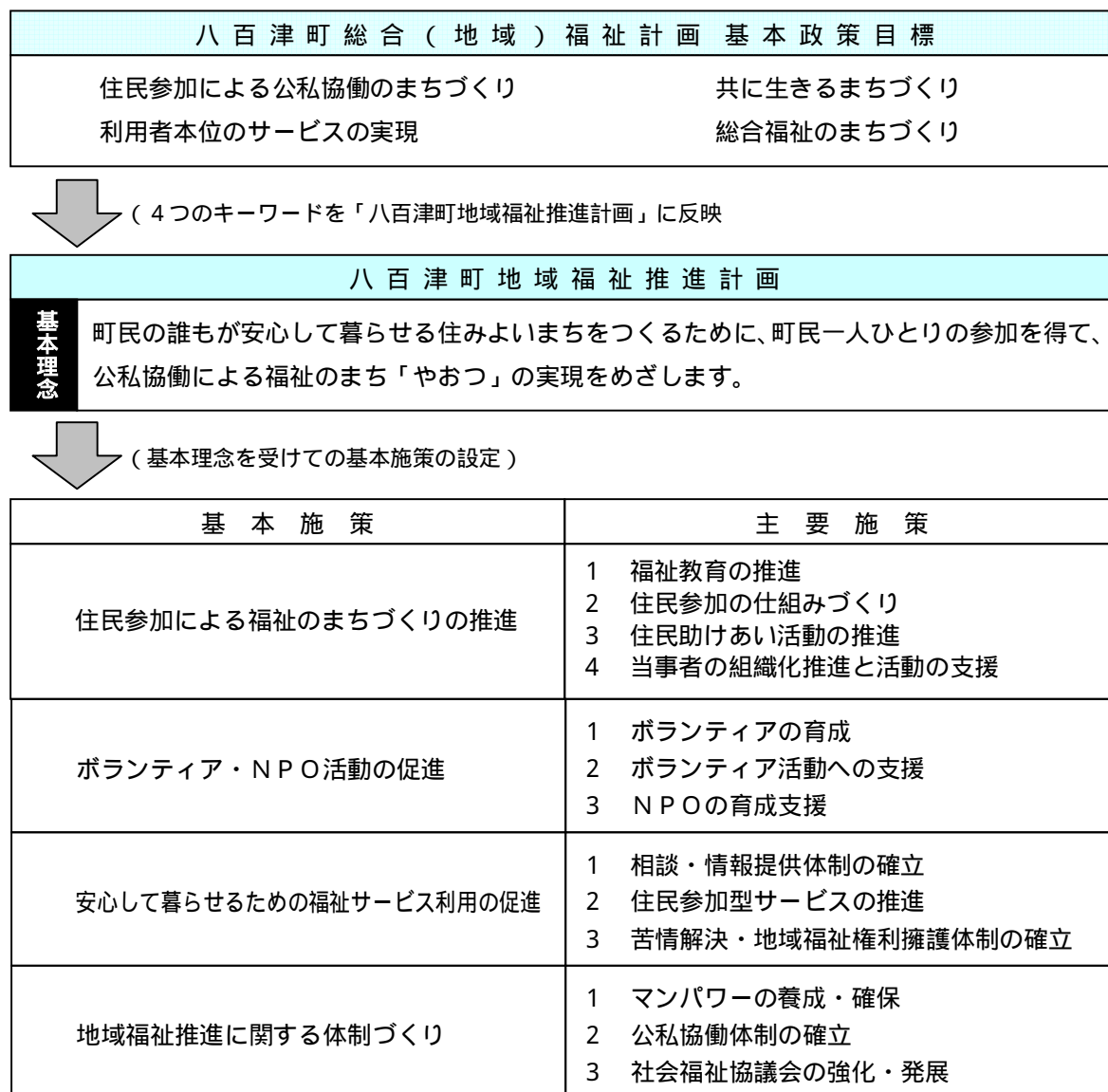
## 6 地域福祉推進計画（第1期地域福祉計画）について

### 1 地域福祉推進計画

平成15年度から平成19年度までを計画期間とした「八百津町地域福祉推進計画」は、町、事業者、町民の三者が連携・協働して、本町の福祉を推進するための計画です。そのため、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「児童育成計画」「母子保健計画」等と相互に関連・補完しあうものであり、これら福祉分野の関連計画とともに「八百津町総合（地域）福祉計画」として策定されました。

図2-29で示すように、「八百津町総合（地域）福祉計画」の基本政策目標をキーワードとして、「八百津町地域福祉推進計画」の基本理念の設定をし、この基本理念の実現のための基本施策に沿った各種施策に取り組んでまいりました。

図2-29 八百津町地域福祉推進計画基本構想図



2 地域福祉推進計画での取り組みを受けての今後の展開等

地域福祉推進計画の基本施策に基づいたそれぞれの施策について、これまでの取り組みの経緯や、アンケート調査や地域懇談会等によって把握した地域の状況や地域住民の意識等を加味しながら、今後の展開等について検討しました。

これら検討された事項を、「第3章 基本構想」の中でとりまとめることとします。

| 住民参加による福祉のまちづくりの推進   |   |
|--|---|
| 1 福祉教育の推進  |   |
| これまでの取り組み  | 今後の展開等  |
| (1) 福祉懇談会の開催   | → 継続して実施します。地域の役職者のみならず、一般町民参加による小地域での懇談会の開催が必要です。                |
| (2) 福祉教室・ボランティア教室の開催   | → 各種教室や講座を継続して実施する必要があります。  |
| (3) 町行事等でのPR活動の推進  | → 福祉活動のPR活動を継続して実施する必要があります。                                      |
| (4) 福祉協力校指定事業の推進   | → 町内の保育園、小、中、高等学校を対象に、福祉協力園・福祉協力校に指定し、各々の学校の取り組みを継続して支援する必要があります。 |
| (5) 福祉協力校連絡会の設置  | → 各々の学校の取り組みについての情報などを共有し、町全体の取り組みへと発展させる必要があります。                 |
| (6) ワークキャンプの実施<br>(7) 一日ボランティア体験の実施  | → ワークキャンプやサマースクールなど、さまざまな福祉活動への参加、体験のできるメニューを継続して実施する必要があります。     |
| <b>【そのほか、今後の展開等】</b><br>子どもへの福祉教育プランと大人への福祉教育プランと2つのメニューにより、町民への福祉教育の推進を図ります。<br>福祉教育に「人道プラン」の取り組みを加えます。 |   |

| 2 住民参加の仕組みづくり   |  |
|---|--|
| これまでの取り組み   | 今後の展開等   |
| (1) 一般町民、当事者、サービス利用者のニーズ把握  | → 地域にみられるさまざまな生活課題について、地域住民が共有するための機会としてとらえ直し、継続して実施する必要があります。                       |
| (2) 基本施策審議の場での住民参加  | → 地域福祉計画に限らず、あらゆる計画策定時における町の取り組みとして、総合計画に記載されているため、割愛します。                            |
| (3) 住民主体による住民参加型事業の企画・運営  | → 住民参加型事業への支援を継続して実施する必要があります。「安心してらせるための福祉サービス利用の促進 2 住民参加型サービスの推進」を同一項目としてとりまとめます。 |
| 【そのほか、今後の展開等】<br>住民参加型事業として、防犯・防災の取り組みを加える必要があります。  |  |
| 3 住民助けあい活動の推進   |  |
| これまでの取り組み   | 今後の展開等   |
| (1) 小地域助けあい活動の推進  | → 小地域における助けあい活動への支援に取り組む必要があります。   |
| (2) 地区福祉委員会（仮称）の設置  | → 地域懇談会の開催を検討し、地域内の役職者のみならず、一般町民の参加も図れるよう進め方を検討し、実施する必要があります。                        |
| (3) 福祉協力員・福祉推進員活動の強化  | → 福祉協力員・福祉推進員活動の強化を図る必要があります。「地域福祉推進に関する体制づくり 1 マンパワーの養成・確保」の中でとりまとめます。              |
| 【そのほか、今後の展開等】<br>「住民助けあい活動の推進」として、1．地域にみられる生活課題の住民間での共有 2．解決策の検討 3．解決策の実施という順序立てに「2 住民参加の仕組みづくり」「3 住民助けあい活動の推進」を1つにとりまとめます。 |  |

| 4 当事者の組織化推進と活動の支援  |  |
|--|--|
| これまでの取り組み  | 今後の展開等   |
| <p>(1) 老人クラブ活動の活性化支援</p> <p>(2) 介護者の集いの開催と介護者の会の組織化</p> <p>(3) 独居老人の集いの開催と独居老人の組織化</p> <p>(4) 身体障がい者福祉協会の活動支援</p> <p>(5) 知的障がい児・者とその家族の会の組織化</p> <p>(6) 精神障がい者とその家族の会の組織化</p> <p>(7) 子育て家庭サークル活動への支援</p> <p>(8) 母子寡婦福祉会の活動支援</p> | <p>当事者の組織化推進と活動の支援を継続して実施する必要があります。</p> <p>各々の当事者団体が抱える課題等の解決を図るための支援を検討する必要があります。</p> |
| 【そのほか、今後の展開等】  |  |

| ボランティア・NPO活動の促進   |  |
|---|--|
| 1 ボランティアの育成   |  |
| これまでの取り組み   | 今後の展開等   |
| (1) ボランティアセンター機能の強化   | 「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」を設置しました。センターの役割等についての認知度向上を図るとともに、機能の強化を図る必要があります。   |
| (2) ボランティア教室の開催<br>(3) ボランティア体験事業の実施  | 継続して実施する必要があります。「住民参加による福祉のまちづくりの推進 1 福祉教育の推進」の中でとりまとめます。  |
| (4) 目的別ボランティアの養成<br>(5) ジュニアボランティアの養成<br>(6) シルバーボランティアの養成                  | ボランティアに取り組む方への支援を継続して実施する必要があります。<br>ボランティア活動に限らない人材の育成として、子どもと大人（特に団塊世代）を対象に、「地域福祉推進に関する体制づくり 1 マンパワーの養成・確保」の中でとりまとめます。 |
| 【そのほか、今後の展開等】<br>「ボランティア活動の促進」として、「1 ボランティアの育成」「2 ボランティア活動への支援」を1つにとりまとめます。 |  |
| 2 ボランティア活動への支援  |  |
| これまでの取り組み   | 今後の展開等   |
| (1) ボランティアリーダー・アドバイザーの養成  | ボランティア活動への支援として、ボランティア活動団体のリーダーを対象とした研修を実施する必要があります。   |
| (2) ボランティア連絡会の設置  | ボランティア団体の活動の活性化を目的とした情報提供や情報共有の場として開催する必要があります。  |
| (3) ボランティア活動拠点の確保   | 「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」をボランティアの活動拠点として活用してもらうほか、センターの役割・活用方法を広く町民に周知し、利用につなげる必要があります。                                   |
| (4) 災害ボランティアの育成   | 災害など緊急時の対応には、近隣住民間の助け合いが欠かせません。災害時を想定した取り組みとして、災害ボランティアの育成強化を図る必要があります。  |

|  |  |
|--|--|
| <p>【そのほか、今後の展開等】</p> <p>「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」を中核に、ボランティア等の情報の収集・提供、活動に関わる人材の育成、コーディネート機能などの役割の周知と活動の強化、職員の資質向上を図り、ボランティアに取り組む人と活動者を支援する必要があります。</p> |  |
| <p><b>3 NPOの育成支援</b></p>   |  |
| <p>これまでの取り組み</p>   | <p>今後の展開等</p>  |
| <p>(1) NPO法人設置・運営への支援<br/>(2) NPO・住民参加型団体等との連携</p>   | <p>現在、町内において2つのNPO法人による福祉活動が実施されています。これら団体への支援のほか、NPO活動を促進するための支援を実施する必要があります。</p> |
| <p>【そのほか、今後の展開等】</p>   |  |

|   |   |
|---|---|
| <p><b>安心して暮らせるための福祉サービス利用の促進</b></p>    |   |
| <p><b>1 相談・情報提供体制の確立</b></p>            |   |
| <p>これまでの取り組み</p>                        | <p>今後の展開等</p>   |
| <p>(1) 総合相談の体制づくり<br/>(2) 総合相談窓口の設置</p> | <p>町社協に総合相談窓口を設置しました。電話での相談に24時間対応する体制や地域役職者を通じた相談体制の確立を図る必要があります。</p> <p>専門的な相談ごとにも対応できるよう、各専門分野機関の連携体制を整える必要があります。</p>                      |
| <p>(3) 広報紙の充実<br/>(4) 各種「たより」の発行</p>    | <p>必要な人に必要な情報を届けることができるよう、広報紙・ホームページ・CCネットを活用した情報提供体制を整える必要があります。</p> <p>紙媒体や情報通信技術を利用した情報提供の仕組みを整えるほか、地域の役職者を通じた口コミによる情報も同様に推進する必要があります。</p> |
| <p>(5) 福祉情報コーナーの開設</p>                  | <p>福祉等に関する図書や資料、ビデオなどを貸し出すことにより、必要とする人への情報提供の強化を図る必要があります。</p>  |
| <p>【そのほか、今後の展開等】</p>                    |   |

| 2 住民参加型サービスの推進   |   |
|--|---|
| これまでの取り組み  | 今後の展開等  |
| (1) ふれあい型食事サービスの推進<br>(2) 高齢者等ふれあいいきいきサロン事業の推進<br>(3) 子育てふれあいサロン事業の推進<br>(4) 障がい者地域交流事業の推進<br>(5) 高齢者、障がい者の外出介助支援事業の推進<br>(6) 子育てヘルプ事業の推進<br>(7) 子育て支援相談員の設置<br>(8) 災害時の小地域協力体制の確立 | 住民助けあい活動の発展した活動として、このような住民参加型サービスを推進する必要があります。<br>活動の企画・運営等に、住民や当事者が参加、あるいは主体となって事業の企画・運営・実施に至るまで一貫して行えるように側面的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。<br>「 住民参加による福祉のまちづくりの推進 2 住民参加の仕組みづくり 3 住民助けあい活動の推進」の中でとりまとめます。  |
| 【そのほか、今後の展開等】  |   |
| 3 苦情解決・地域福祉権利擁護体制の確立   |   |
| これまでの取り組み  | 今後の展開等  |
| (1) 苦情解決体制の確立<br>(2) 日常生活自立支援事業(旧、地域福祉権利擁護事業)の推進   | 福祉サービス利用等に関する苦情処理体制や第三者評価体制を整え、サービス利用の際の安心につながる情報の公開等の実施と、事業所のよりよい環境づくりを進める必要があります。<br>福祉サービス等の利用など、契約を交わす上で、判断能力が不十分な方が不利益を被ることがないように、福祉サービスの利用支援体制、権利擁護の仕組みを推進する必要があります。<br>支援を必要とする人の権利擁護体制を整えるとともに、万が一、虐待等の被害が確認された際には、適切で速やかな対応のとれる体制を整える必要があります。<br>福祉サービス提供事業所との連携を密にし、連絡協議会などを実施し、情報の共有や職員の資質向上を図るほか、地域の1つの資源として、その専門性を地域に活用される仕組みを検討する必要があります。 |
| 【そのほか、今後の展開等】<br>「地域福祉権利擁護事業」は、平成19年4月から「日常生活自立支援事業」に改称していますが、事業内容の変更はありません。   |   |

| 地域福祉推進に関する体制づくり  |   |
|--|---|
| <b>1 マンパワーの養成・確保</b>   |   |
| これまでの取り組み  | 今後の展開等  |
| <p>(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員研修の強化</p> <p>(2) 福祉協力員、福祉推進員の養成・研修の強化</p> <p>(3) 保健推進員、身体・知的障害者相談員等の養成・研修の強化</p> <p>(4) 当事者組織リーダーの養成</p> <p>(5) 住民リーダーの養成</p> | <p>民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉推進員、身体・知的障害者相談員ら、地域の福祉活動者の活動強化を図り、地域福祉を担う役職者として認知され、地域のリーダーとしての活動に取り組むことができるよう、支援していく必要があります。</p> <p>地域の当事者団体にとどまらず、自治会や企業等、地域内で活動する一つひとつの組織が、地域活動を担う存在であるという啓発に努めるとともに、地域活動の率先者となるリーダーの養成に努める必要があります。</p> <p>定年を迎えた団塊世代を中心に、地域活動への積極的な参加を促す取り組みが必要となります。また、学校教育を中心に、児童を対象とした地域活動を活性化させることで、早期からの地域福祉を担う人材の育成を図る必要があります。</p> |
| 【そのほか、今後の展開等】  |   |
| <b>2 公私協働体制の確立</b>   |   |
| これまでの取り組み  | 今後の展開等  |
| <p>(1) 公私協働体制の推進</p> <p>(2) 分野別連携体制の確立</p>   | <p>地域福祉を推進するためには、町及び町社協、事業者、活動団体、地域住民等が協働して取り組む必要があります。地域の中のさまざまな生活課題を解決するためには、ケースに応じた分野別の機関との調整が必要となるため、さまざまなケースに対応することのできる連携体制を確立する必要があります。</p>   |
| 【そのほか、今後の展開等】  |   |
| 本計画の推進に向けての項目として、とりまとめます。  |   |

| 3 社会福祉協議会の強化・発展  |   |
|--|---|
| これまでの取り組み  | 今後の展開等  |
| (1) 経営理念の明確化<br>(2) 情報公開の推進<br>(3) 会員・会費の拡大と会員意識の向上            | 町社協の認知度向上に努める必要があります。<br>経営理念や町社協事業等の情報を定期的に町民に提供することで、町社協の存在意義や活動について、理解していただく必要があります。   |
| (4) 広域的連携の推進   | 町社協組織の基盤強化を図るためにも、継続して加茂郡内や美濃加茂市社協等との連携・協働を図る必要があります。                                     |
| (5) 組織体制の強化<br>(6) 役員、評議員体制の強化<br>(7) 職員の専門性の強化<br>(8) 人事交流の推進 | 町社協組織の基盤強化を図るためにも、方針決定体制と事業執行体制を整えとともに、職員一人ひとりが対内外の各種研修等、資質向上の機会に積極的に参加し、各事業を推進する必要があります。 |
| (9) 自主財源の確保<br>(10) 町委託事業の推進<br>(11) 共同募金の推進                   | 適正な事業財源を確保するため、町委託事業の積極的な受託や共同募金活動の拡大、会費の募集に努める必要があります。                                   |
| 【そのほか、今後の展開等】  |   |

## 第 3 章 基本構想

### 1 基本理念

平成 28 年度を目標年度とする第 4 次八百津町総合計画において、その基本目標に「共に支えあう健康・福祉のまちづくり」と「共につくる協働と参画のまちづくり」があります。

このことは少子高齢化が進行する中であっても、すべての住民が世代を超えて支えあいながら、住みなれた地域で生涯にわたって健康に、生きがいのある暮らしを実現することが目標であり、そのためには行政等公的機関の支援はもちろんのこと、住民一人ひとりの理解と参加によるコミュニティ活動を推進し、地域で支えあう福祉体制を整え、魅力あるまちづくりをめざすことが必要となります。

それは、住民自身が「自分たちが住んでいるまちは、自分たちの手で住みよいまちにする」という住民自治の理念に立って、地域の福祉活動に参加し、住民同士が助けあうまちづくりを推進することにほかなりません。

そこで、本計画の基本理念を以下のとおりにします。

#### 基本理念

やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち

### 2 基本目標

基本理念「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」の実現に向けて、計画期間内に達成すべき 4 つの基本目標を掲げました。この基本目標は、前章で述べた“今後の展開等”を踏まえて設定したものです。

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 基本目標 1 | 住民主体の福祉のまちづくり       |
| 基本目標 2 | ボランティア・NPO活動の基盤づくり  |
| 基本目標 3 | 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり |
| 基本目標 4 | 地域福祉推進のための人・組織づくり   |

ここで掲げた基本目標を受けて、「第 4 章 基本計画」において、具体的な施策を定めていきます。

### **基本目標 1 住民主体の福祉のまちづくり**

すべての町民を対象に人権教育や福祉教育を推進し、他人を思いやる福祉の「こころ」の育成を図ります。そして、地域住民の一人ひとりが、地域の中のニーズに気づき、心温かいサービスの担い手として、そのニーズの調整と解決に向けた取り組みや福祉活動に参加するまちづくりを推進し、住民同士の助けあい活動や地域活動の活性化をめざします。

また、高齢者や障がいのある方が、単なる保護される対象としてではなく、生活の主体者として自立した生活を営むことができるよう、当事者同士の組織化を推進し、当事者が自立力を高められる互助活動を支援します。

### **基本目標 2 ボランティア・NPO活動の基盤づくり**

ボランティアやNPO活動（団体）は、地域福祉を推進する上で欠かすことのできない存在となっています。本町においてもさまざまなボランティア・NPO団体が福祉活動に取り組んでおり、一般町民の間に定着しているという過言ではありません。さらなる福祉活動の活性化を図るべく、「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」を中核に、ボランティアや福祉活動等への参加促進と、活動者の人材育成や活動支援、コーディネート機能などの強化を図り、ボランティア・NPO活動を一層推進していきます。

### **基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり**

高齢者や障がいのある方等が地域の一員として、ともに暮らせるまちづくりを推進する上では、公的サービスの充実が重要であるものの、同時に、地域の中で孤立することなく、福祉サービスや近隣住民などから支援を得られることも、めざすべきまちの姿といえます。そこで、日常生活におけるさまざまな生活課題の解決のために、福祉の支援を要する人のみでなく、すべての町民が、気軽に相談でき、適宜、必要な福祉に関する情報を知ることができ、適切なサービスを利用できる仕組みづくりに取り組みます。

また、福祉サービスを利用される方の権利擁護体制を推進し、同時に福祉サービスの質の向上と、福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できる仕組みづくりに取り組みます。

### **基本目標 4 地域福祉推進のための人・組織づくり**

各地域には、民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動を担う役職者が配置されています。この役職者らへの研修等の強化を図り、地域にみられる福祉課題を解決するための活動に、中心となって取り組んでいただくための支援に取り組みます。また、地域住民の誰もが地域福祉活動に参加するよう、地域内の団体組織のリーダー等の研修に取り組みます。

地域福祉を推進する上では、町社協の役割が極めて重要となります。福祉活動を主体とした、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくためにも、町社協の存在意義や事業等への町民の理解を促進しつつ、町社協組織を強化・発展させていきます。

### 3 計画の体系

4つの基本目標を受けて、具体的に取り組む施策を体系化しました。

#### 1 住民主体の福祉のまちづくり

##### 1 - 1 福祉教育の推進

- 1 - 1 - 1 子ども対象の福祉教育の推進
  - (1) 人権教育の推進
  - (2) 福祉協力園・福祉協力校指定事業の推進
- 1 - 1 - 2 大人対象の福祉教育の推進
  - (1) 福祉教室、ボランティア教室、出前教室の開催
  - (2) 地域懇談会の開催
  - (3) 町行事等での福祉教育やPR活動の推進

##### 1 - 2 住民助けあい活動の推進

- 1 - 2 - 1 地域住民間での地域のニーズの把握と共有
- 1 - 2 - 2 地域での助けあい活動の推進
  - (1) 見守り・緊急対応の仕組みづくりの推進
  - (2) 小地域における助けあい活動の推進
- 1 - 2 - 3 町内6地区における福祉委員会（仮称）の設置の検討
- 1 - 2 - 4 住民参加型事業の推進
  - (1) 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援の推進
  - (2) ふれあい型配食サービスの推進
  - (3) ふれあいいいきサロンの推進
  - (4) 子育てふれあいサロンの推進
  - (5) 障がい者への支援の推進
  - (6) 防犯体制づくりの推進
  - (7) 防災体制づくりの推進

##### 1 - 3 当事者の組織化推進と活動の支援

- 1 - 3 - 1 当事者組織化支援の推進
  - (1) 老人クラブ活動の活性化支援
  - (2) 介護者のつどいの開催と介護者の会の組織化支援
  - (3) ひとり暮らし高齢者のつどいの開催とひとり暮らし高齢者の組織化支援
  - (4) 身体障がい者福祉協会の活動支援
  - (5) 母子寡婦福祉会の活動支援
- 1 - 3 - 2 当事者団体の活動支援

## 2 ボランティア・NPO活動の基盤づくり

---

### 2 - 1 ボランティア活動の推進

- 2 - 1 - 1 「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」の強化
- 2 - 1 - 2 ボランティアに取り組む人の育成支援の推進
- 2 - 1 - 3 ボランティア活動への支援の推進
- 2 - 1 - 4 ボランティアコーディネート機能の強化
- 2 - 1 - 5 災害時ボランティアに取り組む人の育成・活動支援の推進

### 2 - 2 NPO活動の推進

- 2 - 2 - 1 NPO法人設立に向けた支援や運営支援の推進

## 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

---

### 3 - 1 相談・情報提供体制の確立

- 3 - 1 - 1 相談体制の確立
  - (1) 総合相談の体制づくりの推進
  - (2) 専門分野における相談の体制づくりの推進
- 3 - 1 - 2 情報提供体制の確立
  - (1) 広報紙・ホームページ・CCネットを活用した情報提供体制づくりの推進
  - (2) 医師や地域の役職者を通じた情報提供の推進

### 3 - 2 権利擁護体制の推進

- 3 - 2 - 1 苦情解決の仕組みづくりの推進
- 3 - 2 - 2 権利擁護の仕組みづくりの推進
- 3 - 2 - 3 虐待防止の仕組みづくりの推進

### 3 - 3 福祉サービスの質の向上

- 3 - 3 - 1 行政・事業者の情報・意見交換の仕組みづくりの促進
  - (1) 福祉サービス事業所の連絡会の設置等への支援
  - (2) 福祉サービス事業所の評価の促進と評価結果の公開
- 3 - 3 - 2 地域に開かれた福祉サービス事業所づくりの促進

4 地域福祉推進のための人・組織づくり

4 - 1 地域福祉推進のための人づくり

- 4 - 1 - 1 地域福祉を担う役職者の人材育成の強化
  - ( 1 ) 民生委員・児童委員の養成と研修強化
  - ( 2 ) 身体障害者相談員、知的障害者相談員の養成と研修強化
  - ( 3 ) 福祉協力員、福祉推進員の養成と研修強化
- 4 - 1 - 2 各組織団体等のリーダーの養成
- 4 - 1 - 3 地域福祉を担う人材の育成支援
  - ( 1 ) 団塊世代の地域活動への参加の促進
  - ( 2 ) 青少年育成を通じた早期からの地域活動への参加の促進

4 - 2 八百津町社会福祉協議会の強化・発展

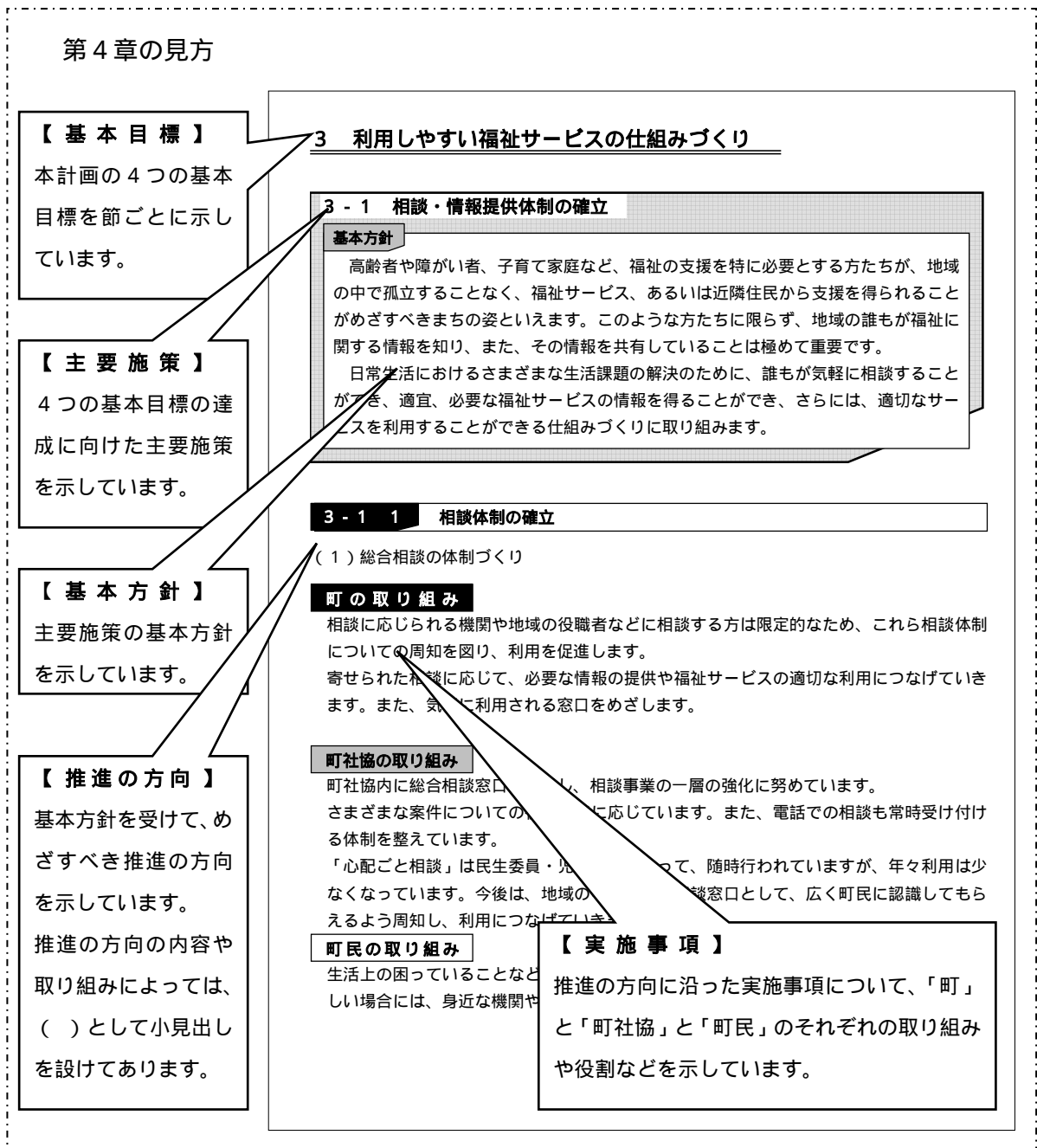
- 4 - 2 - 1 町社協の認知度向上
- 4 - 2 - 2 自主財源の確保
- 4 - 2 - 3 町社協組織の基盤強化
  - ( 1 ) 方針決定体制と事業執行体制
  - ( 2 ) 職員の専門性など資質向上
  - ( 3 ) 広域的連携の推進

## 第 4 章 基本計画

### 第 4 章について

第 4 章「基本計画」では、前章で述べた基本理念と基本目標を受けて、「町」と「町社協」と「町民」のそれぞれが実施する取り組みについてまとめました。

第 4 章の具体的な見方については以下のとおりです。



## 1 住民主体の福祉のまちづくり

### 1 - 1 福祉教育の推進

#### 基本方針

本町においては夢教育プラン「人道プラン」に基づき、小・中・高校生を対象とした地域ぐるみの教育を推進しています。その中で子どもの規範となる大人の姿づくりも目標に掲げていますが、本来、福祉教育とは学校教育にとどまらず、すべての年齢層の町民を対象に行われるべきものであることから、福祉教育を生涯教育と位置づけ、広く啓発していくことで、町民の福祉意識の高揚につなげていきます。

### 1 - 1 1 子ども対象の福祉教育の推進

#### (1) 人権教育の推進

##### 町の取り組み

小・中・高校生を対象に学校での福祉教育を実施します。「人道プラン」に基づいた地域ぐるみの教育プログラムを展開します。

人権意識を高める人権教育と啓発活動を福祉教育と併せて推進していくことで、あらゆる差別や偏見の撤廃をめざし、人権尊重のまちづくりを進めます。

##### 町民の取り組み

町の「人道プラン」について理解し、地域ぐるみの人権・福祉教育に参加します。

子どもから大人まで住民一人ひとりが人権や福祉の課題について、自分自身の課題ととらえ、行動できる、人権尊重のまちづくりに参加します。

#### (2) 福祉協力園・福祉協力校指定事業の推進

##### 町社協の取り組み

町内の保育園を「福祉協力園」に、小・中・高等学校を「福祉協力校」に指定し、福祉教育を推進します。

各々の保育園や小・中・高等学校において、体験学習や独居高齢者宅への訪問、サマーボランティアスクールやワークキャンプ(夏休みなどを利用したボランティア活動への参加)、乳幼児保育体験などを実施します。

##### 町民の取り組み

児童らは積極的に参加し、福祉の大切さを学びます。

保護者や地域住民は、各々の保育園や小・中・高等学校における取り組みを理解し、児童

らの活動を温かく見守ります。

## 1 - 1 2 大人対象の福祉教育の推進

### ( 1 ) 福祉教室、ボランティア教室、出前教室の開催

#### 町の取り組み

#### 町社協の取り組み

住民の学習ニーズに応えるため、中央公民館を拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催するなど、「生涯学習」を推進します。町と町社協が協働しながら、「介護教室」をはじめとした福祉教育や「ボランティア教室」「出前教室」を開催します。

#### 町民の取り組み

町や町社協が主催する教室や講座などに参加し、福祉意識の高揚や自己啓蒙に努めます。民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉推進員、身体・知的障害者相談員は、地域内における身近な相談者として活動しつつ、これらの活動を通じて広く町民に福祉教育の啓発・普及に努めます。

### ( 2 ) 地域懇談会の開催

#### 町の取り組み

#### 町社協の取り組み

地域の福祉協力員や民生委員・児童委員などとの「懇談会」を開催し、福祉の情報を提供するなど、地域の福祉活動者に対する福祉教育を実施します。

住民同士の助けあいの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に、小地域での地域懇談会の定期的な開催を検討し、住民の福祉意識の高揚につなげます。

#### 町民の取り組み

小地域での福祉懇談会が開催された際には積極的に参加し、身近な福祉課題などについて住民間で話しあい、住民同士の助けあいや住民自治のあり方について、共有を図ります。

### ( 3 ) 町行事等での福祉教育やPR活動の推進

#### 町の取り組み

#### 町社協の取り組み

「社会福祉大会」や「町産業文化祭」など町全体のイベントの際には、町社協事業や福祉活動などの啓発を目的としたPR活動の推進に努めます。また、「福祉映画会」を開催することで福祉精神の育成を図ります。

#### 町民の取り組み

町内の各種イベントなどに参加した際には、町や町社協の福祉活動などに関心をもつようにします。

## 1 - 2 住民助けあい活動の推進

### 基本方針

人が地域で生活を維持する上では、近隣住民同士の助けあいは欠かせません。本町では、そのような土壌は残しているものの、町民の意識は少しずつ変化しています。また、少子高齢化や都市化の進展により、助けあいのあり様や必要とされる支援についても変化がみられます。

住民や当事者自らが、ニーズ把握と、そのニーズの調整と解決に向けた取り組みの企画や運営等、さらにはサービス実施の主体者として、あらゆる段階において、積極的に参加することのできる仕組みを構築し、住民同士で助けあう活動を推進します。

### 1 - 2 1 地域住民間での地域のニーズの把握と共有

#### 町の取り組み

一般町民や当事者、サービス利用者等の多様な生活課題を正しく把握するとともに、地域住民の助けあい活動への参加を促進するためにも、地域懇談会の開催などを検討します。町の窓口やホームページなどによる意見聴取、地域懇談会の開催など広聴活動の充実を図ります。

#### 町社協の取り組み

町と連携し、民生委員・児童委員と福祉協力員との会合をもつことや、地域懇談会の開催など広聴活動の充実を努め、地域住民の助けあい活動への参加を促進します。

#### 町民の取り組み

町や町社協が実施する地域懇談会などの機会に参加し、積極的に地域の福祉ニーズを提言するとともに、地域住民間で地域の課題について共有を図り、地域で取り組める活動について検討します。

### 1 - 2 2 地域での助けあい活動の推進

#### (1) 見守り・緊急対応の仕組みづくりの推進

#### 町の取り組み

地域住民の関心も高い、子どもや高齢者など支援を要する人の見守りや、災害時のような緊急対応の仕組みづくりなど、喫緊の課題対策に重点的に取り組みます。

スクールリーダーの設置やスクールガードの設置、「防犯・見守り対策事業」等、地域における見守り・緊急対応の仕組みを整備しつつ、主体者となる地域住民の活動を支援します。

### 町社協の取り組み

民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り台帳と防災マップの作成を支援します。

### 町民の取り組み

町や町社協の支援を得ながら、地域における見守り・緊急対応の仕組みを地域ごとに検討し、体制を整えます。

このような活動に積極的に参加することで地域住民間の結束力を高め、さらには、さまざまな地域の課題について検討し、解決のために取り組むことのできる地域組織の基盤づくりに努めます。

## （２）小地域における助けあい活動の推進

### 町の取り組み

### 町社協の取り組み

近隣住民同士が、高齢者や障がい者、子育て家庭等がかかえる生活上の課題を地域の福祉課題として認識・共有し、自治会組織内、あるいは民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員等と連携して、見守り活動等の生活上のさまざまな支援活動を展開する小地域活動を推進します。

日常的に行われている高齢者や障がいのある方、あるいは子育て家庭等への近隣住民による私的な支援活動を尊重しつつ、住民一人ひとりがこうした活動に参加することができるよう、地域住民の一体感を高め、また、地域の活性化につながるよう組織的かつ継続的に展開できるよう支援します。

### 町民の取り組み

日常的な近隣住民間の助けあいを継続していきます。

近隣住民同士が、高齢者や障がい者、子育て家庭等がかかえる生活上の課題を地域の福祉課題として認識・共有していくために、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員等の特定の人々のみならず、地域の核となる組織である自治会の会員、地域の活動団体など、地域住民の一人ひとりが「誰もが安心して暮らせる住みよい地域こそがよい地域」という共通認識に立つことができるよう努めます。

地域にみられる福祉課題の解決のために、地域住民間でその課題を認識・共有し、誰もが無理なく助けあい活動に参加できるよう、町や町社協の支援を得ながら、役割などについて検討するなど組織化に取り組みます。

1 - 2 3 町内6地区における福祉委員会（仮称）の設置の検討

町の取り組み

町社協の取り組み

地域懇談会の開催にあたり、段階的な支援を実施することで、各地域における助けあい活動のあり方や取り組み方について、地域住民とともに検討します。

第1段階 地域住民が地域や町の福祉について「学ぶ場」

地域懇談会の企画と定期的な開催、あるいは、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉推進員ら地域内の役職者らの主導のもと、懇談会を開催することができるよう支援します。住民との意見交換などを進める機会として、町・町社協代表の職員として参加します。

第2段階 地域住民が地域の福祉課題について「共有することや解決策を検討する場」

地域懇談会に参加した住民が、地域の福祉課題に気づき、共有し、その解決策を検討することができるようオブザーバーとして、懇談会の協議の場をコーディネートします。

第3段階 地域住民が地域の福祉課題について「解決するための取り組みを実行する場」

地域懇談会が、より住民主体の取り組みとして発展した組織（「福祉委員会（仮称）」）となるよう支援します。

地域住民が各地域の実情に応じて、5、10年後を見据えた話しあいや活動への取り組みを検討することができるよう支援します。

地域の実情に応じて検討された「助けあい活動の取り組み」について、その活動をバックアップします。

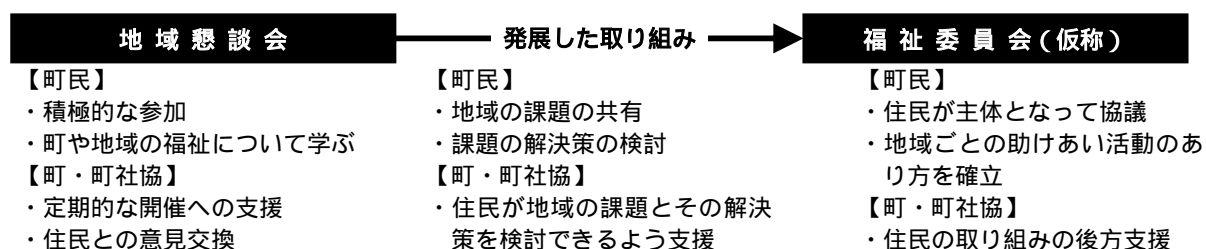
町民の取り組み

地域懇談会に積極的に参加し、町や地域の福祉について学びます。

地域懇談会の場を活用して、地域のさまざまな生活課題の共有と、その解決策について検討します。

地域住民主導のもと、協議を進めます。公的支援の枠組みの中で助けあい活動のあり方を検討することや、自治会組織や福祉委員会を主体とした住民の互助による取り組みを実践していくかなど、地域の実情等を加味しながら、地域ごとの助けあい活動のあり方を確立させます。

図 地域懇談会から福祉委員会（仮称）への段階イメージ



## 1 - 2 4 住民参加型事業の推進

### (1) 住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援の推進

#### 町の取り組み

「地域活性化推進事業」「協働のまちづくり事業」「自主防災組織育成」など、住民参加型事業を推進します。これらの企画・運営等には、適宜、住民や当事者が参加、あるいは主体となって事業の企画・運営・実施に至るまで一貫して行えるように側面的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

そのほか、地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会場や公民館等の施設整備・充実を図るとともに、身近なコミュニティ施設の自主管理を促進します。

#### 町社協の取り組み

町や子育て支援センター等と協働して、「ふれあいいきいきサロン」「食事サービス」「音訊サービス」「学童保育事業」など住民参加型事業の企画・運営等には、適宜、住民や当事者が参加し、あるいは主体となって事業の企画・運営・実施に至るまで一貫して行えるように支援します。

#### 町民の取り組み

町や町社協の支援を得ながら、地域住民で協力して住民自治に基づいた活動や地域における助けあい活動の立ち上げや組織化等、コミュニティ活動の活性化に取り組みます。

### (2) ふれあい型配食サービスの推進

#### 町社協の取り組み

在宅のひとり暮らし高齢者、一方が80歳以上の夫婦のみの世帯、あるいは重度身体障がい者世帯を対象に、安否確認やボランティアとのふれあいを目的に配食サービスを実施します。

月2回配食を行っていますが、安否確認や交流を図るという観点から、民生委員・児童委員などによる訪問活動などとの調整を図り、継続的にひとり暮らし高齢者宅等を訪問する体制を整えます。

配食を行うボランティア等の高齢化が進んでいるため、ボランティアの養成・確保に努めます。

#### 町民の取り組み

「ふれあい型配食サービス」にボランティアとして参加します。

.....

### (3) ふれあいいいききサロンの推進

#### 町社協の取り組み

地域の老人クラブ、住民団体、ボランティアなどと連携し、ふれあいいいききサロンの魅力ある活動を展開していきます。

実施か所数の増加を図り、高齢者が歩いて参加できる環境を整えます。

#### 町民の取り組み

「ふれあいいいききサロン」にボランティアとして参加します。また、高齢者が歩いて参加できるよう小地域での開催と運営、高齢者の居場所づくりを検討します。

### (4) 子育てふれあいサロンの推進

#### 町の取り組み

地域における子育て支援の充実を図るべく、子育て相談・援助体制の整備、一時保育による保護者のリフレッシュ対策等、「子育てヘルプ事業」に取り組みます。

福祉センターに設置された「子育て支援センター」には、保育所園長クラスの職員を配置し、子育て相談・援助体制の充実に努めます。

母親同士などの子育てサークルの活動を支援します。

#### 町民の取り組み

「子育てふれあいサロン」にボランティアとして参加します。また、より身近な地域で子育て中の母子などが集まり、相談や意見交換などを行える拠点づくりを検討します。

### (5) 障がい者への支援の推進

#### 町の取り組み

地域の障がい者の方々を対象に、地域住民、ボランティアや福祉関係者等との交流を支援します。また、障がい者の身近な地域での相談役となる身体・知的障害者相談員の活動を支援します。

町内で手話通訳者や要約筆記者を確保し、コミュニケーション支援を必要とする障がい者のもとへ派遣することができるよう、県が実施する「手話通訳者養成研修事業」「奉仕員養成研修事業」を活用した手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成に努めます。

#### 町民の取り組み

どのような障がいがあったとしても、ともに地域に暮らす主体者として、ともに支えあいます。

特別な配慮を要する障がい者等とのかかわりや支援を行う際には、必要に応じて各種講座や研修等に参加します。

（ 6 ）防犯体制づくりの推進

**町の取り組み**

**町社協の取り組み**

警察など関係機関と連携を図りながら、犯罪に関する情報とその防止についての情報を提供し、町民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止につなげます。

各種講座や講演会、町のイベントを利用して、防犯に関する情報を提供していくことで、町民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止に努めます。

見守り活動、防犯パトロール等、地域住民や関係団体の協力を得ながら、地域の防犯活動を推進します。

**町民の取り組み**

防犯に関する情報収集と住民間で情報を共有できるよう努め、防犯意識の高揚を図ります。地域での見守りや防犯パトロール等に参加し、犯罪の起きにくい地域づくりをめざします。

（ 7 ）防災体制づくりの推進

**町の取り組み**

**町社協の取り組み**

防災拠点の耐震補強工事の実施、地震防災マップの全戸配布など、大規模地震に対する防災体制の整備や消防施設の充実を図ります。

住民の防災意識向上のため、自主防災組織の活動を推進し、地域住民相互による迅速な救援活動を行うことができるよう小地域ごとの救援体制の確立を支援します。

防災ボランティアの育成と自主防災組織活動を支援します。

**町民の取り組み**

防災に関する情報収集と住民間で情報を共有できるよう努め、防災意識の高揚を図ります。地域での避難訓練や災害ボランティア活動に参加し、災害が起きても対応することのできる地域づくりをめざします。

### 1 - 3 当事者の組織化推進と活動の支援

#### 基本方針

高齢者や障がいのある方は、単なる保護される対象者ではなく、生活の主体者です。自立とは、当事者自らが生活上の課題を認識し、その解決に向けて主体的に働きかけ、自らの生活のあり様を自らの意思で決定していくことにほかなりません。こうした自立力を高める過程を支援する考え方にに基づき、当事者同士の組織化を推進し、当事者が自立力を高められる互助活動を支援していきます。

### 1 - 3 1 当事者組織化支援の推進

#### (1) 老人クラブ活動の活性化支援

##### 町の取り組み

##### 町社協の取り組み

「老人クラブ」の一層の啓発を行い、加入率の向上をめざします。

自主的運営を尊重しつつ、元気で活発な高齢者を一つの社会資源としてとらえ、自立的な活動の重要性を啓発し、地域にみられる福祉課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。

##### 町民の取り組み

「老人クラブ」の活動意義等を理解し、積極的に加入するように努めます。また、会員は活動の活性化のためにも会員の加入増に努めます。

#### (2) 介護者のつどいの開催と介護者の会の組織化支援

##### 町社協の取り組み

高齢者や障がいのある方を介護される家族などを対象に、日常的な介護から開放されリフレッシュできることや当事者同士の情報や意見交換のできる場として、介護者のつどい（「家族介護者交流事業」「認知症家族交流事業」）を開催します。また、家族介護者同士の組織化を図り、その自立活動の支援に努めます。

#### (3) ひとり暮らし高齢者のつどいの開催とひとり暮らし高齢者の組織化支援

##### 町社協の取り組み

ひとり暮らし高齢者を対象に年1回のバス旅行を行うことで、閉じこもり予防につなげています（「独居老人のつどい事業」）。事業の一層の啓発に努め、利用を促進します。また、ひとり暮らし高齢者同士の親睦を深めることで組織化を図り、お互いに健康面等に気遣いあうことや、情報交換などをするといった自立活動の支援に努めます。

（４）身体障がい者福祉協会の活動支援

**町社協の取り組み**

軽スポーツ大会など会員親睦を図るための行事を支援し、また、生きがいつくりや仲間づくりなど、自立活動の支援に努めます。

（５）母子寡婦福祉会の活動支援

**町社協の取り組み**

母子寡婦福祉会の研修や行事等の活動を支援します。  
加入率の向上に努めるとともに、自立活動の支援に努めます。

**1 - 3 2 当事者団体の活動支援**

**町社協の取り組み**

町老人クラブ連合会、町身体障がい者福祉協会、町母子寡婦福祉会、町赤十字奉仕団、町民生・児童委員協議会の事務局を置くなど、関係団体の活動を支援します。

## 2 ボランティア・NPO活動の基盤づくり

### 2 - 1 ボランティア活動の推進

#### 基本方針

地域福祉推進の一翼を担うのが、ボランティア活動（団体）といえます。

現在、町内においてもさまざまなボランティア団体が活動しており、福祉に関する活動に取り組む団体も少なくありません。今後、さらなるボランティア活動の活性化を図るために、ボランティア活動に参加したことのない人や定年退職者らを対象に参加するためのきっかけづくりや、活動に関する悩みや課題等に適切に対応し、参加者がいつまでも楽しく活動を続けられる仕組みづくりに取り組みます。

#### 2 - 1 1 「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」の強化

##### 町社協の取り組み

町社協には、「八百津町社会福祉協議会・ボランティアセンター」（以下、「ボランティアセンター」）が配置されています。ここでは、ボランティアに関する相談や活動紹介、ボランティアの育成・活動支援などのほか、福祉分野に限らない教育や環境など、まちづくり活動全般の町民活動のコーディネートを行っています。町内におけるさまざまなボランティア・NPO団体を支援していくため、これらセンター機能の強化に努めます。

「ボランティアコーディネーター研修会」や「市町村ボランティア連絡協議会」「市町村社会福祉協議会ボランティア情報連絡会議」に参加し、職員のスキルアップに努め、活動者や団体への支援の充実を図ります。

「ボランティアセンター」の認知度向上のため、センターの役割やボランティアなどの福祉活動への参加促進、また、ボランティア活動者の拠点として利用されるよう広く周知していきます。

##### 町民の取り組み

「ボランティアセンター」の役割などを理解し、ボランティアに関する相談利用や発信される情報に関心をもつよう努めます。

#### 2 - 1 2 ボランティアに取り組む人の育成支援の推進

##### 町の取り組み

##### 町社協の取り組み

福祉教育を通じて、ボランティア活動への理解と参加を促進していきます。

#### 町社協の取り組み

広報紙や講演会等で各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報提供に努めるとともに、ボランティアの募集や、ボランティア参加のきっかけづくりなどの啓発活動に取り組みます。

ボランティア講座や研修会を実施し、ボランティア参加者のスキルアップにつなげていきます。

#### 町民の取り組み

町社協から提供されるボランティア情報、講座・研修会に関心をもち、ボランティア活動に参加するよう努めます。

ボランティア団体などの組織に入らなくとも、日常生活の中で無理なく行える助けあいや自宅周りの掃除などの活動に取り組むよう、町民一人ひとりが意識します。

### 2 - 1 3 ボランティア活動への支援の推進

#### 町社協の取り組み

ボランティア保険の周知と活用促進を図り、ボランティア保険料の助成や活動機材等を貸し出すなど、ボランティア活動を支援します。

ボランティア連絡会を開催し、各ボランティア団体の連携や情報交換などを行うことや、ボランティア団体に対し、活動時間を考慮した活動メニューの提案や活動情報を提供するなど、ボランティア参加者が無理なく継続して活動に取り組むことができる方法等について提案していきます。

各ボランティア団体のリーダーを対象に研修会を設け、各団体の活動の活性化につなげていきます。

#### 町民の取り組み

ボランティア活動を活性化させていくため、「ボランティアセンター」や他のボランティア団体と連携しながら、参加者を増やすためのきっかけづくりや、活動中の課題や問題等の解決策について検討していきます。

### 2 - 1 4 ボランティアコーディネート機能の強化

#### 町社協の取り組み

「ボランティアセンター」にボランティアコーディネーターを配置し、各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報把握・発信に努め、活動希望者や要支援者からの相談対応や、活動希望者と要支援者を結び付けるコーディネート機能の強化に努めます。

活動団体の運営支援、買い物・通院・散歩などの外出支援、家屋の簡単な修繕など地域で求められている支援・活動等を適切に把握し、これらさまざまなニーズに対応するために、目的別ボランティアの養成に努めます。

#### 町民の取り組み

「ボランティアセンター」から提供される情報に関心を持ち、または窓口を利用するよう努めます。

支援を必要としている人の情報や自分ができることの情報等を、「ボランティアセンター」に伝えるようにします。

### 2 - 1 5 災害時ボランティアに取り組む人の育成・活動支援の推進

#### 町の取り組み

「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を開講し、災害時におけるボランティアのコーディネーターを育成します。

講座を開講する際には周知に努め、より多くの方に参加していただき、自主防災組織の強化につなげます。

町内各地区の自治会等と連携し、災害ボランティアの組織づくりを支援します。

#### 町社協の取り組み

「災害ボランティア研修会」や講演会を開催し、災害時におけるボランティアの必要性や活動について広く周知していき、自主防災組織の強化につなげます。

#### 町民の取り組み

災害時などの緊急時の体制を整えていくためにも、町や町社協が実施する講座や研修会などに近隣同士で誘い合って参加するとともに、地域における災害時の支援体制等について検討していきます。

## 2 - 2 NPO活動の推進

### 基本方針

ボランティア活動団体のほか、NPO活動（団体）も地域福祉推進の一翼を担っています。NPOとは、非営利の社会貢献活動を行う民間団体の総称で、このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格をもった団体のことです。

法人格の有無を問わず、さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

現在、町内には福祉活動に取り組むNPO法人が2団体あり、高齢者などの食事サービスや移送サービスを実施しています。NPO団体の活動や運営を支援するなど、NPO活動を推進していきます。

### 2 - 2 1 NPO法人設立に向けた支援や運営支援の推進

#### 町の取り組み

NPO法人格取得に向けた相談窓口を設置し、NPO法人設立に向けた支援を行います。町内2つのNPO法人の活動は、高齢者支援の分野において重要な役割を果たしています。連携や協議の場を設け、協働体制を整備するほか、運営費を助成し活動を支援します。

#### 町社協の取り組み

「ボランティアセンター」を通じて、NPO活動の紹介や情報の提供、人材育成、相談や活動支援などを実施します。

#### 町民の取り組み

町内のNPO法人が実施している食事サービスや移送サービスについて、必要な人は利用し、活動に参加できる人は積極的に参加するようにします。

## 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

### 3 - 1 相談・情報提供体制の確立

#### 基本方針

高齢者や障がい者、子育て家庭など、福祉の支援を特に必要とする方たちが、地域の中で孤立することなく、福祉サービス、あるいは近隣住民から支援を得られることがめざすべきまちの姿といえます。このような方たちに限らず、地域の誰もが福祉に関する情報を知り、また、その情報を共有していることは極めて重要です。

日常生活におけるさまざまな生活課題の解決のために、誰もが気軽に相談することができ、適宜、必要な福祉サービスの情報を得ることができ、さらには、適切なサービスを利用することができる仕組みづくりに取り組みます。

### 3 - 1 1 相談体制の確立

#### (1) 総合相談の体制づくりの推進

#### 町の取り組み

相談に応じられる機関や地域の役職者などに相談する方は限定的なため、これら相談体制についての周知を図り、利用を促進します。

寄せられた相談に応じて、必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用につなげていきます。また、気軽に利用される窓口をめざします。

#### 町の取り組み

#### 町社協の取り組み

町内には、子育て支援センター、地域包括支援センターや5か所の出張所などの相談機関をはじめ、民生委員・児童委員や福祉協力員、福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。さまざまな分野や領域に及ぶ相談事例に対応することができるよう、町と町社協が協働して相談体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。

#### 町社協の取り組み

町社協内に総合相談窓口を設置し、相談事業の一層の強化に努めています。

さまざまな案件についての初期相談に応じています。また、電話での相談も常時受け付ける体制を整えています。

「心配ごと相談」は民生委員・児童委員によって、随時行われていますが、年々利用は少なくなっています。今後は、地域の中の身近な相談窓口として、広く町民に認識してもらえよう周知し、利用につなげていきます。

### 町民の取り組み

生活上の困っていることなどについて、公的な支援が必要であることや、自身で解決が難しい場合には、身近な機関や役職者に相談するようにします。

#### （２）専門分野における相談の体制づくりの推進

### 町の取り組み

相談内容は年々複雑化している一方で、各機関や各課の所管業務は専門分化してきています。このような状況においては、１つの窓口ですべての相談に対応することは困難となっています。さまざまな家庭が抱える生活課題等に速やかに対応することができるよう関係相談機関などとのネットワークづくりを進め、連携体制を構築していきます。

専門性を要する相談のため、早急に解決等に結びつかなくとも、親切、丁寧に最後まで対応し、必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用につなげていきます。また、気軽に利用される窓口をめざします。

### 町社協の取り組み

「無料法律相談」は年６回開催し、毎年４０名程度の利用があります。開催日等の周知を行い、継続して実施します。

窓口や民生委員・児童委員などに寄せられた相談のうち、専門分野に及ぶ案件については、関係分野の相談機関と連携して対応していきます。

そのほか、「介護教室」などさまざまな教室や講演会など、地域住民が参加する機会において相談を受け付け、必要に応じて専門的な相談窓口の利用につなげていきます。

### 町民の取り組み

専門分野に及ぶ相談をしたい場合には、専門相談窓口を利用するほか、窓口がわからない場合には、身近な相談機関や役職者に尋ねるようにします。

## 3 - 1 2 情報提供体制の確立

#### （１）広報紙・ホームページ・ＣＣネットを活用した情報提供体制づくりの推進

### 町の取り組み

町広報紙「広報 やおつ」を発行（年１０回）し、町民に町の情報を提供します。福祉の現状や介護保険制度など、福祉・保健・医療の情報を定期的に提供します。

広報紙のほか、お知らせ版や各種チラシなど紙媒体による情報提供とホームページやＣＣネットを利用し、福祉・保健・医療の情報を定期的に提供します。

情報通信技術を活用した「チャットメール」の普及と利用促進を図ります。

防災無線のデジタル化に向けた整備を進めるとともに、ホームページや広報紙を活用した

情報提供体制の確立を図ります。

これら住民の暮らしに、より密着した情報提供サービスの充実を図り、適切な福祉サービスの利用など、住民生活の質的向上と地域社会の活性化につなげていきます。

#### 町社協の取り組み

広報紙「やおつ福祉だより」の発行（年5回）やCCネットを活用し、必要な福祉の情報などを繰り返し、提供していきます。

福祉図書やビデオなどの貸し出しを実施しているほか、福祉関係のみならず、子育て関係図書、資料、ビデオ等の情報コーナーを設け、一般町民への閲覧と貸し出し等を実施し、情報提供を図ります。

#### 町民の取り組み

町民一人ひとりが町や町社協から提供される情報に関心をもち、内容を理解するよう努めます。

（2）医師や地域の役職者を通じた情報提供の推進

#### 町の取り組み

#### 町社協の取り組み

地域内の医師や民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉推進員、自治会長や班長といった役職者など、地域内のつながりによる口コミでの情報の浸透を推進します。

#### 町民の取り組み

地域内の役職者等のみならず、町民一人ひとりが福祉・保健・医療の情報を得るようにし、住民間で情報を共有できるよう努めます。

### 3 - 2 権利擁護体制の推進

#### 基本方針

保健や福祉のサービスを利用した方が感じた不満や苦情に対して十分に対応できる仕組みを整えるとともに、提供されているサービスについて、定期的に評価することは重要なことです。

また、利用者本人と事業者との契約に基づいて福祉サービス等を利用する制度の仕組みの上では、例えば認知症高齢者など、判断能力が不十分な方が不利益を被る可能性がでてきます。サービスに関する苦情処理体制や第三者評価体制、福祉サービスの利用支援体制など、権利擁護を進めていきます。

#### 3 - 2 1 苦情解決の仕組みづくりの推進

##### 町社協の取り組み

第三者委員の委嘱と第三者委員会を設置し、福祉サービス事業者のサービスの質の向上と利用者への情報提供を図ることを目的に、「福祉サービス第三者評価事業」を推進します。岐阜県社協等と連携して、事業者のよりよい環境づくりと利用者の安心をめざします。苦情解決責任者において、各々で利用者から寄せられた苦情等に対応します。

##### 町民の取り組み

福祉サービス利用にあたり、第三者評価委員会を通じて公開される情報を得ることや、不満や不都合なことについては、関係機関を通じて提言します。

#### 3 - 2 2 権利擁護の仕組みづくりの推進

##### 町の取り組み

認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が不十分な方たちが、悪質な事業者等によって、不利な契約を結ぶことがないよう、個人の尊厳と利用者の利益を確保するとともに、被害を未然に防ぐための情報等を提供していきます。

地域包括支援センターを中心に、成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する制度の啓発を推進します。

成年後見制度の利用支援として、初期相談対応や利用の際の費用助成を実施します。

身寄りのない高齢者などに対して法人後見として就任できる支援のあり方を検討します。

##### 町社協の取り組み

岐阜県社協、美濃加茂市社協等と連携して、認知症高齢者や知的障がい者などで判断能力

が不十分な方に、福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知を図り、利用の促進に努めます。

#### 町民の取り組み

人としての権利が守られるための制度や支援を活用することや、必要と思われる方に権利擁護についての情報を提供するよう努めます。

### 3 - 2 3 虐待防止の仕組みづくりの推進

#### 町の取り組み

#### 町社協の取り組み

要保護児童DV防止対策地域連絡協議会を設置し、虐待防止を図ります。

また、高齢者への虐待の対応としては、早期発見と地域包括支援センターに情報が伝わる体制づくりを進めるとともに、虐待に適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携して進めます。

#### 町民の取り組み

虐待等が懸念される家庭の情報を関係機関に伝えるようにします。

### 3 - 3 福祉サービスの質の向上

#### 基本方針

福祉サービスに関する苦情処理体制や第三者評価体制、福祉サービスの利用支援体制など、権利擁護体制を進めていくとともに、福祉サービス提供事業所に対して、福祉サービスの一層の質の向上を促進する必要があります。

また、福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できるようにしていきます。

#### 3 - 3 1 行政・事業者の情報・意見交換の仕組みづくりの促進

(1) 福祉サービス事業所の連絡会の設置等への支援

##### 町の取り組み

福祉サービス事業所間の情報交換、困難事例研究等を行う連絡会を設置し、運営支援や情報提供などの支援を行います。

福祉専門職の専門性の向上を図るため、各福祉サービス事業所、町社協等で行う研修等を支援します。

##### 町社協の取り組み

町内の福祉サービス提供事業所の1つとして、町やそのほかの福祉サービス提供事業者との連絡会に参加し、情報交換や困難事例研究に努めます。

(2) 福祉サービス事業所の評価の促進と評価結果の公開

##### 町社協の取り組み

岐阜県社協で取り組んでいる福祉サービス事業所などのための第三者評価制度について、町内の福祉サービス事業所への導入促進を支援します。

岐阜県社協と連携して町内の福祉サービス事業所の評価結果等の公開に努めます。

##### 町民の取り組み

福祉サービス利用の際などには、福祉サービス事業所の評価結果等の情報を活用します。

#### 3 - 3 2 地域に関かれた福祉サービス事業所づくりの促進

##### 町の取り組み

##### 町社協の取り組み

福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できるよう、地域、福祉サービス事業所との協議の場を設け、福祉サービス事業所の専門性の活用方法をともに検討

します。

**町民の取り組み**

町、福祉サービス事業所との協議の場に参加し、福祉サービス事業所の専門性の活用方法をともに検討します。

## 4 地域福祉推進のための人・組織づくり

### 4 - 1 地域福祉推進のための人づくり

#### 基本方針

地域福祉を推進する上で、町民一人ひとりの福祉意識の向上を図ることは重要であり、必要不可欠なことです。同時に地域活動を推進する主導者の存在が極めて重要となります。

各地区に配置されている民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員、福祉協力員、福祉推進員等の養成や研修の強化を図り、町民一人ひとりを巻き込んだ地域福祉活動の活性化につなげます。

また、老人クラブ、身体障がい者福祉協会、子ども会等の当事者組織のリーダーの養成、さらには自治会役員、ボランティア・NPO団体の代表者等を対象にしたリーダーの養成に努めます。

### 4 - 1 1 地域福祉を担う役職者の人材育成の強化

#### (1) 民生委員・児童委員の養成と研修強化

##### 町の取り組み

##### 町社協の取り組み

民生委員・児童委員と福祉協力員の合同研修会を開催し、資質向上に努めます。

民生委員・児童委員推薦会を開催し、より地域に根ざした活動に取り組める適任者の選定を行います。

民生委員・児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。県等とも連携して一層の資質の向上に努めます。

民生委員・児童委員、福祉協力員や福祉推進員の方々は、小地域における福祉課題の発見、地域住民による助けあい活動のリーダーとしての役割が期待されます。まずは、連携体制を整備することで活動基盤の強化を図り、福祉活動の強化につなげます。

民生・児童委員協議会の活動助成を行うとともに、定期的に研修会を実施するなど、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉推進員の意識の高揚に努め、小地域での懇談会などの企画や運営を委任するなど、役割や活動の強化に向けて支援します。また、これら地域の福祉活動者の役割等について、広く町民に周知するよう努めます。

##### 町民の取り組み

民生委員・児童委員は、町や町社協の実施する研修会に参加するなど、自己啓蒙に努めます。

民生委員・児童委員の役割を理解し、ともに地域福祉活動に取り組むようにします。

.....

(2) 身体障害者相談員、知的障害者相談員の養成と研修強化

**町の取り組み**

身体障害者相談員、知的障害者相談員は、町が委嘱しています。民生委員・児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取り組みを推進するリーダーとして、その養成・研修に努めます。

**町民の取り組み**

地域住民は、身体障害者相談員、知的障害者相談員の役割を理解し、ともに地域福祉活動に取り組むようにします。

(3) 福祉協力員、福祉推進員の養成と研修強化

**町社協の取り組み**

福祉協力員、福祉推進員は、町社協が委嘱しています。民生委員・児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取り組みを推進するリーダーとして、その養成・研修に努めます。

**町民の取り組み**

福祉協力員や福祉推進員らは、地域における福祉課題の発見などの福祉活動に取り組むとともに、地域住民に福祉活動の必要性を啓発し、活動への参加を募るよう努めます。地域住民は、福祉協力員や福祉推進員の役割や活動を理解し、ともに地域の助けあい活動に参加していきます。

**4 - 1 2 各組織団体等のリーダーの養成**

**町の取り組み**

**町社協の取り組み**

町内会、あるいは商工会、地域内にある企業等を対象に、福祉教育を推進し、福祉活動への参加につなげるとともに、そのリーダーの養成に努めます。

自治会や老人クラブ、PTA、子ども会など、地域の活動組織を支援するとともに、そのリーダーの養成に努めます。

ボランティア・NPO団体のリーダーの養成・研修については、随時実施していきます。地域における各分野の当事者組織の活動を活性化させていくためにも、当事者組織の育成支援を図り、そのリーダーの養成に努めます。

**町民の取り組み**

町民一人ひとりが地域福祉活動の重要性とリーダーの必要性や役割を理解します。リーダー一人に活動の運営を任せるのではなく、活動にかかわる全員で活動の活性化を図ります。

.....

**4 - 1 3 地域福祉を担う人材の育成支援**

( 1 ) 団塊世代の地域活動への参加の促進

**町の取り組み**

**町社協の取り組み**

定年退職を迎えた団塊世代の中の、第2の人生（セカンドステージ）を地域に戻り生きがいを持ちながら有意義に送りたい、また長年培った技術や経験を地域の中で社会貢献等に活かしたいなどと考えている方を対象に、生きがいを持ちながら地域で活動していただくための支援を実施します。

町内・自治会活動、ボランティア・NPO活動、健康、仕事、生涯学習、趣味・スポーツ・観光などさまざまな分野に及ぶ地域参加に関する情報の提供や地域参加を希望される方からの相談を受け付け、コーディネートなどを実施するとともに、イベントや講座、セミナー等の開催により、地域参加に関する啓発やきっかけづくりを行います。

( 2 ) 青少年育成を通じた早期からの地域活動への参加の促進

**町の取り組み**

**町社協の取り組み**

公民館活動、地域活動やボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。

各学校単位で独自に進められている福祉協力校事業を町全体でのまちづくりに発展させていくために、連絡協議会の開催や県立八百津高等学校との連携型中高一貫教育を推進します。

各学校等の取り組みについての情報交換や共通のプログラムを開発するなど、各学校の独自性を踏まえつつ一体となって推進し、地域社会との連携を進めていきます。

**町民の取り組み**

児童らは地域活動や福祉活動の機会に積極的に参加します。

保護者や地域住民は、各々の保育園や小・中・高等学校における取り組みに理解を示し、児童らの活動を温かく見守ります。また、子どもであっても大人であっても同じ地域の一員として、ともに活動をしていきます。

## 4 - 2 八百津町社会福祉協議会の強化・発展

### 基本方針

八百津町社会福祉協議会は社会福祉法人格を所有し、地域福祉の推進を目的とする公共性と公益性（非営利）の高い民間法人です。一方で、町の委託事業や介護保険サービスを提供する事業者としての側面を併せもっている団体でもあります。そのため、町民にとっては解りにくい点もあり、特に若い世代から認知されていない状況にあります。

地域福祉を推進する中核的機関として、住民参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくため、町社協事業の経営理念等を明確にして事業展開を図ることで、町民の一層の理解の促進を図りつつ、町社協組織を強化・発展させていきます。

### 4 - 2 1 町社協の認知度向上

#### 町社協の取り組み

「社会福祉大会」や「福祉映画会」など、町民の参加できる行事を開催し、認知度向上につなげます。

職員の見識を広めることや、専門性を高めるために、町との人事交流のほか、町社協事業や福祉教育などを実施する際には積極的に地域住民との交流を図り、より町民に寄り添った団体としてPRしていき、町社協の認知度向上につなげます。また、地域福祉の推進を担う中核機関としての役割を果たしていきます。

広く町民に町社協の活動などを周知するため、広報紙「やおつ福祉だより」を発行し、認知度向上につなげます。若年層や福祉への関心が低い人にもアピールできるような紙面づくりを検討します。

経営理念や事業方針、活動等の情報をわかりやすく、繰り返し、提供することで、認知度向上に努めます。

#### 町民の取り組み

町社協の存在意義や事業等を正しく理解するよう努め、知らない人には周知するよう努めます。

### 4 - 2 2 自主財源の確保

#### 町社協の取り組み

より質が高く、利用者の満足度の高いサービスを効率的に提供できる事業者として、介護保険事業などの事業者指定を受け、自主財源を確保します。

町事業の委託を積極的に受け、適切な事業財源の確保に努めます。

町民が八百津町社会福祉協議会の会員であることを広く周知するとともに、町民や企業など賛助会員から会費を募集します。

「赤い羽根共同募金」活動の意義や使命などのPRに努め、一般町民をはじめ、法人や職域・団体などの募金の拡大を図り、積極的に募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。

### 町の取り組み

事業の委託や補助金の助成を実施し、町社協事業を支援します。

### 町民の取り組み

会費を納めることのほか、募金活動など町社協事業に協力します。

## 4 - 2 3 町社協組織の基盤強化

### (1) 方針決定体制と事業執行体制

#### 町社協の取り組み

広い見識と高い経営能力、地域福祉推進の強い意思のある役員・評議員による理事会、評議員会を開催することで、町社協事業の方針を年度ごとに検討します。

毎年度の事業方針に従い、事務局を設置し、事業執行体制を整備します。また、事務の効率化を図り、人員配置を明確にするなど、組織強化を図ります。

### (2) 職員の専門性など資質向上

#### 町社協の取り組み

各種研修や他市町村社協との連絡協議会、勉強会や講演会に積極的に参加し、職員の専門性など資質向上に努めます。また、専門資格の取得など自己啓発に努めます。

また、町委託事業への取り組みにあたり、すべての町民に良質なサービスを提供する安心できる事業者として認識され、また、サービス利用者にとっては、満足の得られるサービスを提供してくれる事業者として信頼されるよう、職員一人ひとりの専門性や資質向上に努めます。

### (3) 広域的連携の推進

#### 町社協の取り組み

町内機関との連携にとどまらず、広域的に取り組む事業等に対応するためにも、加茂郡内や美濃加茂市等の近隣市町村社協間の連携・協働に努めます。

## 第 5 章 計画の推進体制と評価

### 1 推進体制

本計画の第4章では、地域福祉の推進に向けて、町や町社協が取り組むことをまとめています。これらの取り組みは、内容が多岐にわたるため、健康福祉課にとどまらない関係各課、町社協との連携・協働による一体的な推進が不可欠です。

そのため、関係各課、町社協は協議の場を設けるなど常に連携し、本計画の着実な推進を図っていきます。

#### 1 公私協働体制の推進

地域福祉推進の主体者である「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」の基盤組織である「町社協」と福祉サービスの提供体制の確保等に責務をもつ「町」との公私公民が一体となって福祉意識の啓発や福祉活動の展開を図る協働体制を確立します。

#### 2 分野別連携体制の強化

保健・医療・福祉の分野にかかわらず、生活や福祉といった観点から関連のある公的機関と民間事業者等との協働体制を確立します。また、地域にみられる福祉課題の解決を図るには、各分野が一体となって取り組むべき項目は多いことから、これら各種分野の機関や関係者同士の連携体制を強化します。

## 2 進行管理と評価

### 1 計画の公表・周知

.....

本計画を町ホームページで公表し、広く周知を図っていくとともに、計画の概要版を作成し、全戸に配布します。

### 2 計画の進行管理

.....

本計画の進行状況等のチェックは、毎年行います。

進行管理を行なうにあたっては、まず健康福祉課と町社協が協働し、各地域での取り組みをまとめます。

町と町社協の取り組みの進捗状況については、関係各課、町社協において自己評価します。

町と町社協は連携を密にし、それぞれの結果について、事業の関連づけを確認しながら十分な協議を実施することで、次年度において、より成果を上げるべく効率的な施策や事業の展開に向けた調整を図ります。

これらの結果と各地域での活動を取りまとめたものを併せて「八百津町地域福祉推進協議会」に報告します。

「八百津町地域福祉推進協議会」では、これらの評価結果や各地域の取り組み状況を総括し、それぞれの立場からの評価、指摘、提案などを行います。